

令和6年第1回定例会（2月議会） 福祉環境委員会（分科会） 会議の概要

書記 加藤 祐也 録

招集年月日時 令和6年2月14日（水曜日）

午後1時15分

招集場所 議事堂 福祉環境委員会室

本定例会（2月議会）における案件（委員会）

- 1 議案第30号
令和5年度自然公園事業に要する経費の一部負担の変更について
- 2 議案第75号
秋田県子ども・女性・障害者相談センター条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第76号
秋田県社会福祉施設職員福利基金条例を廃止する条例案
- 4 議案第77号
秋田県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 5 議案第78号
秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第79号
職員の特殊勤務手当に関する条例及び秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第80号
秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第81号
秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第82号
医療法施行条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第83号
秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第84号
秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第96号
地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期計画に関する認可について
- 13 議案第97号
令和6年度自然公園事業に要する経費の一部負

担について

- 14 議案第118号
秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 15 議案第119号
秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 16 議案第120号
秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 17 議案第121号
秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 18 議案第122号
秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 19 議案第123号
秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案
- 20 議案第124号
秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 21 議案第125号
秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案
- 22 議案第126号
秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案
- 23 議案第127号
秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 24 議案第128号
秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 25 議案第129号
秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 26 議案第130号
秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 27 議案第131号
秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 28 議案第132号
秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 29 議案第133号

秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例案

30 請願第7号

国立病院の機能強化を求める意見書採択にかか
わる請願について

31 請願第8号

カドミウム汚染地域関係者の健康影響調査を求
める請願について

32 意見書案（請願第7号の採択に伴うもの）

国立病院の機能強化を求める意見書

33 付託案件以外の所管事項

本定例会（2月議会）における案件（分科会）

1 議案第1号

令和5年度秋田県一般会計補正予算（第8号）
（健康福祉部及び生活環境部の関係部門）

2 議案第11号

令和5年度秋田県一般会計補正予算（第9号）
（健康福祉部及び生活環境部の関係部門）

3 議案第13号

令和5年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会
計補正予算（第1号）

4 議案第22号

令和5年度秋田県環境保全センター事業特別会
計補正予算（第1号）

5 議案第24号

令和5年度地方独立行政法人秋田県立病院機
構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第1号）

6 議案第25号

令和5年度秋田県国民健康保険特別会計補正
予算（第2号）

7 議案第47号

令和6年度秋田県一般会計予算
（健康福祉部及び生活環境部の関係部門）

8 議案第49号

令和6年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会
計予算

9 議案第61号

令和6年度秋田県環境保全センター事業特別
会計予算

10 議案第63号

令和6年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施
設整備等貸付金特別会計予算

11 議案第64号

令和6年度秋田県国民健康保険特別会計予算

2 審査日程

3 議案第30号

令和5年度自然公園事業に要する経費の一部負
担の変更について（趣旨説明）

4 議案第47号

令和6年度秋田県一般会計予算（健康福祉部
及び生活環境部の関係部門）（趣旨説明）

5 議案第49号

令和6年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会
計予算（趣旨説明）

6 議案第61号

令和6年度秋田県環境保全センター事業特別
会計予算（趣旨説明）

7 議案第63号

令和6年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施
設整備等貸付金特別会計予算（趣旨説明）

8 議案第64号

令和6年度秋田県国民健康保険特別会計予算
（趣旨説明）

9 議案第75号

秋田県子ども・女性・障害者相談センター条例
の一部を改正する条例案（趣旨説明）

10 議案第76号

秋田県社会福祉施設職員福利基金条例を廃止す
る条例案（趣旨説明）

11 議案第77号

秋田県女性自立支援施設の設備及び運営に関す
る基準を定める条例案（趣旨説明）

12 議案第78号

秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改
正する条例案（趣旨説明）

13 議案第79号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び秋田県精
神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収
に関する条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明）

14 議案第80号

秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部
を改正する条例案（趣旨説明）

15 議案第81号

秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条例
案（趣旨説明）

16 議案第82号

医療法施行条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明）

17 議案第83号

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正
する条例案（趣旨説明）

18 議案第84号

令和6年2月14日（水曜日）

本日の会議案件

1 会議録署名員及び分科会会議録署名員の指名

秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する
条例案 (趣旨説明)

19 議案第96号

地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期計画
に関する認可について (趣旨説明)

20 議案第97号

令和6年度自然公園事業に要する経費の一部負
担について (趣旨説明)

21 議案第1号

令和5年度秋田県一般会計補正予算(第8号)
(健康福祉部の関係部門) (趣旨説明・質疑)

22 議案第1号(再掲)

令和5年度秋田県一般会計補正予算(第8号)
(生活環境部の関係部門) (趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員(分科員)

委員長(会長)	佐藤 正一郎
副委員長(副会長)	鈴木 真実
委員(分科員)	加藤 鉦一
委員(分科員)	北林 丈正
委員(分科員)	今川 雄策
委員(分科員)	加藤 麻里

欠席委員(分科員)

委員(分科員)	沼谷 純
---------	------

書記

議会事務局議事課	加藤 祐也
議会事務局政務調査課	村上 忍
健康福祉部福祉政策課	小玉 遼平
生活環境部県民生活課	平柳 悠

会議の概要

午後1時13分 開会

出席委員(分科員)

委員長(会長)	佐藤 正一郎
副委員長(副会長)	鈴木 真実
委員(分科員)	加藤 鉦一
委員(分科員)	北林 丈正
委員(分科員)	今川 雄策
委員(分科員)	加藤 麻里

欠席委員(分科員)

委員(分科員)	沼谷 純
---------	------

説明者

健康福祉部長	高橋 一也
健康福祉部次長	片村 有希
健康福祉部次長	石井 正人
福祉政策課長	元野 隆史

生活環境部長	川村 之聡
生活環境部次長	古井 正隆
生活環境部次長	信田 真弓
生活環境部参事	渡部 仁
生活環境部参事(兼)	自然保護課課長 齋藤 寿幸
県民生活課長	石川 由美子

副委員長(副会長)

ただいまから、福祉環境委員会を開会します。
本日の委員会及び予算特別委員会福祉環境分科会
を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。第1回定例
会2月議会を通しての会議録署名員には、今川雄策
委員、加藤麻里委員を、分科会会議録署名員には、
同分科員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。
審査日程案及び付託議案一覧表を御覧ください。

審査日程案について御意見等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

副委員長(副会長)

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありま
せんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副委員長(副会長)

御異議ないものと認めます。審査日程は、原案の
とおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程から
ずれることがありますので、あらかじめ御承知おき
ください。

次に、部局長説明を行います。

議案第30号、議案第47号、議案第49号、
議案第61号、議案第63号、議案第64号、議案
第75号から議案第84号まで、議案第96号及び
議案第97号、以上18件について、関係部長の説
明を求めます。

健康福祉部長

【部局関係説明書により説明】

生活環境部長

【部局関係説明書により説明】

副委員長(副会長)

以上で関係部長の説明は終了しました。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午後1時27分 休憩

午後1時29分 再開

出席委員(分科員)

委員長(会長) 佐藤 正一郎

副委員長（副会長）	鈴木 真実
委員（分科員）	加藤 鋤一
委員（分科員）	北林 丈正
委員（分科員）	今川 雄策
委員（分科員）	加藤 麻里
欠席委員（分科員）	
委員（分科員）	沼谷 純
説明者	
健康福祉部長	高橋 一也
健康福祉部次長	片村 有希
健康福祉部次長	石井 正人
福祉政策課長	元野 隆史
感染症特別対策室長	野村 桃子
地域・家庭福祉課長	内田 鉄嗣
長寿社会課長	伊藤 幸喜
障害福祉課長	樋口 和彦
健康づくり推進課長	辻田 博史
国保医療室長	加賀谷 修
保健・疾病対策課長	渋谷 清美
医務薬事課長	石川 亨
医療人材対策室長	柳谷 由己

副委員長（副会長）

委員会及び分科会を再開します。

初めに、健康福祉部関係の国補正予算対応分の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第1号のうち健康福祉部に関係する部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

地域・家庭福祉課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

長寿社会課長

【議案〔1〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

障害福祉課長

【議案〔1〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

保健・疾病対策課長

【議案〔1〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

副委員長（副会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。いかがですか。

加藤鋤一委員（分科員）

職員の処遇改善支援事業ですけれども、職種によって開きは、0.3%から1.4%で4倍くらい。県の交付率は、国の基準そのままですか。

長寿社会課長

国で示してきた基準そのままでございます。

加藤鋤一委員（分科員）

0.3%から1.4%ぐらいまでの差で4倍。これは、仕事で違うのですか。障害福祉課では、平均して6,000円という話をしていますけれども、見るとかなり差がありますよね、0.3%から1.4%までありますから。平均で6,000円だとすれば2,000円くらいの差になる。そのように差が出てくるのですか。

長寿社会課長

確かに開きはありますけれども、サービスごとの介護職員の割合によって、この率が決められておりますので、こういった開きが出てきます。

加藤鋤一委員（分科員）

割合をどういうふうに捉えているのか。

長寿社会課長

この交付率につきましては、介護サービスの報酬全体にかかるわけです。サービスによって、人件費が非常に掛かるサービスとそうでないサービスがありますので、その人件費割合に応じて、この率が決まっていることとなります。

加藤鋤一委員（分科員）

では、平均して6,000円ぐらいというのは同じということだ。

長寿社会課長

そういうことです。

加藤鋤一委員（分科員）

そうすれば、障害福祉課も同じか。

障害福祉課長

基本的な考え方は同じでございます。

加藤鋤一委員（分科員）

今、福祉総合エリアのLED化の予算が出ています。例えば、中央エリアを考えたら、プールを直したりしていますけれども、介護施設ではない、単独の宿泊施設がありますよね、A棟とかB棟とか、百何十人。介護ではないね。要するに、一定の高齢者が所得によって住まいにする施設があるではないですか。これは、そういう施設も全て含めてのLED化ですか。

長寿社会課長

こちらにつきましては、あくまでも中央エリアの管理棟といいますか、コアな部分です。委員がおっしゃっているのは、軽費老人ホーム、あるいは特別養護老人ホームとか、いろんな施設があつたエリアにありますけれども、そういったエリアは県の施設ではないので、対象外となっております。

加藤鋤一委員（分科員）

だって、総合エリアの中にあるではないですか。センターエリアが真ん中であつて、左側に4階建て、3階建て、それから介護施設が後ろのほうにあるではないですか。あれは、県が建てた施設ではないの。

長寿社会課長

中央エリアの管理棟やプールとかの部分は県が整備しましたがけれども、その周りのいろんな施設については、秋田市なり、あるいは社会福祉法人なりが建てて経営しているという状態になっています。

加藤 鉦一 委員（分科員）

そうですか。県の中央福祉エリアとなっているから、すっかりあの辺は県の事業団がやっているものだと思っていました。勘違いしていました。分かりました。

加藤 麻里 委員（分科員）

感染症対策事業のことでいいですか。

副委員長（副会長）

はい、どうぞ。

加藤 麻里 委員（分科員）

強化事業となっていますけれども、これは、まだこういった部分について発生に備えた対応、設備等ができていないといえますか……。していただきたいけれども……。こういった事業が可能になるような医療機関は、県内では今どれくらいの割合になっているのでしょうか。

保健・疾病対策課長

これまでコロナのときは、いろいろと施設整備や機材等を準備しました。今回の感染症予防計画におきましては、新興感染症が発生したときに備えて、医療機関、あるいは入院医療機関の病床確保、あるいは発熱外来を整備するものです。今までは特定の医療機関にばかり偏っていた傾向がありましたので、各地域に満遍なく医療機関について協力していただくことになっております。

その際に、今回見込んだものとして、施設整備につきましては3医療機関分、これは令和3年の入院の初動における補助金のときに申請してきたものを想定しております。

それから、外来については、10医療機関分を準備しております。これにつきましては、事前に計画に係るアンケートをとったときに、10医療機関が施設整備について補助等していただければ、協定を結んで協力できるという回答であったため、こういったところにつきまして予算措置したものです。

加藤 麻里 委員（分科員）

今回10医療機関ということで、さらにこの後増えるというか、増えてくれればいいことですね。

保健・疾病対策課長

もちろん増えてくれればいいのですが、コロナのときに大方の整備は終わっているところがありますので、今回はこの分を見込んでいるというところです。

加藤 鉦一 委員（分科員）

障害児・者施設整備補助事業では、事業内容に4つほど載っていますが、井川町で1か所と由利本荘

市で3か所、整備区分が「創設」、つまり新しく造るということですね。これは、どういうわけで新しく今、行うのですか。

障害福祉課長

整備区分が「創設」となっておりますけれども、実際は現在ある施設が老朽化しておりますので、場所を変えて新たに造るという趣旨でございます。

加藤 鉦一 委員（分科員）

そうすると、これは、コロニー——西目町の大きい施設が分けて移転という話が出ていますけれども、それと関係ありますか。

障害福祉課長

今回の施設整備につきましては、先ほど申し上げましたとおり、施設の老朽化あるいは耐震化が不十分な施設ということで、既存の施設を新たに移転して造るというものでございまして、県の心身障害者コロニーの話とはまた別の話になってございます。

加藤 鉦一 委員（分科員）

ここの入所者は、コロニーに通所しているのではありませんか。

障害福祉課長

コロニーに入所施設はございますけれども、今回のグループホームにつきましては、新しく移転改築をしまして、今、入所している方は、引き続き入っていただく形になっております。

副委員長（副会長）

ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

副委員長（副会長）

ほかにないようですので、以上で健康福祉部関係の議案に関する質疑を終了します。

説明者交代のため、暫時休憩します。再開は、午後2時10分とします。

午後1時59分 休憩

午後2時 7分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 正一郎
副委員長（副会長）	鈴木 真実
委員（分科員）	加藤 鉦一
委員（分科員）	北林 丈正
委員（分科員）	今川 雄策
委員（分科員）	加藤 麻里

欠席委員（分科員）

委員（分科員）	沼谷 純
---------	------

説明者

生活環境部長	川村 之聡
生活環境部次長	古井 正隆

生活環境部次長	信 田 真 弓
生活環境部参事	渡 部 仁
生活環境部参事 (兼)	自然保護課長
	齋 藤 寿 幸
県民生活課長	石 川 由美子
環境管理課長	近 江 賢 治
八郎湖環境対策室長	大 石 勝
温暖化対策課長	田 口 好 信
環境整備課長	大 門 洋
生活衛生課長	永 須 昭 夫

副委員長 (副会長)

委員会及び分科会を再開します。

初めに、生活環境部関係の国補正予算対応分の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第1号のうち生活環境部に関係する部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

生活衛生課長

【議案〔1〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

副委員長 (副会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

加藤鉦一委員 (分科員)

水道管の耐震化は全額国庫ですけれども、基準としては、何年経過したものが対象になりますか。

生活衛生課長

耐用年数は40年とされております。

加藤鉦一委員 (分科員)

県内の水道の普及はほぼ100%に近いでしょう。100%ということはないけれども、40年たっているのは、大体何%くらいあるのですか。

生活衛生課長

耐用年数を越えた管路の割合は、14%です。

加藤鉦一委員 (分科員)

そうすると、この4事業の水道については、40年を超えた14%の一部という考え方でよろしいですよ。それで、この補助残については有利な起債とか、あるいは単独負担、過疎地域かどうかとか、いろんな問題があると思いますが、その辺りのシステムはどのようになっているのか。県が補助率でかさ上げしているのかという辺りを教えてください。

生活衛生課長

国の今回の補助率は、いろんな事業があり、かなりきめ細かく分かれています。3分の1から、少ないのは10分の4とか4分の1とか様々あります。まず、交付金としての補助の部分があります。残りは公営企業ですので、公営企業債で借金として水道事業者が負担する部分もありますし、一般財源から

繰り入れて、水道事業に使うという市町村もあるかと思えます。一般会計から繰り入れた分については、所管ではないのですが、普通交付税措置で、後から償還金に対しての交付金措置はあるかと思えます。この水道事業に対して県単独での補助はございません。

北林丈正委員 (分科員)

水道管の耐震化は、古いものを単に新しく取り替えるということですか。それとも、ちょっと材質を替えるとか何か、つなぎの部分が多少揺れてもいいようなものに替えるとか、そういうものはあるのですか。

生活衛生課長

材質が一番の要素ですが、本県は耐用年数を超える管路の割合が低い県でして、水道の普及がほかの都道府県よりも遅かったというのもあるのですが、ちょうど普及したときは、まだ今の基準の耐震性能が求められていない時代にいったん敷いてしまっていますので、老朽管の更新に合わせて、耐震性能を持つ耐震管に順次入れ替えているというのが実情でございます。

北林丈正委員 (分科員)

技術的な話ですが、材質が古いものはどういふもので、今度の新しいものはどういふものか分かりますか。

生活衛生課長

水道管は様々あるようで、昔は石綿セメント管が使われた時代もあったようですが、今、一番いいとされているのは新しい素材でダクタイル鋳鉄管や、揺れても簡単に外れない柔軟性のある、フレキシブルな継ぎ手も開発されているようで、そういったものが耐震性が高いとされているようです。

加藤麻里委員 (分科員)

事業名が3つありますが、これは読んで字のとおりかなと思いつつも、最初の事業は水道管路なので、今お話しになったようなものかと思えます。仙北市が対象の事業は、仙北市が未普及地域だから、水道がまだのところを増やすということですか。事業の詳しい意味がちょっと……。生活基盤近代化というのも何だろうと思ったりしたのですけれども、教えてください。

生活衛生課長

委員のおっしゃるとおり、水道未普及地域解消事業は、読んで字のごとく、水道の引いていないところに仙北市が延ばすと。水道を普及させる、まだのところを水道を引く事業に充てる交付金でございます。

残りは、国が決めた補助事業の名前ですので、なかなか読んですつと入ってはこないのですが、説明したとおり、水道管路耐震化等推進事業は、大まか

に水道管路が川を渡るときは水道橋の更新に充てますし、生活基盤近代化事業は、浄水施設の一つで、今回は大潟村の貯水池等、いわゆる管路ではない部分の更新費用に充てるといった事業の仕分になっております。

加藤麻里委員（分科員）

すると、毎年こうやって継続して事業を進めていくと、県内では何%かが、この事業によって改善されているということですね。

生活衛生課長

県内の市町村が要望した分は、国から全額内示を受けて進めております。来年度当初もこのぐらいの額で、毎年継続して、市町村が優先順位を決めて事業を要望してくるわけです。少しずつではありますが、進んでいるという状況です。

副委員長（副会長）

以上で生活環境部関係の議案に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、2月26日月曜日、午前10時に委員会及び分科会を開き、健康福祉部及び生活環境部の補正予算関係の議案に関する審査を行います。

散会します。

午後2時18分 散会

令和6年2月26日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第11号
令和5年度秋田県一般会計補正予算（第9号）
（健康福祉部の関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 2 議案第13号
令和5年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）（趣旨説明・質疑）
- 3 議案第24号
令和5年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第1号）
（趣旨説明・質疑）
- 4 議案第25号
令和5年度秋田県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（趣旨説明・質疑）
- 5 議案第11号（再掲）
令和5年度秋田県一般会計補正予算（第9号）
（生活環境部の関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 6 議案第22号
令和5年度秋田県環境保全センター事業特別会計補正予算（第1号）（趣旨説明・質疑）
- 7 議案第30号
令和5年度自然公園事業に要する経費の一部負担の変更について（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 正一郎
副委員長（副会長）	鈴木 真実
委員（分科員）	加藤 鉦一
委員（分科員）	北林 丈正
委員（分科員）	今川 雄策
委員（分科員）	加藤 麻里
委員（分科員）	沼谷 純

書記

議会事務局議事課	加藤 祐也
議会事務局政務調査課	村上 忍
健康福祉部福祉政策課	小玉 遼平
生活環境部県民生活課	平柳 悠

会議の概要

午前9時59分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 正一郎
副委員長（副会長）	鈴木 真実

委員（分科員）	加藤 鉦一
委員（分科員）	北林 丈正
委員（分科員）	今川 雄策
委員（分科員）	加藤 麻里
委員（分科員）	沼谷 純

説明者

健康福祉部長	高橋 一也
健康福祉部次長	片村 有希
健康福祉部次長	石井 正人
福祉政策課長	元野 隆史
感染症特別対策室長	野村 桃子
地域・家庭福祉課長	内田 鉄嗣
長寿社会課長	伊藤 幸喜
障害福祉課長	樋口 和彦
健康づくり推進課長	辻田 博史
国保医療室長	加賀谷 修
保健・疾病対策課長	渋谷 清美
医務薬事課長	石川 亨
医療人材対策室長	柳谷 由己

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、健康福祉部の補正予算関係の議案の審査を行います。

分科会において、議案第11号のうち健康福祉部に関する部門並びに議案第13号、議案第24号及び議案第25号に関する審査を行います。

関係課長等の説明を求めます。

福祉政策課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

感染症特別対策室長

【議案〔3〕及び補正予算内容説明書により説明】

地域・家庭福祉課長

【議案〔3〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

長寿社会課長

【議案〔3〕、補正予算内容説明書及びにより説明】

障害福祉課長

【補正予算内容説明書により説明】

健康づくり推進課長

【補正予算内容説明書により説明】

国保医療室長

【議案〔3〕及び補正予算内容説明書により説明】

保健・疾病対策課長

【議案〔3〕及び補正予算内容説明書により説明】

医務薬事課長

【議案〔3〕及び補正予算内容説明書により説明】

医療人材対策室長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課室、一括して行います。

北林丈正委員（分科員）

保健・疾病対策課にお聞きします。先ほどの内説76ページの説明で、心はればれ県民運動推進事業で1,100万円余りの減額という話だったのですが、この減額の内容について、もうちょっと教えていただけますか。

保健・疾病対策課長

心はればれ県民運動推進事業の減額につきましては、市町村に交付している補助金について、実績見込みを市町村から聴取したところ、額が少なくなつて減額になるということです。

北林丈正委員（分科員）

市町村で、心はればれ県民運動に対する事業が予想よりも少なかったということでしょうか。

保健・疾病対策課長

こちらで予算措置していたものよりは若干少なかったということで、当初申請した時点より大分少なかったということではないです。

北林丈正委員（分科員）

当初、予算は全体でどのぐらい見ていたのですか。

保健・疾病対策課長

市町村の分ですよ。全体で。

北林丈正委員（分科員）

全体で。

保健・疾病対策課長

全体では、当初予算としては1億1,600万円です。

北林丈正委員（分科員）

1億1,600万円で、県の補助がいくらですか。

保健・疾病対策課長

市町村に対する補助としましては、5,300万円になっておりました。5,372万6,000円です。

（※15ページで発言訂正あり）

北林丈正委員（分科員）

5,300万円の補助のうち、大体1,200万円近くが減額ですから、20%ぐらい少なかったということですか。

保健・疾病対策課長

はい、そうです。

これにつきまして補足ですが、国の交付金が当初

で見込んだときより2割くらい減額という通知が来ました。それで、それに合わせて市町村にも通知したところ、大体こういった額で申請が来たところで

加藤麻里委員（分科員）

地域・家庭福祉課のところでお伺いしたいと思います。

子どものための自立支援資金貸付事業ですけれども、これは何人ぐらいの方が、この貸付けを利用されたのでしょうか。

地域・家庭福祉課長

この事業は、児童養護施設等を対象とした方、あとは独り親に対する貸付けの2つの事業でございまして、延べ人数でいきますと、これは見込みも含めて答えさせていただきたいと思います。児童養護施設等を対象とされる方の貸付事業につきましては、生活支援費と家賃支援費、それから資格取得支援費ということで、それぞれ合計しますと延べで22名を見込んでおります。

それから、独り親の家庭、高等職業訓練促進資金貸付事業につきましては、入学準備金が3人、それから就職準備金3人、これも見込みの方も含めまして延べ6名を見込んでおります。

加藤麻里委員（分科員）

この人数は、分母からしてどの程度の割合になるのでしょうか。

地域・家庭福祉課長

分母は、非常に大きい数になりますので、割合としては非常に少なくなると思います。独り親世帯は相当の数がいますので、それに対する人数としての割合は非常に少ないと思いますけれども、やはり資格を取得しての、例えば入学準備金であったり就職準備金でございまして、そこについては限られた必要な方に対して貸付けを行っていくという趣旨であり、割合は少なくなつてきております。

加藤麻里委員（分科員）

この予算は一般となっていますけれども、県の事業ということですか。

それと、希望があればあった分だけ、多くなれば多くなつた分だけ事業としてサポートしていただけるということでのいいのでしょうか。

地域・家庭福祉課長

実施主体は県の社会福祉協議会で、説明でも若干触れさせていただきましたが、国が9割、県が1割と、資金を出して貸付けを行っていますので、希望があれば、それに対応できる分の資金は県社協に行っているものと認識しております。

沼谷純委員（分科員）

私から何点かお願いします。

補正予算の資料として頂いている原油価格の高騰

等についてです。指定管理料で運営している施設、あるいは利用料金併用制で運営されている施設と分かれています。この利用料金併用制で利用料金そのものの値上げ等々を行ったような施設はあるのでしょうか。

地域・家庭福祉課長

当課所管の社会福祉会館につきましては、利用料金併用制を採用しておりますけれども、利用料金の値上げ等は現在のところ行っておりません。

長寿社会課長

南部エリアにつきましても、利用料金の値上げは行っておりません。

健康づくり推進課長

ユフォーレに関しては、値上げの検討を一時したようではありますが、値上げはしていないと聞いております。

沼谷純委員（分科員）

全ての施設の利用料金は条例で定めるものですよ。だとすると、今のこの立てつけでいくと、指定管理料、例えば40%であれば、残りの60%のところは、いわゆる光熱費が上がった部分、原油価格が上がった部分は、利用料金等々で自分たちで何とか頑張ってくださいということだと思っておりますが、実際、利用料金に反映されていない、利用料金の値上げがなければ、この図でいくところの60%とか値上がり分の6割というのは、どうやって各施設では吸収するのか、上げるのか、その辺はどういう対策をとられていますか。

福祉政策課長

利用料金を値上げするとすると、県との協議において条例を改正して上げることになると思いますので、自由度という点では、それほどあるわけではないのですけれども、昨年度も同じように、公費負担割合ということで計算しておりました。趣旨としては、ある程度、経営の自由度が指定管理料制よりはあるということで、このような算定の仕方にしたということでございます。

沼谷純委員（分科員）

パーセントですので、金額が800万円とか、場所によっては1,500万円とかとなりますけれども、いずれそれが4割相当だとすると、残り6割相当は……。例えば南部エリアでは、これが4割だとすれば、これ以上の金額をどこかで吸収すると。条例事項ですから利用料金は上げられないとすると、1,500万円あるいは2,000万円という金額をどこかで吸収しなければいけなくて、物販とか、ないことはないでしょうけれども、エリアで物を売るといってもなかなか……。結局、現実的にはこういう福祉関係の施設ですと、利用料金以外で売上げを上げて、この2,000万円を吸収しようとい

うのは、例えば今、南部エリアの話ですけれども、かなり厳しいのではないかと感覚的にそう思います。だとすると、いつときの原油価格あるいは光熱費の高騰であればいいのですが、そうでないでしょうから、県民負担にはなりますけれども、利用料金そのものをきちんとある程度見直すこともやっていかないと、結果的に指定管理でコストを吸収するという、どこかを削って吸収するというだけの対応になってしまうのではないかとと思うのですが、その辺の懸念は、見通しとしてどうですか。

福祉政策課長

確かに委員おっしゃるとおりだと私も思います。全庁的な取組でございますので、総務部とも検討してみたいと思います。

沼谷純委員（分科員）

この問題は最後にしますけれども、例えば観光施設とかであれば、いろんな意味で物販とか売上げを伸ばしましょうということがやりやすいと思うのですが、福祉を中心とした施設なので、なかなか稼ぎましようでは吸収できない部分が多いと思います。全庁的にはこのルールだと思いますけれども、やはり施設の種別ごとにそこら辺は少し検討を。対応が違っていいのではないかなという気もしましたので、是非そういう視点も踏まえて、総務部財政課と検討していただければと思います。これはお願いで終わります。

福祉政策課長

使用料の額の変更については、条例の使用料の上下2割の範囲で設定可という規定がございますので、それに基づいてある程度、自由度があるということでございます。

沼谷純委員（分科員）

次に、5ページの資金の貸付けです。これは、実際には減額ということですから、ある意味では良かったとは思いますが、参考までに教えていただきたいです。金額は分かったのですが、件数的にはどのぐらいの件数、例えば免除になった件数——免除は非課税世帯とかだと思っておりますけれども、免除になった件数、あるいはこれから償還していく件数などが、今この場でお答えできればと思っております、もし難しければ後でと思っております。

あともう一つ、54%の償還予定ですが、償還が順調にいくのか、今、滞っているケースもやっぱりあるのか、その辺の実態を分かれば教えてください。

地域・家庭福祉課長

まずは、件数についてお答えいたします。生活福祉資金特例貸付の件数については、全体で4,062件でございます。そのうち返還免除になった件数は、12月末時点で1,860件、約1,900件弱と、割合としては45.8%くらいが

免除になっております。

特例貸付については、緊急小口貸付と総合支援ということで、実は最大で、緊急小口が1回と総合支援が3回、借りることができたと。それで、貸付けの期間についても、時期によって、令和5年1月から償還が開始されているものと、令和6年1月から開始されたもの、それから一番最後が令和7年1月から償還されるものがございます、重なる方もいますけれども、それぞれ償還の時期も異なっております。ただ、ここで償還免除額が全体として46%、それから件数としても大体同じくらいの率になっており、住民税非課税世帯等について免除を行っておりますけれども、非常に償還が厳しい状況です。そういう状況もありますので、県の社会福祉協議会、それから福祉事務所、市町村の社会福祉協議会が連携を図りながら、伴走的な支援を、自立に向けた支援も併せて行うことしております。非常に償還が厳しい方もいると思いますので、免除以外にも猶予という形をとっている方もいますので、そこについてはきめ細かく関係機関と連携を図りながら対応していきたいと思っております。それぞれいろいろな状況があるということがございます。

沼谷純委員（分科員）

今の御説明では、45%から46%の免除になった方々が、それはそれで免除だと。償還が今、始まった方、これから始まる方、来年から始まる方の中で、既に始まっている方々でも、あるいはこれから始まるであろう方々でも、かなり返済が厳しいのではないかという件数も、2,000件ちょっとの中では相当数あるのではないかという御説明ですね。分かりました。

その上で、伴走という話がありましたけれども、いずれ償還、猶予はあっても免除にはもうならないわけですか。10年なら10年の償還期限のどこかで、何らかのサポートをしながら、就業など何かしながらも、いずれ返済してもらおうというゴールは変わらないのですよね。

地域・家庭福祉課長

償還に関しては、その時々で事情が異なってくる可能性もありますので、その状況で償還が難しい、例えば住民税非課税世帯等になるとか、そういう状況になった場合については、今、償還が始まっている人であったとしても、その後、償還免除という形で移行する場合があります。やはり今後、免除については割合が高くなっていくものと考えております。

沼谷純委員（分科員）

あと最後に1点といいますか、繰越明許のところ、先ほど長寿社会課からは社会福祉施設、医務薬事課からは医療施設と、それぞれ災害復旧のお話があって、国の災害査定や、補助金関係の検査とい

ますか、そういうものでちょっと遅れているということでした。どうしても国の査定が予想よりも遅れてきているのはやむを得ないことですが、実際にそれぞれの介護あるいは医療施設の運営には、どういう影響が出ているのか、出ていないのか、その辺を教えてください。

長寿社会課長

介護施設の復旧については終わっておりますので、営業に関しては元どおりとなっておりますが、確かに費用は掛かっておりますので、その分の借入れ等の負担は生じていると思います。

医務薬事課長

7月14日の災害の段階で、医療機関79施設が被害を受けたと報告を頂いています。今回の補助金の申請につきましては、20施設を対象として、大口の大きい医療機器等を対象にしています。一部の医療機関で、被害が大きくクリニックでの診療をやめたところもありましたけれども、それ以外ではだんだん復旧が進んでいって、基本的には事業を展開しているという認識でございます。

沼谷純委員（分科員）

そうすると、実際、国からの補助金等が査定の後に入ってくるまでには、まだ時間が相当掛かると思うのですが、その辺の資金繰り等々は、それぞれの医療施設、介護施設で金融機関なりとしっかりやれているということでのいいのですね。

長寿社会課長

そのように認識しております。

医務薬事課長

同じように認識しております。

鈴木真実委員（分科員）

障害福祉課のところで、施設に係る補助金等について、1件取下げがあるという表現の項目がございました。それは、具体的にはどういうスケジュールでやっていて減額になったかというか、1件対象にならなかったのか、その対象の原因を教えてください。

障害福祉課長

今回2月補正予算で減額させていただいた案件については、先ほど御説明したものと合わせて2件ございます。それぞれ6月補正で計上したものですけれども、年度が替わって改めて国に、今年度予算の協議をしていました。ただ、国から今回については採択にならなかったということで、改めて減額をさせていただいたということがございます。

鈴木真実委員（分科員）

69ページの施設整備費の障害児・者施設整備補助事業ですけれども、2件ということですのでよろしいのですね。

障害福祉課長

不採択になったものについては2件でございます。

鈴木真実委員（分科員）

2件で、採択されなかったものが1件……。

障害福祉課長

今回、7,400万円ほど減額させていただいております。これにつきましては、先ほど御説明申し上げました就労継続支援事業所の1件とほか1件、合わせて2件が不採択になったというものでございます。

鈴木真実委員（分科員）

減額された理由は、もう一回聞きますけれども、どういうことでしょうか。

障害福祉課長

6月補正で改めて予算を計上させていただいた2件でございます。計上させていただいて、国庫と県費が入っておりますので、国に協議をさせていただいております。その国の協議で、不採択になったことから、今回執行しないということで減額をさせていただくものでございます。

鈴木真実委員（分科員）

不採択の原因は何か、もしよければ教えていただきたいと思いますが。

障害福祉課長

国からは、今回不採択になった理由については特に話としては来ていません。国も一定の予算の枠があるかと思っておりますので、その中で他県の協議があったもの等を含めて、今回こちらから協議をした2件については不採択になったと認識しております。

鈴木真実委員（分科員）

国に申請して不採択になって、その理由も聞かないで、施設では納得しているものでしょうか。

障害福祉課長

理由を県としても聞くことができ、それを事業所に伝えることができればよいのですが、その辺については、国に具体的な理由はなかなかお聞きすることができないということでございます。いずれこの2件、令和4年度の経済対策の分で、1回、国に協議はさせていただいたのですけれども、そこで1回不採択になって、改めて6月補正で計上した2件でございます。ですので、国で全体的な協議のあった案件の中から見れば、優先順位が高いほうではなかったのかなと認識しております。

鈴木真実委員（分科員）

国との関係もありますし、国で明らかにしてないところがあるかと思っておりますが、申請に当たっても施設では非常に時間を掛けて、入念に2年も掛けてやっているわけですので、その辺りは私たち県民としても、それから行政サービスとしても、その原因等については明らかにしていただきたいという要望でございます。何て言えばいいか、そういう事例だ

ということが今、初めて分かりましたが、そういう申入れ等はやるべきではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

障害福祉課長

今、委員の御指摘を踏まえて、可能な限り国とコミュニケーションをとりながら対応していきたいと思ひます。

鈴木真実委員（分科員）

医療人材対策室にお伺ひしたいと思ひます。

今回、3,263万円の減額です。医療計画だとか県立病院機構など、12月議会から今までにいろいろと、医療人材の確保とか養成、育成について話題になっているところですが、特に医療人材対策室としては、様々な分野で人材の確保や育成をしているという理解でよろしいのですよね。いかがでしょうか。

医療人材対策室長

2月補正予算におきまして減額とはなりましたけれども、引き続き医師、看護師、それからその他の従事者も含めまして確保対策を継続しておりますし、来年度も引き続きやれるところをより一層力を入れて進める予定にしております。

鈴木真実委員（分科員）

国からの補助金、それから一般財源等でやられていると思うのですが、例えば一般財源等を充てることにおいては非常に重要性を感じてやっていたらと思うのですが、私は目いっぱい使って、なるべくだったら必要な部分については、養成について頑張っていたきたいなど。特に看護師や看護補助の方々など、医者もですけれども、そういう部分でやっていただきたいと思ひますが、このように全体的に不用額が出ている要因は何なのか、教えていただきたいと思ひます。

医療人材対策室長

今回の減額では、4款4項2目、事業名06、東北で育てる秋田の医師養成事業が減額としては少し大きくなっております。内訳としましては、東北医科薬科大学の医学生に対する修学資金の貸付けの予算でございました。毎年度7名分の新規の枠を計上しているのですが、実際には今年度は2名しか、この枠で修学資金を借りる方がいなかったため、実績減となっております。

例えば秋田大学であれば、入学の時点から秋田大学の地域枠の学生という形で入ってくるのですが、東北医科薬科大学医学部の場合は少し違う形でして、宮城県以外の東北5県でもって20名の枠があり、入学後にどこの県の修学資金を借りるかがある意味、学生が選ぶやり方をとっております。その中で、もちろん秋田県の魅力を、実際に入学した学生に対して説明をする場を設けてもらって、いろ

んなPRはしているのですけれども、結果として秋田県の修学資金を借りて、卒業後は秋田で勤務をしたいという希望を持ってくれる学生を思ったほど確保できなかったというのが実情でございます。例えば、東北医科薬科大学の医学生であっても、折々に秋田に来てもらって、秋大の医学部の学生と交流する場を設けるという事業を、近年は少し力を入れております。そういったことで既に在学している先輩から、秋田がいいよというような魅力を伝えてもらえるような形でもって、新たに入学する子に対して、秋田に来たいという意欲を持ってもらえるような取組を続けることで、この辺のところは少し改善していきたいと思っていますところ。一つの例として御説明いたしました。

鈴木真実委員（分科員）

あさって辺りから、当初予算の審査が始まります。医療人材対策の在り方みたいな議論がずっと続いてきていますけれども、より一層踏み込んだ対策が今、求められている。人口減少もあっていろいろ大変ですが、そういう面からもまた頑張っていただきたいと思っております。県単でやっているところについては、実績等を上げていただきたい。特に、東北で育てる秋田の医師養成事業につきましては強気に進めて、やっぱり秋田としての成果を上げていってほしいと思っております。それからあと、臨床研修体制強化支援事業等もありますので、その辺りの分析をきちっとやって、今後に生かしてほしいと思っております。

加藤鉦一委員（分科員）

子ども・女性・障害者相談センターの件です。この事業について、当初から地盤が悪いことが懸念されていたと思っております。今回このようにきちんと最終的な申出を受けてやられたということですが、まずお聞きしたいのは、あのクラスの建物で、当初から地盤が悪ければ悪いなりの工法があったと思うのです。今回、申出が出てきた件数が随分多かったような気がしますが、この辺りはどのように認識されていますか。

福祉政策課長

申出というのは、工損調査の申出ということですか。

加藤鉦一委員（分科員）

工損調査です。

福祉政策課長

外壁にひび割れが結構多く、工事の前はなかったけれども、工事の後で亀裂があったということが当初の調査対象でございました。確かに地盤が軟弱という要因はあるかと思っておりますけれども、そういう振動によって亀裂が入ったというふうにも今回の調査結果でも見られております。

加藤鉦一委員（分科員）

あのクラスの建物で、普通であれば、近隣にこういう被害が出たというのはあまり聞かないのですけれども、例えばマンションを建てるのであれば、もっと重量ですよ。これは一連の流れの中で結果的にこうなり、最終的に取りまとめて、3月に支払いすることで決まったわけで、それはそれで一つ落着いたと思います。

それで、1件申出を取り下げたということで、1,600万円の減額がありますけれども、これは当初どういうことで申し出て、取り下げたのですか。

福祉政策課長

センターの正面玄関の斜め向かいに9階建ての集合住宅がございまして、その管理者と今回の事後調査に先立って事前協議を行ったのですけれども、その中で先方から、仮にこの因果関係が認められた場合、県で補修工事を行ってもらえないかという申出がありました。それに対して、県としては、あくまで金銭補償が原則であることをお伝えしたところ、ちょっと検討させてくれということで、その後、先方から取下げというお返事が来たものです。理由については、先方の都合でございますので何とも申し上げられませんが、そのような経緯でございました。

加藤鉦一委員（分科員）

今後もこういう工事が出てくると思うのですが、こういう工事をやる場合、やっぱり基礎調査、地質調査は基本だと思うのです。だから、調査がちょっと不足していたのかなと。最終的にこのように6件も出るのはあまりない。県の仕事で私は記憶にないです。これからまた福祉施設関係は出てきますから、基礎調査をきちんとやるべきだと私は思います。あそこはそんなに密集地ではないけれども、密集地でもこんなに出てくるのですから、特に住宅密集地については、皆さんよく心に留めて、今後また出てきますから、しっかりやっていただきたいと思っております。

佐藤正一郎委員（分科員）

私からも1点、確認の意味で質問したい。

障害福祉課の施設関係補助事業の採択について、基本的には事業を計画する方は、市町村や、県の出先機関等とも協議して一つの計画を作りますよね。全く独自に関係なく計画書を作ったりしない。それぞれ地域の実情もありますから。これ一般論ですよ。そうやって県に申請して、最初に県の段階で審査を受けて、採択されるかどうか、その時点で一定の判断をされて、今度は国に申請して、国でもさらにそれを審査して、採択、不採択と分ける。過去の例を見ると、国の場合、予算の枠があって、例えば100分の100、国の補助がでなくても、出てきている事業は非常に有効性があるということで、全体の枠の中で調整して、若干補助率を下げても

全てを対象にするというケースもありました。ですから、実際に事業者、計画している者にとっては、県の段階での審査も、どういう評価を受けて、例えば自分は不採択になったのかとか、あるいは先ほど鈴木委員が言われたように、国でも不採択となったのはどういう原因なのか、どこを改善すればいいのかとか、非常にそれは当事者としては悩むと思うのです。その点で、県の段階での審査の結果といったものと、国の段階のもの、そこら辺については実際にどう行われていますか。不採択でしたと、単なる一方的な通知で終わりですか。

障害福祉課長

県の段階で国に協議を上げる前に中身を審査させていただいておりますけれども、これまでそれほど不採択は多くなかったと思います。仮に不採択になったものがあれば、その理由も少し付記しながら説明させていただいている状況でございます。ただ、国に協議を上げて、その結果、不採択になったものについては、特段、国からはその理由については県には来ておりません。最近特に、国の予算の関係かと思いますが、国に協議を上げててもなかなか採択されないケースが多くなってきてございましたので、県としてもここ最近では国に要望を上げながら、できる限り本県の事情を酌み取って採択していただけるようお願いはしているところでございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

市町村の介護福祉計画などに関わるようなものと、施設の新設等については非常に慎重にならざるを得ないケースもありますが、こういう障害児・者の施設は、まだまだ地域では不足していて、そういう声が出ているし、またそういったものを事業として取り組もうという方々もそんなにいっぱいいるわけではないので、是非ともそういう声には応えていただきたいと私は思うのです。

具体的な一つの例ですが、湯沢雄勝でも、ここ2年ぐらいの間に、障害児・者の放課後デイサービスだと様々なものを企画した民間の方がおられましたけれども、市や福祉事務所等とも十分協議しながら計画を作ってきたも、県の段階で審査が通らなかったということで、どういうことだろうとすごく怒っていた方がいました。その方はどうしたかというところ、そういった事業に取り組みたいという意欲が非常にあって、自費で実際にその施設を造って、間もなくオープンするのです。ですから、そういう一生懸命な方もいらっしゃるの、片や今のように県のところは通っても国の事情で採択にならなかった方もいて、非常にそこら辺が様々なので、やっぱりある程度、事業を計画する方も理解できる採択の基準みたいなものがないと、せっかく準備されても困るのではないかと思います。ですから、そういった

点については、この後も様々、こういう施設の要望は出てくると思いますけれども、実際にどうこれを進めていくかということについて、むしろ聞きたいです、部長。

健康福祉部長

もちろん県の審査の段階で落とす場合であれば、当然いろんな基準に合致しているかという部分の審査が主ですので、逆に言えば県の段階で落とすことはほぼないと思っております。雄勝湯沢の例は、細かいところは承知しておりませんが、一定の施設基準等を満たしていないもの等であれば、県の段階でここが違いますよという指導はあるかと思っております。県としては、どれを落とすということは基本的にはなくて、基準と合致していれば国には上げています。ただ、国では、各都道府県、市町村から上がってきますので、特に今、おっしゃったように障害者施設等の申請が各県で多くなっているような状態でありまして。ですので、まずは国全体で予算を確保していただくというお願いは当方からも当然していきたいと思っておりますが、個々の施設の不採択の理由は、いわゆる内示段階で予算がない中で落ちていきますので、正式申請で落とすということではなく、いわゆる枠の問題です。国に対して、なぜですかと聞いても、全体の枠の話ですということしか返ってきませんので、県とすれば必要な予算の確保に重点を置いて、お願いをしていきたいと思っております。

佐藤正一郎委員（分科員）

国予算の枠の考え方ですが、一定の枠の中で補助するかどうか決めるのは当然ですけれども、申請が多い場合だと全体の補助率を下げ、全てを該当させるケースも実際にあると思うのです。でも、そうではなくて、その枠の中で1つでも予定額がはみ出してしまえば、どこか不採択のものを選ばなければいけないことになってくる。事業を計画する人にとっては非常に残念なことだと思うのです。その辺のやり方については、この後ひとつ検討してもらいたいと希望しておきます。

次にもう一点、医務薬事課の医療ネットワーク推進事業について、9,100万円ほど決算見込みで減額されています。これはまた次の繰越明許……。そっちでも新しく出ていませんでしたか。その点について中身を教えてください。

医務薬事課長

医療ネットワーク推進事業につきましては、令和5年度で7病院の整備計画を予定しておりました。7病院のうち、3病院を更新し、残りの4病院分は令和6年度以降、整備するという形で計画設計しております。その3病院のうち1病院につきましては、整備する過程でベンダーとかが入り組んで整備していく形になるため、設計等にちょっと時間が掛かり、

来年度の6月に完成することとなり、1医療機関だけ繰越しということで上げさせていただいております。

佐藤正一郎委員（分科員）

これも当初予定した半分も実際に実施できないと。年度の途中でこういう補正をせざるを得ないのは、予算を組む時点までの準備はどうだったのだろうか。そういった点ではどうですか。

それから今回、当初予定した7つのうち4つ、いわゆる半分以上ができなかった。これらは、この後どういう計画ですか。

医務薬事課長

中核の医療機関の機器更新になりますので、全体として12の医療機関が随時更新してきております。先ほども言いましたとおり、今年度は残りの7病院を更新しようということで予算繰りしたのですが、残りの4病院は、令和6年度の当初予算で整備することで予算計上する予定で、この後、審査していただくことになります。財源につきましては、医療介護基金を確保しておりますので、病院側の意向を踏まえながら、計画に載せたものを粛々と整備していく流れで進めております。

佐藤正一郎委員（分科員）

いずれ今、医療圏の見直しなどで、お互いの病院同士の連携とかが非常に重要視されて、これからまたそれをしっかりやっていくということですので、速やかにこうした事業が行われるように希望しておきます。

委員長（会長）

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

保健・疾病対策課長

先ほど北林委員からの御質問で、心はればれ県民運動の市町村に対する交付金を5,300万円と答えましたが、ほかのお金も入っておりまして、正しくは市町村に対しては3,861万円になります。訂正願います。大変失礼しました。

（※9ページの発言内容を訂正）

委員長（会長）

以上で、健康福祉部の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

説明者交代のため、暫時休憩します。

再開は、午後1時15分とします。

午前11時30分 休憩

午後 1時13分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長） 佐藤 正一郎

副委員長（副会長）	鈴木 真実
委員（分科員）	加藤 鉦一
委員（分科員）	北林 丈正
委員（分科員）	今川 雄策
委員（分科員）	加藤 麻里
委員（分科員）	沼谷 純

説明者

生活環境部長	川村 之聡
生活環境部次長	古井 正隆
生活環境部次長	信田 真弓
生活環境部参事	渡部 仁
生活環境部参事（兼）	自然保護課長 齋藤 寿幸
県民生活課長	石川 由美子
環境管理課長	近江 賢治
八郎湖環境対策室長	大石 勝
温暖化対策課長	田口 好信
環境整備課長	大門 洋
生活衛生課長	永須 昭夫

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

次に、生活環境部の補正予算関係の議案の審査を行います。議案第30号を議題とします。

また、分科会では、議案第11号のうち、生活環境部に関係する部門並びに議案第22号に関する審査を行います。

関係課室長の説明を求めます。

県民生活課長

【議案〔3〕及び補正予算内容説明書により説明】

環境管理課長

【議案〔3〕及び補正予算内容説明書により説明】

八郎湖環境対策室長

【議案〔3〕及び補正予算内容説明書により説明】

温暖化対策課長

【議案〔3〕及び補正予算内容説明書により説明】

環境整備課長

【議案〔3〕及び補正予算内容説明書により説明】

生活衛生課長

【議案〔3〕及び補正予算内容説明書により説明】

生活環境部参事（兼）自然保護課長

【議案〔3〕、議案〔7〕及び補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課室、一括して行います。

加藤 鉦一委員（分科員）

環境整備課で、3億2,400万円の基金積立てと説明がありました。この基金は、どのように積み立てるのか。条例上で幾ら積み立てなければいけないのか。余ったから積み立てるのではなくて、条例上というか、何かの規則で積み立てるのか。

環境整備課長

環境保全センターの基金ですよ。

加藤 鉦一委員（分科員）

はい。

環境整備課長

こちらにつきましては、保全センターの後年度維持管理のための積立をしております。処分場が閉鎖になった後、埋立終了になった後の管理、水処理のために掛かる経費を積立していくものですが、その会計年度において前年度の繰越し、余剰金を積み増ししていくような形で、一定額を積み増しするというような形ではないです。

加藤 鉦一委員（分科員）

協和にあるところですよ。

環境整備課長

はい。

加藤 鉦一委員（分科員）

水処理とかいろんなことで掛かるから、まず将来のために。そうすると、この積立ての法的な根拠は、どうなっているのか。ただ余ったからという単純なものですか。

環境整備課長

基金につきましては、条例で定めさせていただいております。

加藤 鉦一委員（分科員）

条例ね。多分あるなと思ったけれども。それは、剰余金が出た場合、金額関係なく積み立てることになっているのですか。

環境整備課長

基金は条例で定められておりまして、積み立てる金額は一定額ではなくて、その剰余金を積立して、後年度の維持管理に充てるものになります。

加藤 鉦一委員（分科員）

では、恐らくこれはまだまだ続くと思うけれども、基金は条例で幾らまで積み立てるとなっているの。幾らまでというのは、要するに目標があるわけでしょう。余ったから積み立てるのは条例にのっとっていいけれども、ただ無制限に積み立てるのではなくて、どこまでを目標にして積み立てるのですか。

環境整備課長

環境保全センターにつきましては、今現在も埋立

中ですが、今、供用開始しているところの計画区域でも、まだ50年ぐらい使える予定になっていまして、大体30億円相当を積立して、後年度に回したいという目標を持ちながら、まずできるだけ経営を安定化させつつ、剰余金を積立させていただいているところでございます。

加藤 鉦一委員（分科員）

では、今回の3億2,400万円余を積み立てれば基金は幾らになるのですか。

環境整備課長

令和4年度末で今24億6,000万円ほどになっております。

加藤 鉦一委員（分科員）

昨年末。

環境整備課長

昨年度末です。

加藤 鉦一委員（分科員）

24億円。

環境整備課長

はい。

加藤 鉦一委員（分科員）

では、24億円に3億円、約28億円ぐらいになる。27億いくらか。

環境整備課長

今のところはそういう予定となっております。

加藤 鉦一委員（分科員）

すると、まず考え方としては、30億円の基金だと、あともう少しで、2億いくらかあれば30億円になるわけです。では今度、剰余が出ても、これは減額すると。3億幾らというのは、恐らく利用者の利用の関係で、一種の売上げみたいなものがあつたから、このように積立ができると思うのです。ですから、今は当初予算審査ではないけれども、予算的にセンターは、例えば令和5年度であれば、当初予算にも運営費みたいな何かあるのですか。

環境整備課長

毎年度の保全センターの運営費は、予算で計上させていただいております。

加藤 鉦一委員（分科員）

幾らぐらい。

環境整備課長

令和5年度の当初予算で、4億9,766万6,000円を計上させていただいております。

加藤 鉦一委員（分科員）

処理場として4億円を予算措置していて、利用者が多かったから3億幾ら余る、剰余が出たと。毎年そのくらい出るのですか。二十何億円を今までためてきた経緯からすると、50年使えるけれども、30億円を目標にした場合、当初予算の組み方が…。決算ではないけれども、そのくらいもしかして

要らないのかもしれないし。別に、悪いとかと言っているわけではないです。ただ、考え方として、4億幾らで3億幾らかを積み立てるとするのはちょっと……。私からすれば、この収支はあまりにも、しっかり見込みをしていないのではないかという感じも若干するわけです。どのように今年度は売上げにつながって、3億幾ら積み立てられるようになったのかという詳しい状況は、私は分からないです、むしろ決算に近い考えですから。今年度は特別多かったという考え方でいいですか。

環境整備課長

今年度の補正というか、昨年度の剰余金を今回積み立てているわけですがけれども、昨年度は県南の成瀬ダムの工事で出たリサイクルできなかった建設汚泥系のものが保全センターに入ってきておりました。あとTDK社宅造成工事で、例年にはない、経常にあるものではないものが、令和4年度の収益というか、受入れ量が多くなって、3億円ちょっとぐらいを積み上げた。

加藤鉦一委員（分科員）

経常でないというのはどういうことなの。

【何事か呼ぶ者あり】

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 1時48分 再開

委員長（会長）

再開します。

環境整備課長

毎年度の環境保全センターの管理運営事業費で、4億円規模で予算計上しておりますが、当初から3億円を積み立てできるという見込みではなくて、幾ら入ってくるか分からないものの、予算上、数字を立てないといけないので、一つを1,000円として計上し、維持管理積立金という形で予算書に起こしております。毎年の受入れ状況によってそこが増減するのですけれども、令和4年度の剰余金などを積み上げた結果、今回3億円相当のものを基金に積立させていただきたいということになっています。

（※19ページで発言訂正あり）

加藤鉦一委員（分科員）

別に否定するものでもないのです。たださっき話にあったように、成瀬ダムのものと、由利本荘市だと思えるけれどもTDKのもの。TDKのものの造成は田んぼです。要するに水田を造成したのです。

環境整備課長

造成というか、社宅建設工事に伴った廃棄物です。

加藤鉦一委員（分科員）

建設工事のものはないという判断ですよ。

環境整備課長

保全センターの使用に当たっては、事前に使用許可をとっていただくことになります。大体1年から、長いものでは3年の使用許可になっていますけれども、固定されて排出されるものもあれば、突発的にどうしても受入れしてほしいと来るものがございます。そういう関係で、毎年いろいろ、相手方も受入れ量も変わりますし、当然その収入も変わってくるという形になります。

加藤麻里委員（分科員）

環境管理課にお伺いします。

田沢湖の水質検査、改善でしたか。1,280万円の減額になってはいますが、どのような理由からですか。

環境管理課長

これにつきましては、田沢湖酸性水の中和処理を行うために、国、東北電力、それから県の協定に基づいて、国で管理している中和処理施設の維持管理に関して、国に委託費を支払っているものであります。そこで石灰石を使って中和処理を行っておりますが、この購入費の実績見込み、請負差額による減額でございます。

加藤麻里委員（分科員）

今年度は中和のための薬剤といったものの使用が多くなってよかったということでのいいのですか。

環境管理課長

これは当初、国から示された金額で予算を組んで支払いをしておりますけれども、その実績見込みが、量的にはそれほどのものではなかったため、当初の見込みよりも金額が低く済んだということです。

最初に国で設定した単価が若干高かったので、入札をしたところ、実績でそれが減ったということです。

佐藤正一郎委員（分科員）

生活衛生課の水道関係の生活基盤について、内説の94ページです。これが1億7,000万円ほど減額になって、そしてその後、繰越明許費で同じぐらいのものが出てきていますが、これはどういう事情で減額になって、この事業ができなかったのか。さらに、そのできなかった分をこの後どうするのか、その点を教えてください。

生活衛生課長

まずは、1億7,029万5,000円の減額ですが、これは単純に各市町村が発注して、工事の上がりと言えいいでしょうか、特に理由もなく、決算見込みの積み上げで1億7,029万5,000円になったというものです。

もう一つ、額が近いのですが、前回に足してさら

に行う繰越しは、電気ケーブルの関係が急に納入できず、繰り越さなければいけないものと、工事をやると土の中に管を通そうとしたら、障害物が予定外にあって、工事が難航して、工期的に来年度に工事しなければいけないという、2か所の工事の関係の分で1億4,119万7,000円を繰り越さなければならなくなった市があったことから、今回の予算計上になっております。

佐藤正一郎委員（分科員）

では、これは減額することと繰越しの部分とはリンクしていない、全く別のものということですね。

生活衛生課長

そういうことになります。

佐藤正一郎委員（分科員）

次に96ページ、自然保護課の関係ですけれども、自然公園の整備で、全体で3,200万円ほど減額になっています。公園の整備については需要といますか、要望も結構多くて、是非ともいっぱい整備してほしいと思うのですが、こういう減額が出た理由は主にどういうことですか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

自然公園等施設整備事業は、国から国立公園の場合は50%、それから国定公園の場合は45%の交付金の交付を受けながら、公園施設の整備をしているものでございます。

この中で、国立公園につきましては、今年度6,350万円を要望し、国から6,100万円の内示があって、ほぼ予定どおりの事業を実施することができました。一方で、国定公園につきましては、5,000万円を要望したところ、これに対して2,000万円の交付の内示となり、40%ということで、その分について事業が実施できなくなったことによって、国定公園の分と国立公園の分、合わせて3,250万円を減額するものでございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

こういうのは、予算を組む段階で前もって、国はどれぐらい配分するかとかは分からないものですか。結果的に計画を立ててみたけれども、国が一方向的に予定したものの半額しか補助の対象にしないとか、こちら辺の流れはどうですか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

県の予算編成と併せまして、国から要望額の聞き取りなどもございまして、要望額の申請をしているところですが、実際、国からの内示は3月頃になるため、どうしても国の予算の提示状況を見ながら県の予算編成をするのが難しい状況でございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

そうすると、今、言った3月というのは、新年度直前ですよ、内示的なものが出てくるのは。そう

すると、こっちは予算を12月ぐらいから組んでしまっているんで、そういうズレが出てくるわけけれども、今、年度末でなくても、もっと早い時点でこういったことは想定されるわけですか。今、年度末が近いので、いったん整理して、歳入歳出のバランスをとることは、それはそれでいいと思うのですが、実際こういったものは、年度途中、夏頃からこういった形で事業の規模が縮小されるようなことは決まってしまうのですかね。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

そのとおりです。国から提示された内示額に合わせて事業内容を調整して実施するように事業を進めており、内示額から請負差額などが生じれば、さらに減額して、2月で補正するという形になります。

佐藤正一郎委員（分科員）

やっぱり地域の方々は期待していて、今年はこのところをやってもらえるという心積もりがあるのではないですか。それが今のような形で、結果的に内示額が少なく、半分以下になってしまったり、あるいはその場所が今回該当せず、また先送りされるようなケースだと、非常に皆さん残念に思っているんで、是非ともそういったところの差がないように、この後、努めていただきたいと思います。希望しておきます。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

県では、春の国要望において、公園施設整備の予算について、きちんと確保するよう毎年要望しております。継続して要望してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木真実委員（分科員）

94ページの生活衛生課の動物愛護管理対策費です。秋田県では動物愛護を非常に大事にして今までやっておりますけれども、その説明で、決算見込みによる補正とあり、クラウドファンディングとふるさと納税という言葉が出てきました。それについて、その仕組みと、この事業で使ったことによる効果的なところを教えてください。

生活衛生課長

今回の補正の一番大きなところがクラウドファンディング型ふるさと納税——ちょっと分かりにくいのですが、動物愛護団体が活動資金としてクラウドファンディング等で寄附を集めるという活動があるかと思うのですが、その集めた寄附をふるさと納税の控除に使える仕組みが、このクラウドファンディング型ふるさと納税でございます。実際は2団体に、各団体200万円、合計400万円を目標にクラウドファンディングを実施するのですが、ふるさとチョイスという事業をやっているところにて事務手数料を支払わなければいけない関係で、予算上は各300万円の600万円の予算を計上して事

業を行いました。

このクラウドファンディング型ふるさと納税を行うに当たって、県の事業でこういう仕組みをすることによって、寄附が税控除できる、普通のふるさと納税のような控除ができるということです。寄附しやすい環境を整えることによって、多くの寄附が集まって、動物愛護団体の支援につながるのではないかということで、そういう仕組みを使った今年度からのスタート事業です。こういった形になりますが、補正になるのは、どれだけ集まるか分からないということもありまして、目標200万円で、実際手数料を払う関係で、先ほど300万円、要は200万円を超すことを目標で頑張るけれども、300万円以上いってしまいますとストップしなければいけなくなるということもありますので、今回は合計450万円ぐらいだったのですが、ちょうどいいぐらいの集まり具合で事業を終えられたのかなと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

新しい形の事業の在り方かと思えますし、来年度も多分やるのではないかなと思えますが、分かりました。

環境整備課長

先ほど加藤委員からの御質問で、環境保全センター維持管理基金の積立金の予算計上において、今年度予算を1,000円計上しておりますと答弁させていただきましたが、すみません、その点について訂正をさせていただきます。

積立金につきましては、積立基金の運用益と、前年度剰余金、その二本立てになっておりまして、運用益で19万3,000円の予算、それと前年度剰余金で1,000円の予算、合わせまして19万4,000円を今年度の予算として計上させていただいております。すみません、訂正させていただきます。

（※17ページの発言を訂正）

委員長（会長）

いいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、生活環境部の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、2月28日水曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、補正予算関係の討論・採決を行います。

散会します。

午後2時4分 散会

令和6年2月28日（水曜日）

本日の会議案件

1 議案第30号

令和5年度自然公園事業に要する経費の一部負担の変更について

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐藤 正一郎
副委員長	鈴木 真実
委員	加藤 鉦一
委員	北林 丈正
委員	今川 雄策
委員	加藤 麻里
委員	沼谷 純

書記

議会事務局議事課	加藤 祐也
議会事務局政務調査課	村上 忍
健康福祉部福祉政策課	小玉 遼平
生活環境部県民生活課	平柳 悠

会議の概要

午後1時4分 開議

出席委員

委員長	佐藤 正一郎
副委員長	鈴木 真実
委員	加藤 鉦一
委員	北林 丈正
委員	今川 雄策
委員	加藤 麻里
委員	沼谷 純

説明者

健康福祉部長	高橋 一也
健康福祉部次長	片村 有希
健康福祉部次長	石井 正人
福祉政策課長	元野 隆史
生活環境部長	川村 之聡
生活環境部次長	古井 正隆
生活環境部次長	信田 真弓
生活環境部参事	渡部 仁
生活環境部参事（兼）自然保護課課長	齋藤 寿幸
県民生活課長	石川 由美子

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、補正予算関係の付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

補正予算関係の付託議案について、討論・採決を行います。議案第30号を議題とします。

まず、討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。議案第30号は、原案のとおり可決すべきものと決定して、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。議案第30号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件のうち、補正予算関係の議案の審査は全て終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日2月29日木曜日、午前10時30分に委員会及び分科会を開き、健康福祉部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

散会します。

午後1時4分 散会

令和6年2月29日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第47号
令和6年度秋田県一般会計予算（健康福祉部の
関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 2 議案第49号
令和6年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会
計予算（趣旨説明・質疑）
- 3 議案第63号
令和6年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施
設整備等貸付金特別会計予算（趣旨説明）
- 4 議案第64号
令和6年度秋田県国民健康保険特別会計予算
（趣旨説明）
- 5 議案第75号
秋田県子ども・女性・障害者相談センター条例
の一部を改正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 6 議案第76号
秋田県社会福祉施設職員福利基金条例を廃止す
る条例案（趣旨説明・質疑）
- 7 議案第77号
秋田県女性自立支援施設の設備及び運営に関す
る基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 8 議案第78号
秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改
正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 9 議案第79号
職員の特殊勤務手当に関する条例及び秋田県精
神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収
に関する条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）
- 10 議案第80号
秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部
を改正する条例案（趣旨説明）
- 11 議案第81号
秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条例
案（趣旨説明）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 正一郎
副委員長（副会長）	鈴木 真実
委員（分科員）	加藤 鉦一
委員（分科員）	北林 丈正
委員（分科員）	今川 雄策
委員（分科員）	加藤 麻里

委員（分科員）	沼谷 純
書記	
議会事務局議事課	加藤 祐也
議会事務局政務調査課	村上 忍
健康福祉部福祉政策課	小玉 遼平
生活環境部県民生活課	平柳 悠

会議の概要

午前10時28分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 正一郎
副委員長（副会長）	鈴木 真実
委員（分科員）	加藤 鉦一
委員（分科員）	北林 丈正
委員（分科員）	今川 雄策
委員（分科員）	加藤 麻里
委員（分科員）	沼谷 純

説明者

健康福祉部長	高橋 一也
健康福祉部次長	片村 有希
健康福祉部次長	石井 正人
福祉政策課長	元野 隆史
感染症特別対策室長	野村 桃子
地域・家庭福祉課長	内田 鉄嗣
長寿社会課長	伊藤 幸喜
障害福祉課長	樋口 和彦
健康づくり推進課長	辻田 博史
国保医療室長	加賀谷 修
保健・疾病対策課長	渋谷 清美
医務薬事課長	石川 亨
医療人材対策室長	柳谷 由己

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

健康福祉部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。議案第75号から議案第83号までの9件及び議案第96号、以上10件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第47号のうち、健康福祉部に関係する部門並びに議案第49号、議案第63号及び議案第64号に関する審査を行います。

初めに、健康福祉部次長の説明を求めます。

健康福祉部次長

【提出資料により説明】

委員長（会長）

次に、関係課室長の説明ですが、福祉部門及び保

険・医療部門に分けて、それぞれの部門ごと一括して説明を聞き、質疑は課室ごとに行う形で進行します。

それでは、福祉部門の福祉政策課、感染症特別対策室、地域・家庭福祉課、長寿社会課、障害福祉課関係についての説明を求めます。

福祉政策課長

【議案〔7〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

感染症特別対策室長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

地域・家庭福祉課長

【議案〔5〕、議案〔7〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

長寿社会課長

【議案〔7〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

障害福祉課長

【議案〔7〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び福祉部門の議案に関する質疑を行います。質疑は課室ごとに行います。

初めに、福祉政策課関係の質疑を行います。

暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

委員長（会長）

再開します。

鈴木真実委員（分科員）

令和5年度に稼働し始めました、子ども・女性・障害者相談センターにつきましてお伺いしたいと思います。

福祉政策課で運営管理費を全部持っているわけですが、地域・家庭福祉課や障害福祉課で持っていたものを来年度から全部、福祉政策課に一括されるものになりますか。

福祉政策課長

福祉政策課におきましては、旧福祉相談センターの部分について持っております、その他女性相談であるとか、児童相談あるいは精神保健相談については地域・家庭福祉課、それから障害福祉課で持っていることになっております。

鈴木真実委員（分科員）

その一部が移管されるという話をちょっと聞いたのですが、そこはどうですか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時24分 再開

委員長（会長）

再開します。

福祉政策課長

福祉政策課におきましては、旧福祉相談センターの部分について移管を受けたということでございます。あと全体的な管理も福祉政策課ですが、その他の女性相談、児童相談、それから精神保健相談については、地域・家庭福祉課と障害福祉課で持っていることになっております。

鈴木真実委員（分科員）

令和5年度3,000万円弱だったのですが、令和6年度は4,607万4,000円という額です。増減分は1,800万円ぐらいですが、それはどうなっていますでしょうか。内容を教えてください。

【「暫時休憩」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

委員長（会長）

再開します。

福祉政策課長

この4,600万円の子ども・女性・障害者相談センター費については、福祉相談部門の会計年度任用職員であるとか、あるいはセンター全体の光熱費、電話、それから車両維持費などが含まれております。

鈴木真実委員（分科員）

令和5年度より1,800万円ぐらい増えていますけれども、その中身を教えてください。

福祉政策課長

すみません。後ほど整理してお答えしたいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

増額になっていますし、新しい施設の事業でもありますので、そこを教えてくださいと思います。

委員長（会長）

では、後で報告してください。

加藤鉦一委員（分科員）

内容説明書68ページにある、小規模法人のネッ

トワーク化による協働推進事業の社会福祉連携推進法人の設立に対する助成については、今現在、申込みがあるという前提ですか。

福祉政策課長

今年度、1件設立しましたけれども、その他2番目の法人については現在、申請があるものではございません。申請を見込んで予算をとっているものがございます。

加藤鉦一委員（分科員）

今、医療連携推進法人が推進されていますけれども、この社会福祉連携推進法人の実態は特異で、いろんな組織がありますから、私もよく分かりませんが、業態がどうであるのか、必要性が出てきている背景など、今現在、予算化する辺りについて、福祉関係の施設も非常に厳しい経営だとか一部報道も出ていますけれども、どう連携推進法人で効果を出すのかという視点を、県としてはどのように考えていますか。

福祉政策課長

社会福祉法人の経営が大変厳しくなっている中で、例えば合併、あるいは経営譲渡だとかをするにはハードルが高いということで、その一步手前で、複数の法人、連携する法人を立ち上げて、相互の法人間での経営支援であったり、あるいは人材採用の共同でのPRや、採用試験の共同化であるとか、合同の研修など、経営を少しでも良くしようという狙いの制度でございますので、県としてもこちらを推進していければと考えております。

加藤鉦一委員（分科員）

そういう連携推進法人を作る場合に、当然どこかが連携をするための事務局みたいな役割を果たさなければいけないわけでしょう。実際に昨年、1つ連携推進法人が許可された。1年間やってみて、その辺りの把握をして、どのように改善されたり、メリットが出ているのかという事例は出ていますでしょうか。

福祉政策課長

実例としては、まだ設立されて1年もたっていないので、例えば経営改善的なものは手元にはないです。昨年7月の大雨のときに、潟上の社会福祉法人で大きな被害を受けて、当時はまだ申請の途中でしたが、同じ連携推進法人の他の社会福祉法人で避難者を受け入れたという災害支援のところでは大きな効果があったと考えております。

加藤鉦一委員（分科員）

社会福祉連携推進法人、医療連携推進法人について、国では、社会福祉法人だけではなく、医療関係も含めた連携推進法人を一体的に目指しているのではなかったですか。

福祉政策課長

医療連携推進法人が先行してありまして、社会福祉連携推進法人が令和4年度から制度が始まったため、後追いの状態であり、今、別々の制度として進んでいる状況でございます。

健康福祉部長

加藤委員おっしゃるとおり、医療と介護の連携の推進は、まさに国の方針であり、医療連携推進法人は、改正により、介護施設が入ることができるようになっておりますので、医療、福祉と両方入るとすれば、医療連携推進法人で進めることになるかと思えます。今回の社会福祉連携推進法人は、まだ社会福祉法人のみの立てつけになっておりますので。もちろん連携推進法人と医療機関との連携は、推進法人とは別に進めても構いませんが、制度上はそういった形になっております。

加藤鉦一委員（分科員）

こういう連携推進法人を作るのが目的でなく、やはり効率化とか、人材が不足する中で連携推進法人を作って、それがどう効果を出して福祉政策を進めるのかというところに焦点を当てる。国から全部、100%来るからトンネルで流すというだけでは、うまくないと思うので、こういう予算がある以上はきちっと、長寿社会課も関係すると思いますが、目的をきちんとしていかないと、ただ作って終わりでは私はあまり意味ないと思うので、しっかりやっていただきたいと思えます。

委員長（会長）

ほかに。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で福祉政策課関係の質疑を終了します。

それでは、感染症特別対策室関係の質疑を行います。

鈴木真実委員（分科員）

提出資料の6ページ目、5類に移って、世の中もアフターコロナという言葉が使われ始めて、何となく落ち着いている感じはしますけれども、コロナの発症者の現状を今のところのように県では把握しているのでしょうか。第8波辺りまではすごい勢いで患者が増えていましたが、今はどんな形であると県は認識しているのか教えてください。

感染症特別対策室長

現在、患者数については落ち着いている状況と把握しております。夏に1度、感染拡大しまして、冬にもまた波が来たと報道されており、全国的にも一時期、患者数が増加したところがありました。秋田県におきましては、先週も1定点当たり10人を超える程度と、若干、増加傾向にありましたが、現在は落ち着いている状況と捉えております。

ただ、入院患者数につきましては、直近では増え

てきている状況になっており、医療機関での集団発生等もありますので、そういったことが原因になっているのかなと思っております。

また、社会福祉施設等での集団発生も最近は増えていますので、感染状況を今後も注視してまいりたいと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

あまり外部的には大きなことにはなっていないけれども、やっぱり施設とかでは、そういう集団発生みたいなことは、まだ依然としてあると捉えていいのですね。

感染症特別対策室長

おっしゃるとおりです。波が収まると感染対策に対する意識が若干低下するところが見受けられますので、患者数、感染者が増えてきたような状況にあつては、感染対策に注意するように県民の皆さんにも呼びかけてまいりたいと思っております。

鈴木真実委員（分科員）

この6ページでは、県民への啓発事業等については、何番の事業だと受け止めておけばいいのでしょうか。

感染症特別対策室長

来年度事業の予算に関しましては、事業内容2の（1）の検査体制整備事業において、健康環境センターで発生動向調査を行っており、毎週、週報で感染状況を公表しております。その中でトピックスなどを設けながら、県民の皆さんに注意喚起をしてみたいと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

そういう中で、（6）番に副反応対応体制確保事業とありますが、これは非常に重要な事業と思っております。副反応に関しての県内の状況というのですか、把握している状況、概要等、説明できるところがあれば教えてください。

感染症特別対策室長

（6）の事業は、今年度も実施している事業となります。今年度は秋田大学医学部に委託しておりますが、現在のところ件数としてはゼロ件となっております。個別の診療所等で、副反応で、もし診療しているところがあれば、そこは把握していない状況となっております。

鈴木真実委員（分科員）

秋田県内ではゼロ件という数字が出ていることは、喜ばしいことであると思っております。

先ほどの説明で、ワクチンについては65歳以上とか一定の基礎疾患を持っている方に、季節的ですか、またワクチン接種を実施するという話を伺ったのですが、例えば、今までみたいなワクチン接種ではなくて、今年はどうな形を考えていますか。各市町村から通知が来たりして、何回目とかとやって

きましたけれども、今後はどんな形になるのですか。特に来年度は、どんな形になるのでしょうか。

感染症特別対策室長

来年度の接種に関しましては、インフルエンザと同様の分類になり、今年度のように全員が無料ではございませんので、通知等に関しては全員には行かないこととなります。市町村で体制を整備して実施することとなります。

鈴木真実委員（分科員）

では、確認ですが、県の負担はなくて、各市町村でどうやるかを決定するということですね。

感染症特別対策室長

おっしゃるとおりです。

鈴木真実委員（分科員）

今の状況が続くのであれば、その体制でもいいと思いますが、また何かあったときにはきちっと対応していただきたいと思っております。

加藤麻里委員（分科員）

関連して、（5）に新型コロナウイルス感染症罹患後症状対策事業とあります。今、鈴木委員が質問したように、秋大の附属病院ではゼロ件ということであり、それが喜ばしいということでもありましたが、もしかしたら、そういう症状がありながら、医療機関につながっていない方も中にはいらっしゃるかもしれないと思います。それで、この広報活動といえますか、そういった医療機関にどのような形でこれまで行ってきたのか、その部分についてお知らせください。

感染症特別対策室長

罹患後症状の対策につきましては、今年度も実施している事業になります。今年度、医療機関向けに2回ほど研修を実施しまして、外部の専門家を招いて診療へのアプローチなどについてハイブリッド研修で実施したところです。そのほか、医療機関などで掲示するようなポスターを作成して、その症状が罹患後症状と気づかないような方に関しても、もしかしたらその可能性があるということを周知するための事業を今年度実施したところです。

加藤麻里委員（分科員）

すると、そういった場合はほとんどの医者といえますか、病院、個人の医院とかの先生方もみんな参加して、その研修を受けられるということですか。

感染症特別対策室長

いわゆる病院だけではなくて、個人のクリニックのドクターも参加されております。

加藤麻里委員（分科員）

それから、ここには学校や事業所等ともありますが、学校関係にはどのような形でお知らせしているのでしょうか。

感染症特別対策室長

教育庁と連携を図っていくことにはなりますけれども、学校現場において、学校医は生徒たちと直接、接する機会があると思いますので、そういった機会を捉えて、学校医の先生が集まる研修会などに、罹患後症状というテーマを設けていただきながら、知識や診療の在り方とかを啓発していければいいかなと考えております。

加藤麻里委員（分科員）

もう一点、罹患後症状があった場合や、いろいろとそういった症状が出た場合、仕事に行けなくなってしまった方もいるように聞いています。県内のことではありませんし、直接、私が聞いたわけではありませんが、では事業所からもそういったことで長期の休職に入っているという実態についての報告はないということでしょうか。

感染症特別対策室長

今年度に関しましては、特に事業所とターゲットを絞った展開はしていませんが、そういった症例は全国的にもありまして、来年度につきましては、産業医を対象として、先ほど申し上げた学校と同じような形で、産業医の研修会などにそういったテーマを設定できればいいかなと思っております。

加藤麻里委員（分科員）

産業医は全ての事業所にいるものですか。

感染症特別対策室長

恐らく事業所の規模によって異なるかとは思いますが、小規模の事業所につきましては、例えば商工会議所や商工会連合会などと連携を図っていければと考えております。

加藤麻里委員（分科員）

是非そういった部分も徹底して、そのことで仕事を辞められている人がいないかにも目配りをしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

佐藤正一郎委員（分科員）

この4月以降、これまでの医療や負担についても応援があったものから、がらっと変わりますよね、通常のインフルエンザと同じように。例えば、こういう場合のお金については、今までも言われてきましたし、ここにも表はあるけれども、実際にこの4月以降、自己負担がすごく増えたりする。いろんな分野ごとの一覧とかはあるものですか。例えばワクチンについても、純粋に今度は一切補助がなければ、単価はすごく高いらしいではないですか。そういったものは、4月から罹患者の負担はどうなってくるのですか。

感染症特別対策室長

医療費につきましては、例えば薬剤費ですと、これまで公費支援があったわけです。よくお聞きになるとは思いますけれども、ラゲブリオなどの薬に関し

ましては、例えば3割負担の方ですと2万8,000円辺りの自己負担が発生してしまいます。ただ、入院医療費につきましては、高額療養費の制度がありますので、その中で患者さんの保険の自己負担割合に応じた形で上限が設定されて、負担をすることになります。一覧表は、まだ国から正式に示されておりませんので、ありません。

それから、ワクチンの助成額につきましては、各市町村で決定をすることになっております。国からは7,000円を上限に設定となっており、その中で幾ら助成できるかは市町村の裁量となります。

佐藤正一郎委員（分科員）

もう一点。この何年かの中にPCR検査だとか、いろんな機器なんかも相当、県内に普及しましたよね。実際にこういう検査体制は、今はどれくらいの規模の病院でPCR検査の機器が配備されているのですか。その点はいかがでしょう。

感染症特別対策室長

少々お待ちください。

佐藤正一郎委員（分科員）

最初の頃は、県の施設あるいは県南と県北と、県内でもPCR検査をやる場所が非常に少なく、検体の輸送も大変だったのではないですか。その後、結構PCR検査の機器は導入されてきたと思うのです。ですから、この3年の間に、今は各医療圏でそういったものが、近くで検査できるような体制は整ったのですか。

感染症特別対策室長

ある程度、規模の大きい病院におかれましては整備されたと認識しております。ただ、5類移行になり検査は必須ではなくなりましたので、例えば感染者が多い状況においては、病院によっては検査をしないという病院も出てきておりますので、検査をしないで診療を行うところもあると聞いております。

佐藤正一郎委員（分科員）

一種のみなし感染みたいな形で、もう症状から判断するというケースですね。

感染症特別対策室長

そのような病院もあると伺っております。

佐藤正一郎委員（分科員）

いずれ5類になって、非常に今までと感覚が違って、仮にそういう症状があっても、検査も受けやすくなったり、対応が身近なところできるようになったのは、それはそれで良かったと思うのですが、特にこの後、負担の問題が大きく変わってくるので、そういった意味では状況の把握を、この後してもらいたいと思います。希望しておきます。

委員長（会長）

いいですね。

【「なし」と呼ぶ者あり】

福祉政策課長

先ほど鈴木委員から御質問のありました相談センター費、令和5年度2,800万円だったのが令和6年度4,600万円になった、その差額の理由は何かということでしたが、令和5年度は精神保健福祉分、児童相談所分、それから女性相談所分につきまして、庁舎の共通経費について面積案分いたしましたので、地域・家庭福祉課と障害福祉課に割り振っていたのですけれども、それが令和6年度、全て福祉政策課に移すということで、増になったものでございます。

鈴木真実委員（分科員）

ということは、これからセンターの所管は福祉政策課で一本でやるということによろしいのでしょうか。各事業は、みんなそれぞれやるのでしょうか。事務所費、それから人件費等、全て福祉政策課でやるということで理解してよろしいですか。

福祉政策課長

庁舎の部分については福祉政策課ですけれども、令和6年度の内容説明書のとおり、人件費につきましては、それぞれ分かれています。

委員長（会長）

管理運営の部分ね。いいですか。

鈴木真実委員（分科員）

了解しました。

委員長（会長）

以上で感染症特別対策室関係の質疑を終了します。
ここで、昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時30分とします。

午前11時51分 休憩

午後 1時27分 再開

出席委員（分科員）

副委員長（副会長）	鈴木真実
委員（分科員）	加藤 鉦一
委員（分科員）	北林 丈正
委員（分科員）	今川 雄策
委員（分科員）	加藤 麻里
委員（分科員）	沼谷 純

欠席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 正一郎
---------	--------

説明者

健康福祉部長	高橋 一也
健康福祉部次長	片村 有希
健康福祉部次長	石井 正人
福祉政策課長	元野 隆史
感染症特別対策室長	野村 桃子
地域・家庭福祉課長	内田 鉄嗣

長寿社会課長	伊藤 幸喜
障害福祉課長	樋口 和彦
健康づくり推進課長	辻田 博史
国保医療室長	加賀谷 修
保健・疾病対策課長	渋谷 清美
医務薬事課長	石川 亨
医療人材対策室長	柳谷 由己

副委員長（副会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、健康福祉部の議案の審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

感染症特別対策室長

午前中に鈴木委員から新型コロナワクチンの副反応に関する御質問がありましたけれども、それに補足でお答えしたいと思います。

委員会提出資料の（6）に記載の専門医療機関へつないだ今年度の件数はゼロ件ではありましたが、予防接種法に基づいて、医療機関から副反応疑いのある症例ということで、厚生労働大臣へ報告する制度がございます。秋田県内の医療機関からの報告件数につきましては、現時点で198件と把握しております。副反応が疑われる患者さんは、医療機関で相談や治療をして、専門的な対応が必要になった場合には（6）の事業で対応することになりますので、来年度も引き続きそういった体制の確保に努めてまいりたいと思っております。

鈴木真実委員（分科員）

198件ですね。これは、コロナ発生からずっとの間ということでもいいのですか。1年間だけということですか。

感染症特別対策室長

コロナワクチンの接種に関して、累計でその件数となっていると把握しております。

鈴木真実委員（分科員）

ゼロ件というのは、この6番の委託事業に関するところであって、全体的には198件ということですね。

では、1つだけ。198件ある中で、例えばすごく重症化しているとか、そうでもないかという分析等はされているものですか。

感染症特別対策室長

国が一元的に情報を把握しており、県へは情報提供ということで来ますので、その方のその後については把握しておりません。

鈴木真実委員（分科員）

把握はしていないということですね。例えばその後、死亡に至ったケースとかも全く分からないとい

うことですね。それが原因で、どなたかということも分からないのですね。

感染症特別対策室長

副反応の報告で、死亡という報告が来た場合に関しては、死亡ということで把握しております。

鈴木真実委員（分科員）

昨日も同じような事例があったのですけれども、国から秋田県内はこうですよという状況の情報だけが来て、中身については分析されていないというか、統計とかはとっていないということで理解しているのですね。

感染症特別対策室長

県としましては、件数以外は集計していません。

鈴木真実委員（分科員）

分かりました。

副委員長（副会長）

では引き続き、地域・家庭福祉課関係の質疑を行います。何かございますか。

北林文正委員（分科員）

内容説明書72ページの一番下のところに、成年後見制度利用促進事業で1,295万2,000円の予算が上がっています。これは、制度利用促進のための体制整備等に要する経費と書かれていますけれども、この事業の内容を詳しく教えてください。別に説明資料はないですよ。

地域・家庭福祉課長

成年後見制度利用促進事業につきましては、国の成年後見制度の基本計画に基づいて、KPIが定められています。目標に想定されるものになりますけれども、そのKPIに沿って、まずは事業を進めているところであります。具体的には、市町村の体制整備支援事業として、県の社会福祉協議会に委託する事業と、あとは直営でやっている事業がございます。いろいろと事業を行っているところではありますけれども、具体的には、全県や各圏域で関係団体等連携会議をやりながら体制を整備していくということもありますし、市町村の体制整備ということで、中核機関として窓口になって、全てではないのですけれども、いろいろと調整を図る体制を整備している市町村がございます。18だったと思いますけれども、まだ未整備のところもありますので、そういうところに整備していくように、巡回相談であったり、会議を開いたりしています。あとは、市町村長申立てに必要な手続等について実務研修をやったり、様々な研修または連絡会議を開催しているところです。また、法人後見受任体制ということで、法人後見を行う市町村社協もございますので、そういうところも広げながら取り組んでおり、実際のところは、成年後見制度を普及するために必要な体制整備等について、研修または会議を開きながら取り

組んでいるものです。

来年度については、市民後見人の養成研修がKPIにありますので、その研修制度について、どのようにやっていくのか、そういうところの研修を市町村や関係機関と連携を図りながら進めていきたいと考えております。

北林文正委員（分科員）

後見制度については、いろいろ問題も指摘されていて、テレビでも、一回裁判所で後見人が決まるとなかなか変更できなくなったり、家族が本人のために預金を引き出そうとしても、全くそれができなくなるとか、いろんな問題点も指摘されています。それで国も今、制度改正を検討しているのですけれども、その辺の問題点だとか、例えば県内で今、この制度がどのくらい利用されていて、その中でどういった問題が起きているか、どういった効果が上がっているかとか、後見人制度のそういったことについて、県では把握しているのか、調査したりしているのか。私はKPIは見たことないですし、国がどのぐらいの目標を定めてこれをやっていこうとしているのか分からないのですけれども、実際にやるのは市町村だとしても、県の後見人制度に対する認識について、ただ国のこういうのがあるから、これを進めていこうとしているのか、その辺についてお聞きしたいです。

地域・家庭福祉課長

最高裁判所の資料になりますけれども、北林委員おっしゃるとおり、成年後見制度の秋田県の申立て件数は、全国で最も少ない状況になっています。そういうこともあり、体制を整えていこうと、種々の取組を実施しているところではありますけれども、なかなか難しい部分もある複雑な制度でもありますので、市町村の中核機関——一定の窓口を設ける体制整備をとりながら、制度普及も含めて取り組んでいかなければいけないと思っていますところではあります。令和4年のデータですけれども、件数的にいくと、やはり全国で一番少ない状況になっております。

北林文正委員（分科員）

少ないという話ですが、何件か分かりますか。

地域・家庭福祉課長

県内の申立て件数は、令和4年で177件でございます。全国の総数が3万9,570件ということですので……

北林文正委員（分科員）

197ですか。

地域・家庭福祉課長

秋田県の総数が177件です。全国の総数が3万9,570件となっています。

副委員長（副会長）

579ですか。3万九千五百……

地域・家庭福祉課長

570です。

北林丈正委員（分科員）

少ないとはいえ177件あります。いろんな事例があると思いますが、市町村から何か、この制度に対してこういうことがあったとか、また家族の考えや感想、相談など、そういったものは県では把握していないですか。

地域・家庭福祉課長

現時点では、私の知る限りでは把握できておりません。

北林丈正委員（分科員）

その辺のいろんなメリット、デメリットをきちっと説明してやるということであればいいのですけれども、国が進めているからどんどん体制整備をして件数を増やしていこうということについては、もうちょっと慎重であるべきではないかなと思うのですけれども、部長、どのようにお考えですか。

健康福祉部長

報道等にありますように、この制度はいったん決めると変えられない、あるいは司法書士等のプロに頼むと経費がけっこう掛かってしまうといったようないろいろな問題があるのも事実であります。ただ一方で、財産処分の関係等でどうしても後見人を使わないといけない方々もいることも事実でありますので、県としましては、まず制度自体はきちんと周知を図り、問題点等もあるとすればそれも含めて周知をした上で、どうしても使わなければいけない方々が使えるようにしていく。あるいは市民後見人制度という、一般市民の方が後見人になる制度もあり、その方々を養成するのもこの事業にありますので、そういったことをやっていく。一方で、国の制度改正の実態については情報把握しながら、適宜それについてもお知らせをしていきたいと考えております。

北林丈正委員（分科員）

私も地元の市町村との意見交換会で、市の事業にこの後見人制度を普及させる事業があつて、ちょっと話を聞いたのですけれども、ほとんど問題意識を持ってなくて、ただこれを広めたいというような認識だったように私は捉えたので、果たしてそれでいいのかと感じました。ですから、先ほど話しましたけれども、この中身をよく説明して、後からやらなければよかったということに県民がならないように、十分理解を広めるように。それから、やはりいろんな問題点があつて、国も制度改正をするでしょうから、あまり慌でなくても、国の状況もしっかり見極めながら進めたほうがいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

健康福祉部長

そういったところをきちんと押さえた上で、市町

村に対しても、そういう実情を丁寧に説明していきたいと思います。

今川雄策委員（分科員）

同じく内説の73ページ、今の項目と同じ地域福祉活動推進費の07になりますが、一番上の再犯防止推進事業についてお伺いしたいと思います。

いろいろ国の方針もありまして、都道府県でも再犯防止の推進計画を立てると。年数も過ぎまして、いろいろと具体化、それから国もその計画の推進にいろいろな事業を展開しているという状況で、これは国の予算になると思いますが、進行管理で、犯罪をした者の相談支援等、県の推進計画にもうたわれておりますけれども、どのような概要として捉えていますか。

地域・家庭福祉課長

再犯防止推進事業とありましたけれども、実は再犯防止関係でいきますと、この再犯防止事業と、もう一つ、地域生活定着支援事業が関連性のある事業でございます。

副委員長（副会長）

何ページですか。

地域・家庭福祉課長

72ページの地域福祉活動推進費の03になります。刑務所出所者等の福祉サービス利用支援等に要する経費で、保護観察所等、国の機関と連携を図りながら、実際にはそういうところからの要請等で、県で委託をしている地域生活定着支援センターにおいて、まず福祉へのつなぎであつたりとか、住居関係の相談を受けて、フォローアップしていったりする事業が1つあります。これが再犯防止計画でも、載っているところでございます。

それで、先ほどの再犯防止推進事業は、今年度から、例えば過去に犯罪を犯して、いろいろな課題があつたりして、今まではあまりそういう相談体制が整っていなかったケースについても相談できるように、窓口を開設しております。国の交付金事業を活用して、そういう形で犯罪等を過去に犯していたとか、犯罪のおそれがあつたとか、そういう方についても相談を受け付けられるような体制を今年度から講じており、それについては来年度も引き続き実施していきます。また、市町村との会議等を実施して、市町村に理解を深めていただくということも交付金事業に入っており、自治体に事業等を理解してもらおうということで今年度実施しておりますので、来年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

さらに、再犯防止推進計画については、来年度までの計画でございまして、来年度、見直しを行う予定でおります。その見直し、策定に関する有識者等の会議費用についても、再犯防止推進事業で計上さ

せていただいているところでございます。

今川雄策委員（分科員）

計画の最終年度、そして来年度の見直しとあり、関係する部署や関係団体、関係者や有識者との意見交換や会議を開きながら、新たな再犯防止計画を立てていくのだらうと思います。先ほど課長からお話のあった国の機関、それから市町村の意見も聞き、協力を得ながら、少しでも推進して、最終年度、そして新しい再犯防止計画の計画期間を迎えていただきたいと思いますので、是非そこら辺も工面していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

地域・家庭福祉課長

やはり国の機関と県の機関も幅広く関わっておりますし、教育庁や警察など、関わる機関が非常に多い事業でございますので、しっかりと検証した上で、次期の計画に向かってまいりたいと考えております。

加藤鉦一委員（分科員）

地域・家庭福祉課は、ジャンルがいっぱいありますけれども、福祉人材の確保推進は地域・家庭福祉課だよ。福祉人材が非常に不足するということは、マスコミでもこれから大変だとよく言われていますし、県内においても福祉人材が非常に不足して、なかなか大変だという話は聞いています。実際に予算が二、三割アップしていますけれども、これはどこに重点を置いているのですか。マッチング機能強化事業とか、項目が4つあるではないですか。

地域・家庭福祉課長

委員会提出資料（4）の福祉人材マッチング機能強化事業については、やはり力を入れていかないといけないということで、令和5年度も福祉人材キャリア支援専門員3名を配置させていただき、きめ細かに福祉人材を確保する取組を進めております。求職者を確保していかないといけませんし、求人も確保していかないといけません。それでハローワークや事業所に出向いて、求職、求人とのマッチングを強化しているところであります。福祉保健人材・研修センターは、実はホームページを持っておりませんので、アナログの形で、足を運びながら進めているのですけれども、やはりなかなか難しいところもありまして、今回ホームページを作成して、求職者とのマッチングのところを強化していくため、ホームページの作成経費について増額させていただいているところです。

あわせて、求職者、求人、人材センターの求人情報に加えまして、介護等の福祉の仕事に関する情報も重要ではないかということで、そういう情報も一緒に発信し魅力を伝えながら、求職者を増やしていく取組に力を入れているところでございます。

加藤鉦一委員（分科員）

基本的に、仕事であればハローワークで、ある程

度の一定の給与……。平均した場合、介護人材は給与がちょっと低いと言われていて、少しアップの傾向はありますけれども、それでもまだ低いかから人がいないのか、絶対数が少ないのか。政策としては、よく分かるのですけれども、社会福祉協議会に今までみたいに丸投げして、マッチングという。この辺りが、どういうふうにマッチングするのかという。マッチングするとすれば、ある程度、資格を持っている人ですよ。社会福祉協議会で、介護職の資格を持っているのに働いていない人をちゃんと把握して、そういう人たちに当たるといことなのか、それとも……。施設を回ると書いていますよね、定着支援は県内の福祉事業所と巡回をします。この辺りはどのようにしてやるのですか。このマッチングのイメージが湧かないのです。人が足りなくて大変だというのは全国的にそうなので、まだまだ足りなくなるということ、医療人材もそうですね、福祉だけでないわけです。この辺り、こういう事業だけでいいのか、あるいは海外からの人をもっと育てるとい方向に行かなければいけないのか。長寿社会課とも関係あると思うのですけれども、この辺り、事業をやったからというだけで、果たしてどういうふうに成果が出るか、非常に悩ましいところがあると思うのです。総体的に給与体系がどのようになっていくのかということをお聞きはある程度、想定されてやっているのか、部長、その辺りはどうですか。ちょっと大きな話になってしまうけれども。

健康福祉部長

人材獲得競争は、まさに福祉だけではなくて、建設等も含めまして、それぞれ大変な状況にあります。給与体系そのものは、いわゆる保険料等で決まってくる業界であり、報酬改定等で進めている中でも、若干まだ職種平均より低いのは事実であります。

そうした中で、いわゆる介護業界、福祉人材業界のイメージアップを図っていくのがまず1つです。あと具体的なマッチングにつきましては、人手不足と言いながらも、相変わらず事務職については求職者が多いというところがあります。一般的に事務を希望している方に、ハローワーク等で介護の仕事もいいですよ、ありますよといったことを勧めていただくという形で、専門員は各ハローワークを回って、その際に具体的な業務内容等が分かっていないといけませんので、福祉施設も回っていくと。確かに介護も福祉も医療も人材は足りないのですが、一方で、事務職希望の方が余っているということがありますから、そういうミスマッチのところを一つ狙っていくのも手かと思ひます。

外国人材の活用については、県として新たに雇用労働政策課で、全体的な海外人材の活用を目指したセンターを作るようですので、そういったところに

も当然うちのほうも参画し、情報を得ながら、そちらも進めていきたいと思っております。

加藤 鉦一委員（分科員）

成果というのはなかなか難しいと思うのですが、潜在的に今、部長がおっしゃったように、事務職志向が実際に多い。ただ、介護関係は、資格がなくてもやれる仕事は結構あると思うのです。ある程度、高齢者でも元気な方もいらっしゃいますから、そういう元気な60代でも70代でも高齢者が介護の場で働けるような、そういうシステムを是非、私は作っていくべきでないかと。高齢者が支え合う地域社会で、少し社会福祉協議会もそういう視点も大事にしないといけない。若い人に入れと言っても、人がいないのだから。そこをどう乗り越えるのかは、そう簡単ではないと思うのです。元気な人は、死ぬまでというのは語弊があるけれども、動ける人は動いて、それなりの仕事をしてもらう体制を秋田県が一番に作らなければいけないのです。高齢化が一番進んで、支えられる人が多くて、支える人が少ないのですから。75歳になっても80歳になっても支える側に回れる元気なお年寄りには、支えてもらうようなシステムを作ることが一番大事だと思います。ただマッチング、マッチングと言っても、その辺りのマッチングの仕方をよく考えていただきたい、という要望にしておきます。

鈴木 真実委員（分科員）

私も福祉人材確保推進事業について、（4）番のところで、今年度からスタートしたという話がありました。この成果については、今どう分析されていますか。

地域・家庭福祉課長

この福祉保健人材・研修センターは、実はコロナ禍の時期に非常に落ち込みました。採用数は、令和4年度に33名の採用にとどまってしまったと。令和元年度がここ最近では一番多い107名、令和3年度は28名と、非常に少なくなった。その要因としては、専門員がいないことも一つの課題でしたので、今年度の予算に計上して取り組んでおります。

それで、現在100人を目指して取り組んでおりますが、12月末現在で49名採用ができていますということで、一定の成果は数字としては上がっているのかなど。ただ、まだ100名までは届いておりませんので、やはりホームページの作成であったり、福祉業界の魅力などをセットでPRをしながら、さらなる採用等に結びつけていきたいと考えているところです。

鈴木 真実委員（分科員）

支援専門員の3人の内訳というか、年齢や経歴とかはどんな感じになっていますか。

地域・家庭福祉課長

配置されている場所は、県北は大館市の社会福祉協議会、中央は社会福祉会館、県南は横手市社協と聞いておりますが、年齢、性別については、今、情報を持ち合わせておりませんので、後で回答させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

鈴木 真実委員（分科員）

この文章の中で、県内の福祉事業所等を巡回という話がありますが、福祉事業所等を巡回とはどういう意味なのかイメージが湧かないのですが。もう勤めている人を引っ張ってくるのですか。

地域・家庭福祉課長

求職者と求人、事業所と働く人をつなげないといけないということで、例えば介護保険事業所や福祉事業所などに足を運びながら、求人があるかとか、求職者と求人のマッチングを図るために事業所を回っているということです。

鈴木 真実委員（分科員）

やはり長寿社会課の20ページと7ページの人材確保というところで、同じような組織の中で採用するとか事業を展開するとか、そういう視点が非常に大事だと思うのですが、県内どこも担い手不足、人材不足が叫ばれている中で、県として個々に、別個にやっつけていいものかどうか。これは金額的にも7,200万円だったり、2,300万円だったり、これだけで1億円になるわけですね。何かもっと相乗効果を持ってやるべき人材確保事業でなければならない、そういう局面に来ているような気がするのですが、どうでしょうか。

地域・家庭福祉課長

予算、事業は別々になっておりますけれども、例えば、中学校で仕事のセミナーを開催するとか、そういう共通するようなところについては、同じ組織でありますので、当然協力をしながら、例えば共同で文書を出すとか、連携を図りながら進めているところでございます。

鈴木 真実委員（分科員）

本当に財源が少ない中で、もっときちっと点を定めて、線と面をつなぐというか、そういう視点が今は物すごく必要ではないかなと思うのです。そうしないと、医療、福祉関係の人材がますます縮小していく。先ほど私がびっくりしたのは、福祉人材確保推進事業の2番のところで、令和5年度と同様の事業ですという言葉が出てきているのです。それでは間に合わない状況の中で、もっともっと挑戦するような事業等を組み立てていってほしいと思うのですが、今回、もうこのように上がってきています。その辺りについて、今後の在り方として考えていることがあれば、教えてください。

健康福祉部長

これまでの様々な事業を実施した経緯もあって、

介護、福祉等それぞれでやっている部分があることはやむを得ない部分もあるのですが、委員おっしゃるとおり、健康福祉部という一つの部ですので、部内でも、来年の事業で、今、課長が申したとおり、協力してやる部分、あるいは一緒にしてやったほうが効率が上がる部分は当然一体化していきたいと思えます。また、次の年度に向けて、そういった人材確保の部分は大きな視点で見直しをしながら、どういったものが一番効率的なのか検討してまいりたいと思えます。

鈴木真実委員（分科員）

人材確保については、雇用労働政策課もあるでしょうし、どの部もあると思うので、その辺りの大きな枠での在り方みたいなのも是非、今後の課題として検討していただきたいと要望いたします。

加藤麻里委員（分科員）

12月の一般質問でも伺いましたが、ちょっと再質問する時間もなくて、この場でお伺いしたいと思います。

困難女性支援法に基づく基本計画の策定スケジュールを伺いましたけれども、その際の御答弁には、来年度中にDV法に定める基本計画と一体的に策定することになっているという中で、12月議会後に開催予定のDV防止対策推進連絡会に民間の支援団体も参加していただく、毎回そういった場を持つと。それを踏まえて、新年度には多様な主体で構成する策定委員会において具体的な議論を重ねていくとありました。では、この予算は、どこの部分に入っているのか、そしてまた令和7年度4月スタートという基本計画が出てくるのか、そういった部分について、なかなか自分では見つけられなかったのですが、どのような形で進めていく計画なのか教えていただけますか。

地域・家庭福祉課長

12月議会以降に改めて計画の策定に関するスケジュール等も含めて検討を行っております。それで、実際のところ、今年度中に策定委員会を立ち上げまして、今、調整中ですが、1回目の策定委員会を開催したいと思っております。それを受けて、来年度、予算としては5回の開催を予定しております。DV計画のときも民間団体が1団体、入ってございましたけれども、今回は民間団体にある程度、足を運びながら、委員にできるだけ参加していただくということで、今、調整を進めているところです。今回の法律の趣旨には、民間との協働というところもありますので、そういう点を考慮しながら、できるだけ民間団体に入っていただいた上で議論を重ねて計画を策定していきたいということで、策定委員会としては5回の予算を計上しているところです。実際のところ、それほど大きな金額ではないため、説明でも

その点については触れていませんけれども、委員会の開催として報償費と旅費を来年度当初予算の女性福祉費に計上させていただいており、来年度5回の議論を重ねながら、DV計画と一体となった女性支援計画を策定してまいりたいと考えております。

加藤麻里委員（分科員）

策定委員はメンバーが決まったということによろしいのですか。

地域・家庭福祉課長

策定委員については、まだ決まっておりません。候補等については、まだ検討段階でございます。今後、調整をしながら策定委員会をしっかりと設置したいと考えております。

加藤麻里委員（分科員）

今のお話で、公開議論ですか、策定委員会の行った会議の内容はインターネット上で公開されるということによろしいのですか。

地域・家庭福祉課長

情報公開条例等に基づいて、会議の内容が個人的な部分に入るとかであれば、非公開という場合もあるとは思いますが、公開の形で、資料についてはできるだけホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

加藤麻里委員（分科員）

もう一点、この計画策定については、県民へのパブリックコメント等は行われるのですか。

地域・家庭福祉課長

計画ですので、計画の素案等、順を追って議会にも説明をさせていただいて、策定期間が来ましたら、12月議会後になるとは思いますが、パブリックコメント、意見募集をしながら、計画の策定をしてまいりたいと思えます。

加藤麻里委員（分科員）

すると、素案とかは、次の6月議会にスケジュール等が明示されるということでのいいのですか。

地域・家庭福祉課長

素案については、DV計画と一体ということで、今年度もたくさんの計画を策定しておりますけれども、スケジュールとしましては、通常の計画とほぼ同様に考えております。ただ、なかなか難しい計画でございますので、通常の計画よりも回数を多く見て計画を策定していくということで、今のところのスケジュールとして、委員会に計画の骨子を報告させていただくのは、9月議会を予定しているところです。

沼谷純委員（分科員）

私も先ほどの鈴木委員の質問とかぶるところがあるのでございますけれども、ちょっとお伺いします。

まず、福祉人材のマッチングですけれども、この部分、長寿社会課の事業とも重なるので、その部

分だけ、副委員長、すみません、長寿社会課にも質問してもいいですか。

副委員長（副会長）

いいです。どうぞ。

沼谷純委員（分科員）

では、2つ比較しながらというか、先に長寿社会課にお伺いしますが、そちらの支援員は何人、どこに配置されているのでしょうか。

長寿社会課長

鷹巣阿仁福祉環境部に1人、長寿社会課に2人、平鹿福祉環境部に1人ですが、北の1名については現在、欠員です。

副委員長（副会長）

欠員は、いないということですね。

沼谷純委員（分科員）

そうすると、長寿社会課では本庁にお二人いらっしゃって、県南の横手はお一人でやられています。地域・家庭福祉課では、先ほど大館、横手、秋田と。まず、地域的には横手は重なりがある、秋田、中央もあるわけですが。

次にお伺いしたいのは、求職者を開拓と書いていますけれども、地域・家庭福祉課の支援員3名は求職者をどうやって探してくるのでしょうか。

地域・家庭福祉課長

ハローワークに出向き、そこで求職者とマッチングする機会を設けていただいていますので、ハローワークを活用しながら、求職者の獲得に向けて取り組んでおります。

沼谷純委員（分科員）

そうしますと、ハローワークに求職者が仕事を探しに来られて、福祉の仕事をしたいという人もいれば、先ほど部長がおっしゃったように、事務的な求職の方もいるかもしれませんが、ハローワークの場を使って、求職者の方々に福祉の仕事もそうですし、福祉以外の仕事を求職している人に対しても、この支援員3名が何か定期的にアプローチする仕組みになっているのか。ハローワークから、例えばこういう人が求職に来たので、お話しに来ませんかみたいな話になるのか、どちらからどうアプローチするのか、教えてもらえますか。

地域・家庭福祉課長

ハローワークで定期的にそういう機会を設けると伺っております。正確な情報については後ほど答えさせていただきますけれども、ハローワークにも福祉人材に関する職員がいますので、飛び込みで行くということではなくて、そういう機会をセッティングしていただいて、そこに対してこちらから説明等を行っている状況と伺っております。

沼谷純委員（分科員）

長寿社会課では、今の話について、どのようにし

て掘り起こしといたしますか、求職者の方を探すのでしょうか。

長寿社会課長

地域・家庭福祉課の専門員は、令和5年度から新たに配置されましたが、長寿社会課は令和2年度からです。基本的には、ハローワークに求職者がいるわけですが、例えば、介護の仕事がしたいという方の中にはいらっしゃいます。そういった方々に具体的にセミナーという形で介護の仕事を紹介して、それが終わった後で個別に具体的な仕事の内容、あるいは事業所の問合せ等については、面談という形で具体的にお知らせすることにしておりました。

あわせて、地域では学校に伺って、生徒の就職先や生徒の希望先といったところを確認した上で、介護の仕事についての説明をしたり、あるいは各地域振興局にも雇用関係の業務をやっている方がいますので、そういった方々と一緒に各事業所を回ったりといった活動をしておりました。

沼谷純委員（分科員）

次にお伺いしたいのは、今度は求職者はいずれの事業でも中高生とか学生は別にして、ハローワークを経由してといたしますか、ハローワークの情報をベースに活動していることは分かりました。今度は、求人をしている事業所については、先ほど、例えば令和5年度は49名という話がありました。そういうのは恐らくハローワークベースでの

49名なのかなと思いますけれども、求人を出している福祉事業所、介護事業所についてはどのように情報をとるのか、それもハローワークで情報をとられるのですか。

地域・家庭福祉課長

先ほどの説明が若干、足りなかったかもしれませんが、実際、採用については全てハローワーク経由ということではございません。秋田県福祉保健人材・研修センターについては、社会福祉法等に基づく無料職業紹介所として指定されております。県社協の窓口で直接来て求職、求人などの活動ももちろん行っておりまして、全てハローワーク経由ということではありませんけれども、求職者、登録者を増やしていく過程で、平成21年度からハローワーク秋田に福祉人材コーナーが設置され、介護労働専門官が配置されており、そういう専門官や長寿社会課の支援員とも連携を図りながら進めているところでございます。

沼谷純委員（分科員）

要は、僕が2つの事業でお伺いしたかったのは、今、独自の職業紹介もできる機能を持っていると。別の話になりますけれども、アトリオンにあるナースセンターもそうですが、独自の機能を持っていても、実際はほとんど活用されていないとか、いわゆ

る求職者の方々からあまり登録なり、活用したいと思われていない、あまり稼働していないということは、よくある話です。

言葉は悪いですがけれども、今、実際にはハローワークですら機能が低くなってきています。それは介護業界だけではなくけれども、ハローワークを通さずに人材紹介とか、民間のいろんなサイトとか、そちらから手軽にポンポンと自分のやりたい仕事とか求職情報を入れてマッチングする機能が、かなり民間の方が強くなってきているので、ハローワーク自体の機能がすごく弱くなってきていると。そこに今、違いはあるしイコールではないのでしょうけれども、地域・家庭福祉課も長寿社会課もハローワークと連携をして動いていく方がそれぞれ3人いらっしゃる。僕は、先ほどの鈴木副委員長の話ではないですが、地域的にも仕事の中身としてもそうですし、連携とか協力ではなくて、すみ分けをちゃんとしなければいけないのではないかと。地域的に重なってしまって、逆に空白地域が今あるわけです。大館には1人いるけれども、横手に2人で、本庁とか秋田には3人いてというように。そうすると、この方々が3人で、何か所の事業所を回れるのかということもあるのですけれども、もうちょっとエリア的にもすみ分けるとか。求人をしたい事業所は、ほぼハローワークに求人を出しているはず。福祉の求職をしたい方は、ハローワークであればハローワークで見て、その事業所の面接を受けるわけなので、ハローワークをベースにしたマッチングというのは、言葉はあれですがけれども、屋上屋になる可能性があるとは僕は思っていて、ハローワークではない機能、ハローワークではないところでこういう人材を確保するとか、中高生でも学生でもいいのですけれども、むしろそっちに力を入れていただきたいと思うのです。求職で来ている人と求人を出している事業所を会わせるのは、それはやれるというか、そこに県がさらに予算を掛けなくても、ハローワークでもそういう人材を置いている。この辺は今すぐこれを整理整頓という話ではないのですけれども、介護事業所からすると一番苦しいのは、ハローワークに出しても人が来ないと。さらに言うと25%、30%の中間手数料を払って採用しても、半年、1年でまた転職すると。せっかくの予算ですから、エリア、役割、配置、機能など、もうちょっと別のものを1年掛けて検討して、令和7年度には、ハローワークはハローワークでこういうことをやりますが、県は県として、そこ以外のところでこういう強化をしますというような検討を是非していただきたいと思うのですが、これは部長から御答弁お願いします。

健康福祉部長

今、御指摘されたことを視点に置きながら、もちろん今までの効果とかも見た上で、事業構築をきちんと、最も効率的な事業展開を図れるように注力したいと思います。

沼谷純委員（分科員）

次の事業で、災害ボランティアの活動支援ということで、新規でセンターの運営事業があります。確認ですが、これは大規模な災害が発生した場合、あるいは多くのボランティア活動が必要となった場合に設置するという事なのか、常設するという事なのか、そこの整理をお願いします。

地域・家庭福祉課長

今年度の大雨災害を踏まえて、これは大規模な災害が発生して、多くのボランティアが必要になった場合に活用するため、あらかじめ予算を計上させていただいているところで、常時あるものではございません。

沼谷純委員（分科員）

その上で、この隣に参考と書いているのですが、もしまた何らかの大規模災害が来年度に発生した場合、このセンターが立ち上がるわけですがけれども、去年7月の大雨災害を踏まえて、県あるいは広域調整も、市町村単位もそうですけれども、何が災害ボランティアのところで一番の課題になったのか、もし何かあったときに、このセンターが立ち上がれば、その課題が解消、解決されるのか、その辺の検証と、これによってどうなるのかというところを教えてもらっていいですか。

地域・家庭福祉課長

実は様々な課題がありました。実際に秋田市でもなかなか経験がないこともありまして、規模が非常に大きかったというところで、県社協の支援センターを立ち上げまして、北海道、東北、他県からもノウハウのある社協の職員を派遣していただいたわけですが、やはり初動対応であったりとか、いろいろニーズを頂いても、経験不足もあって、最初は混乱した部分がありました。ただ、徐々にそこについては対応できたかなと思っております。

今回、この事業ではございませんが、委員会資料も出させていただいています、災害福祉広域支援体制整備事業で、広域的な支援体制のネットワークを構築したいということで、大雨災害の課題、災害時のボランティアセンターの運営、その後の災害ケースマネジメント、それから要配慮者の調整を広域的にどのように平時から体制を整えていくのかというところを、県社協を中心に、関係機関、有識者らを含めて、来年度検討してまいりたいということで、予算を計上させていただきました。初動対応等、いろいろな課題はございましたし、ボランティア活動も長期間にわたり課題はありましたので、今回改め

て平時の体制をどのようにしていくのかを検討してまいりたいと考えております。

沼谷純委員（分科員）

今、次の事業との関わりも含んでおられたのですが、私が伺いたかったのは、支援センターそのもので、どういう機能を持つのかということです。資料に、派遣調整やボランティア活動状況の把握、情報の発信とありますが、災害ボランティアそのものは災害が起きたとき、すぐには受け入れられないではないですか。やっぱり現場の混乱があるので、一定期間たってからでないと入っていけないというか、受入れもできないではないですか。そうすると、初動が遅れたという今の話と、スムーズな災害ボランティアのマネジメントは、翌日から現場に入れるわけではありませんし、この辺はどう考えておられますか。

地域・家庭福祉課長

委員会提出資料の右にイメージ図で、県と県社協、それから市町村と市町村社協とありますけれども、実際には今回7月14日からの大雨で、7月17日に県の要請に基づいてセンターは立ち上がっております。県社協、市町村社協も、反省点や課題は把握しておりますので、そういうところを踏まえて、すぐに支援センターが立ち上がって、さらに市町村社協のボランティアセンターが立ち上がって、そういう体制をしっかりと対応できるように、検討を進めていると考えております。

沼谷純委員（分科員）

今の御説明では、3日後、17日には県の要請で県社協にはセンターが立ち上がったと。これは、県としては迅速というか……。僕が聞きたいのは、つまりその3日後では遅かったと考えているので、より早く立ち上げるために、この予算を計上しているとか、あるいは3日後に立ち上げたときに人員、あるいは物が足りなくてとか、何か不足のものがあつた、去年7月はゼロ予算でやったので、それでは人も物も動くこともできなかったから、あらかじめ予算を置いておきたいとか、去年7月の何が欠けていたから、この193万円になったのかというのを知りたいのです。

地域・家庭福祉課長

初めての経験で、さらには休日だったこともあり、また、予算も持っていませんでした。そういうこともありまして、速やかに体制を整えるためには、予算措置であったり、協定書であったりとか、そういう事前の対応が非常に重要だということが分かりました。いつ災害があるか分かりませんので、それに対応できるような予算措置、それから必要な事務手続についてとっていくという趣旨で予算を計上させていただいているところでございます。

沼谷純委員（分科員）

その上で、いつ何どき起きるか分からない、いつ何どき起きたときでも速やかに体制を取れるようにあらかじめ予算を置いておくとして、この193万円という金額が速やかに、かつ必要な体制をとるのに十分な予算だということでもいいのですか。要は、去年7月のような大雨の場合、鈴木副委員長もそうですし、僕もそうですけれども、そういうところに実際に住んでいた人間からすると、正直、必要であれば1,000万円をここに置いておいても、それで十分に動いていけるのであれば、使わないにこしたことはない予算で、余るだけの予算なので、必要なお金であれば、必要な分だけ置いておいたほうがいいのではないかなと思うものですから、本当に193万円でお話のとおり動けるのかなと、逆に心配になったのですが。

地域・家庭福祉課長

この金額につきましては、今回の大雨災害で最低限必要といたしますか、ある程度の期間、3週間くらいは必要だということで認識しておりまして、それに対応できる予算を計上させていただいているところでございます。

沼谷純委員（分科員）

この予算で十分かどうかは別にして、大丈夫だと考えておられると受け止めました。

その上で、次の災害福祉広域支援体制整備事業でも1点だけお伺いしますが、資料の右側です。大規模災害時における要配慮者支援について、ネットワーク協議会の事業内容としては、要配慮者支援の調整に関することとなっているのですが、実際に災害が起きたときの要配慮者支援の調整とは何をどのようにやるのでしょうか。要配慮者は様々な方がいるわけですが、どのようにこのネットワーク協議会が動くのでしょうか。

地域・家庭福祉課長

まずDWA Tの派遣体制の整備——要配慮者の状況を確認して、避難所において緊急的な措置を講じたり、避難所で環境整備が必要であれば環境整備を行う、必要に応じて福祉施設につなぐという役割を担うチームがDWA Tと認識しております。まだ歴史が浅いこともあり、今回初めて能登に派遣したところではありますが、要配慮者を福祉施設等につないでいく役割をDWA Tは担っていると認識しております。そういう体制整備の中で、どのように要配慮者の調整を行うのか。施設が被災して、その施設から別の施設へというところも当然想定していかないとはいけませんので、DWA Tに限らず、いろいろな調整が必要になってくると思います。このネットワークに関しては総合防災課も入っておりますし、それから社協、大学の有識者、防災関係の有

識者が入りまして、どのように平時の体制をとっていくのか、それから災害時にどのような体制をとっていくのかを、来年度、集中的に検討していきたいという予算でございます。

沼谷純委員（分科員）

そうしますと、要配慮者を複数、例えば介護施設なのか避難所なのか、個人か団体か別にして、要配慮者が各地で被災されている状況で、それを効率よく、どの順番でどう支援をして、どこにつないでいくかということの検討を、このネットワーク協議会で来年度していくと。それが一定の何らかの仕組みが出来上がって、今度はその仕組みを使って、DWA Tが現場に入っていくようになるという理解でいいのですか。

地域・家庭福祉課長

大規模災害時は、長期間にわたりますので、災害ケースマネジメントが非常に重要だとも言われています。そういうところも含めて、平時からどのような体制がとれるのか総合的に検討していくことです。DWA Tは一つの手段でございますので、DWA Tに限らず、ボランティア支援センターも含めて、平時からどのような形で災害に対応できるのかを集中的に検討していきたいということでございます。

沼谷純委員（分科員）

難しいことですが、実際の災害時にきちんと機能する仕組みといますか、そのネットワークを作っていただきたいということだけお願いをして、最後にもう一つだけ、「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業です。この中で、重層的支援体制という言葉があります。非常にいいことをやられようとしているとは思いますが、何が出来上がると重層的支援体制というものになるのかが、実はちょっとイメージが湧いていないです。そこを教えてください。

地域・家庭福祉課長

障害であったり高齢であったり、様々な属性の方がいらっしゃいますし、近年、複雑化、多様化する課題を抱えている人が多いということで、今までは個々に、障害の相談であれば障害、高齢の相談であれば高齢、それから子供であれば子供と分けていたところを、包括的に体制を整えて、隙間のないように支援をしていきたいと思いますという趣旨でございます。

それで、実際に交付金の事業に関しては、それぞれでやっている体制について、多機関で連携を図りながら会議を開いて、例えばアウトリーチでその状況を把握する。それから参加支援として活動してもらうとか、そういうところを関係機関が連携を図りながら包括的に体制を支援していく事業でございます。

沼谷純委員（分科員）

例えば、障害をお持ちのお子さんで、独り親家庭で、そこに貧困の状況もあったりというような状況は、まさに一つの家庭で複数の支援が必要になってくるわけですが、そうすると、今まではそれぞれ、貧困の話であれば貧困の相談、障害のお子さんであれば障害にと、別に相談をしていたものが、その御家庭、例えばお母さんでもお父さんでもいいですが、どこか一つのところに相談に行けばいいようになるのですか。それとも、その家庭は複数の困難に対して複数の窓口にやっぱり行かなければいけないのですか。

地域・家庭福祉課長

一つのパターンではないとは思いますが、基本的には障害の相談に行った場合に、それが高齢の介護の問題も抱えているとすれば、それは自ら行くということではなくて、行政側でそこはしっかりとつなぐと。場合によっては、高齢と障害、そういうところの相談機関で、合同で会議を開きながら、どのような支援をしていきたいと思いますかということで、利用者が自らそれぞれ足を運ぶという形ではなくて、行政側でしっかりと連携体制を整えて支援をしていくという事業でございます。

沼谷純委員（分科員）

そういう体制を作るのは、主に現場を持っている市町村に体制を作ってもらいたいと交付金があるわけですが、今、7市1町1村となっています。理想を言えば25市町村なのか、ある程度、広域的なのか分かりませんが、この最終ゴールは、こういう体制が25市町村という意味なのか、もう少し少なくてもいいのかということと、マンパワーや専門知識とかという意味で、そういう体制を単独の市町村単位でとれないところもあると思うのです。その辺の最終ゴールのイメージを教えてください。

地域・家庭福祉課長

最終的なイメージとしては、共同でということもあるかもしれませんが、25市町村ができるだけ早く包括的な体制を整えていくことを目指しております。

沼谷純委員（分科員）

それは時期的にはいつとか、あるいは7市1町1村以外、もう既に体制がとれているところもあるかもしれませんが、今、何分の何で、25分の25にいつぐらいまでにしたいという思いはあるのですか。

地域・家庭福祉課長

大変申し訳ないのですが、後ほど回答させていただきます。実は、地域福祉支援計画の中で重層的、包括的支援体制の目標を掲げております。所管事項審査で説明をさせていただきます。

予定でしたけれども、本日は資料を持ってこなかった関係で、すみませんが、後ほど回答させていただきます。

鈴木真実委員（分科員）

私も災害ボランティア活動支援事業と広域支援体制整備事業に関連して、被災地を持っている地域で選出されている議員として、お伺いしたいと思います。

社会福祉協議会に災害ボランティア支援センターを設置するとか、各市町村の社会福祉協議会と連携して様々な事業をやるという話を先ほど伺いました。こういう大きな災害は久しぶりで、この事業は、それがあつたからこそ出来ている事業だと思います。昨年の現場に出向いた経験から、お話をさせていただきたいと思います。

民間の全国組織であるボランティアの方々が入ってきて、物すごい勢いで全国から大学生等の人を集めて、どんどんやってくるのです。地元の各市町村の社会福祉協議会や市町村は、もう忙しくて相手することができない、県の社会福祉協議会も慣れていないせいもあって大変だという状況で、全国組織のボランティアのNPO組織が行っていく。それから、民間の企業が自ら立ち上がって、住民の方々の安全、安心、一日も早い復旧、復興をとということで、どんどん動いている。皆さんもそれは見ていたと思うのですけれども、そういう中からこういう事業が構築されていかないと……。幾らでも被災者にとっては早いほうがいいし、前に進んだ形でのボランティアが欲しいと言っている中で、そういう方々とちゃんと話し合っているのだろうか、連携しているのだろうか。連携のない中でこういう事業をやったとしても、また同じように後手後手というのが起こるのではないかと思うのですが、その辺についてはいかが感じますでしょうか。話し合っていらっしゃるのでしょうか。

地域・家庭福祉課長

NPO法人と県社協、県の機関、県外NPOなどの関係機関が情報共有するような場を設定して、今回の大雨災害で情報交換をしたということがあります。ただ実際のところは、災害が起きて少し期間がたってから開催されましたが、やはりNPO団体と、ボランティアセンターをやっている県社協、市町村社協との連携は非常に重要だというのが今回の課題でもありました。福祉だけでやるのは限界がありますので、防災、福祉、それから県庁の組織でいくと、NPOを所管する地域づくり推進課において、それぞれ連携を図りながら取り組んでいくことが、災害対応では重要だという認識を持っておりまして、それについてもしっかりと検証しながら取組を進めていきたいと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

まだ、その連携はとっていないのか、もう連携をとって、この事業を立ち上げているのかどうか、確認します。

地域・家庭福祉課長

先ほどの会議とかもありますので、連携は少しずつとれてはいます。それから、県庁でも当然、連携をとりながら進めておりますけれども、まだまだしっかりと議論をして詰めていかないといけないところがありますので、そこはしっかりと3部局、3課が連携を図りながら、対応をしていきたいと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

実際に災害が起きて、次の日やその次の日には、もう全国ボランティアの人たちやNPOが入ってきて、どんどんやっていっている。地元にも話しても通用しないとか、それから県社協に話してもなかなかうまくいかないという相談もいろいろと受けました。そういう事態で一番被害を受けるというか、災害で被害を受けたほかに、精神的にも大変なのがやっぱり被災者であると思いますので、そのベースになるところをもっと整備して、この事業に取りかかっていたいただきたいと思いますが、部長、いかがでしょうか。

健康福祉部長

昨年の大雨災害、今回の能登半島地震を受けて、県としての対応にいろんな課題があることは確かに明らかになったところで、今、現実に対応できるかといえば、まだまだできていないところがありますので、次年度以降、早期に庁内関係部局と話をしながら、大災害に対応できる体制を構築するよう頑張っております。

鈴木真実委員（分科員）

本当に災害はいつ起こるか分からない中、事前の準備が最大の防御になりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

地域・家庭福祉課長

先ほどの沼谷委員の御質問について、包括的支援体制が整備される市町村数につきましては、現状、交付金を使っている、いないは別にしまして、13市町村整備されています。

それで、地域福祉支援計画の最終年度、令和11年度末までには、全市町村が包括的支援体制を整備できるように取り組むべく、目標値の案として取りまとめておりますので、所管事項のときに御説明させていただきたいと思っております。

副委員長（副会長）

以上で地域・家庭福祉課関係の質疑を終了します。ここで暫時休憩いたします。再開は、午後3時5分とします。

午後2時49分 休憩

午後3時 4分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

欠席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

副委員長（副会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、健康福祉部の議案の審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

地域・家庭福祉課長

休憩前に後ほど回答させていただきとしていた、人材センターの専門員の経歴についてお答えいたします。

まず1人目が元労働局のOBの方、もう一人が市の嘱託職員で、採用担当をしていた方、それから市の社協の人材担当の職に就いていた方と、3名の経歴についてはそのような方でございます。

副委員長（副会長）

では引き続き、長寿社会課関係の質疑を行います。

加藤鉦一委員（分科員）

先ほどもちょっと出ました介護人材のところ、上位認証評価制度を構築すると、新規事業で予算を盛っていますけれども、介護業界のレベルアップを図るために評価、認証すると。こういう評価や認定をする場合には、具体的な基準があると思いますが、この基準は全国的な基準でやられるのか、それとも県独自でそういう評価の基準を作っているのか、あるいは協議会で検討した結果とか、この辺りはどうなっているのですか。

長寿社会課長

認証制度は、各県で行っておりますけれども、全国的に標準的な基準はありません。各県独自に決めております。その基準を定めるに当たって、先行する都道府県のを参考にしたり、あるいは各県で認証制度の推進委員会を作りまして、その中でどういった基準が適切なのかといった辺りを検討した上で決定しております。

加藤鉦一委員（分科員）

では、秋田県では独自に認証、評価するための基準を作って、第三者機関みたいな方々が集まって行うという考え方でよろしいですか。

長寿社会課長

第三者機関といいますか、学識経験者といった方々に集まっていただいて、その中で決定したということです。

加藤鉦一委員（分科員）

要するに、評価された事業所はそれなりに名前が出ると思うのです。例えばABCだったら、Aに評価されましたとか出ると思うのですけれども、その辺りはどうなるのですか。

長寿社会課長

現行の評価制度では、そういったランク付けはなくて、認証したか、しないかというところです。

加藤鉦一委員（分科員）

県内でもかなり多くありますが、どの程度を認証するという目標とか考え方を課長はお持ちですか。

長寿社会課長

ちょっとお待ちください。

副委員長（副会長）

暫時休憩します。

午後3時9分 休憩

午後3時9分 再開

副委員長（副会長）

再開します。

長寿社会課長

介護保険事業支援計画の令和5年度の目標は、80としております。

加藤鉦一委員（分科員）

80を認証する予定であるというわけで、そうすると、認証された80の施設は、新聞等で公表されますでしょう。

長寿社会課長

現在68事業所を認証しておりまして、全てウェブで公開しております。

加藤鉦一委員（分科員）

これは新規事業でなくて、前にもこういうことがありましたか。こういう認証みたいな。これ新規と書いているけれども、前にもそんなのありましたか。

副委員長（副会長）

20ページの3、(1)の②のことですな。

加藤鉦一委員（分科員）

そうです。

副委員長（副会長）

新規事業です。そのことを言っていますので、それについてお答えください。

長寿社会課長

認証評価事業は、平成29年から今までもやっております。それで一定程度、年数もたってきた。

他県でも一定程度経過しますと、さらなる上位の認証制度を設けているところもあります。例えば介護の現場ではありませんけれども、厚生労働省で「えるぼし」や「くるみん」といった制度もあります。それも、通常のもの、ランクが上のものというところで制度を設けております。そうした介護の事業所でも、さらに上のランクを目指していただいて、介護事業所の全体のレベルアップをしたいということで、今回、上位認証制度ということで、予算を提案させていただいたところです。

加藤 鉦一委員（分科員）

認証する、評価するということは、競争ではないけれども、いい意味で切磋琢磨ですね。そういうことで、私は大変いいと思います。企業誘致も先行して、ある程度、所得の高い企業があって、ましてや介護人材不足の中で、県内の企業も頑張るということが、福祉の世界でも一定程度、必要ではないか。ですから、これは別に悪いということではなくて、大いに良いわけですけれども、評価される企業を目指す支援策も一緒にないと。例えば、AIとかいろんなものを使ってやるのが評価された場合、是非うちでもそういうのを使ってやりたいと、視察に訪れるようなシステムにしないと、評価して終わりでは駄目だと思うのです。

委員会調査で見た、能代の特養では、若い女性が東京からUターンしてきて、どんどん人を連れてきているのです。忘れたけれども、能代の駅前の特養だった。そういういいところは、いいなりの評価の理由を付けて、お互いに刺激になるようにして、全体がレベルアップする。あるいは、秋田県はそういう面では評価がいいので、都市からも空いているベッドに来るくらいに。高齢化が1番というのはもう変わらないですから、逆にそういうことを大いにアピールできるくらいの評価にして、アピールすべきだと。そのためには、上位認証評価制度を新規に構築するのですから、評価の仕方も含めて、よく考えて皆さん行っていただきたいと思うのです。ただ作ったからいいではないよ、これは。

長寿社会課長

今、委員から指摘があった部分については、まさに介護事業所からも言われているところでありまして、認証評価制度の推進委員会からも意見として言われているところです。そういったところを踏まえて、上位認証制度を作るからにはしっかりと客観的に、どういった基準が評価されたのかという辺りが分かるように、外にアピールできるような仕組みにしたいと考えております。

加藤 鉦一委員（分科員）

先ほど、えるぼし認定やくるみん認定という話がありましたが、これは女性活躍推進の中で企業が女

性活躍とか子育てしやすい環境の取組を認定する制度ですけれども、介護施設の中でそういう評価はあるの。これは、働く人ということでしょう。私はそうだったのですが、そういうことですね。えるぼし認定、くるみん認定をとっている福祉施設はあるのですか。

長寿社会課長

介護事業所でも、とっているところはあります。

加藤 鉦一委員（分科員）

さっきの地域・家庭福祉課、長寿社会課の人材も、まさにそこですね。若い女性がわざわざ東京に行かなくても、給与がそんなに変わらないのであれば、秋田で働いてもらう。若い人材が少ないですから、そこをうまくアピールできるように、競争する、いいところをまねる。是非、今回頑張ってもらいたいです。

おとし、能代の社会福祉法人で、実際に働いている皆さんに、東京からこういう条件で来ていると話を聞いてきました。一般質問をしたこともあったけれども。とにかく新規の事業だから、形だけではなくて、是非、頑張ってもらいたい。

健康福祉部長

強いエール、熱いエールをありがとうございます。きちんと委員の思いに応えられるよう、事業展開できるように頑張ってもらいます。

沼谷 純委員（分科員）

今の熱いエールの後でちょっと話しづらいところがあるのですが、まず①の認証評価制度についてです。現行の認証評価制度の対象となるのは、事業者単位ですね。事業所か事業者なのか分かりませんが、どのぐらいの対象があるのでしょうか。

長寿社会課長

事業所で約2,400、法人数としては700くらいです。

沼谷 純委員（分科員）

そうすると、事業所で2,000を超えて、法人で700で、今この現行の認証評価制度を受けている事業所、事業者は、それぞれどのぐらいですか。

長寿社会課長

事業者数は68、事業所数はちょっとお待ちください。

副委員長（副会長）

暫時休憩します。

午後3時18分 休憩

午後3時18分 再開

副委員長（副会長）

再開します。

沼谷純委員（分科員）

事業所は分からなくて、事業者が大体700のうちの68ということは、全事業者のうちの10%が今、取得をしている状況ですが、この制度創設から丸7年たったの10%という数字をどう評価されておられますか。

長寿社会課長

目標には達しておりませんので、少ないと考えております。

沼谷純委員（分科員）

目標はどのぐらいでしたか。

長寿社会課長

令和5年度で80です。

沼谷純委員（分科員）

80だとしても十数%ということですが、逆に言うと、90%の事業者がこの認証評価制度に手を出さない理由をどう考えておられますか。

長寿社会課長

まずは、手が回らないというのが非常に大きい意見です。あとは、認証評価制度が事業所で浸透していないとか、事業所において、例えば現場の方々と管理者の方と意識が違うといったことで、なかなか手を挙げないという話は伺っております。

沼谷純委員（分科員）

私も同じ認識です。伴走型でいろんなサポートしていただけたらと思うのですが、申請に向けて手が回らないというか煩雑さ、その煩雑さを超える具体的なメリット、インセンティブがなかなか見えないということ、私もよく介護事業者の方々から言われます。セミナーへの参加とか、いろんな広告において県で紹介してもらったりはしてもらえけれども、大変な割に、それ以上の何かがないので、こういう評価をとっている事業所だと紹介してもらっただけでは、なかなかメリットとしては感じづらいと言われてきました。

先ほどの加藤委員の話とまた逆の話になってしまうのですが、ここからさらに上位認証評価制度、今、700分の68分の10なのか20なのか分かりませんが、さらにこの68の中から飛び越えてもいいのですが、より厳しいと思います。より厳しい認証を受けようとするトップの十数件の事業者も大事ですが、新規ではない部分、手が伸びてこない90%の事業者の底上げ、レベルアップについては、どのように考えておられますか。

長寿社会課長

そういったところにつきましては、従来の認証評価制度の中で、いろんな研修とかセミナーといったところでPRし、それから理解を求めていくと考えております。

沼谷純委員（分科員）

新規事業は、これはこれでいいですし、現行の認証評価制度の申請基準を緩めてくださいという話ではないのですが、手続、あるいは取得した後のメリット、インセンティブなど、現行制度の見直しもやらなければ、上位だけ作っても、結局、介護業界全体の底上げにはつながらないのではないかと懸念しているのです。そこはいかがでしょうか。

長寿社会課長

私は、現行の認証につきましては、そんなに面倒な基準であるとか、大変な基準を設けているという意識はありません。いわゆる普通の事業者として事業を行っている以上は、当然に備え付けておかなければいけない規則、あるいはルール、研修体制、人事体制、給与の昇給の部分、そういったところをしっかりとしてほしいというところで、現行の基準は決まっておりますので、非常に高いハードルではないと。

現行の認証制度でメリットがないという話も伺ってはおりますが、これは何のためにやるのか、メリットを求めてやるということではなくて、要は事業所・者、自ら、従業員が働きやすくするためにはどういったところが必要なのかというところを振り返ってもらうのが一番大きなところだと思っています。ですので、そもそもそこでメリットという話が出てくること自体、この制度を理解していただけないと、私自身はそう思っています。

一応のメリットとしましては、認証を取得していただければ、生産性向上のための介護ロボットの導入を優先的に受けていただく、あるいはいろんなPRをする際に、例えば県のウェブに掲載するとか、新聞紙上に認証事業所として紹介するとか、そういった形でメリットといいますか、PRしていくことに現行ではしております。

沼谷純委員（分科員）

理想としてはそうだと思います。でも、介護事業所の現場の状況からすると、まさに課長がおっしゃるのは理想の姿で、こういうものに手を伸ばしてとか、手を挙げて取得してほしいという思いがあるのは分かりますが、言葉はあれですが、やはり介護事業所もビジネスなので、手間暇を上回るメリットがあるかないかで判断してしまうのも現実にあって、それが700分の68になっているのではないかなと思います。今、課長がおっしゃった、何か機器を導入する際に優先的にということもそうですし、現行のほかの事業や制度と組み合わせながら、この評価をとることによって、何らかのそういった新しい事業なり、新しい何かを導入するときに、今おっしゃったように優先的にでもいいのですが、そこを逆にきちんと打ち出していただくと。これを取得しないという補助金はなかなか通らないよとか—

—それがいいかどうか分かりませんが——そういう何か、これを取得することによるメリットがあることによって進むと思いますので、そこはまだまだ考えていただきたいなど、まずお願いをしておきます。

もう一つ、同じ事業の中で、先ほどの話に近いというか、重なるところではあるのですが、専任職員の配置のところ、どこに配置されているかと確認したところ、ハローワークという話を伺いました。その上で、ここに掘り起こしという言葉が入っていたので気になったのですが、既にハローワークに登録して求職している方であれば、私は掘り起こしではないと思っているのです。それはもう既に顕在化している求職者なので、掘り起こしとは言わない気がしていて、ここで掘り起こしという言葉を使っているの、何らか潜在的な介護職の求職者といえますか、潜在のところを掘り起こすことをやっておられるのかなと思ったものですから、そこがあれば教えてください。

長寿社会課長

今の御質問につきましては、非常に私自身も課題だと思っているところです。要は潜在的な掘り起こし、需要はどこにあるのかをつかむのは非常に難しいと思っていて、現在は実態として、ハローワークに求職される方の中から、介護に興味ある方に、さらに介護に興味を持っていただくところに力を入れているところでありますので、ここにつきましては、今回は当初予算で盛りせてもらいましたが、こういった形で需要を開拓していくのかといった辺りは、かなり考えていけないと思っているところです。

沼谷純委員（分科員）

私も同じ思いです。例えば介護事業所がもし求人を出すとすれば、ハローワークとか、そういった業者の方に仲介していただくとか、いずれ顕在化しているところにしか事業者はタッチできないわけで、顕在化していないところが一番、事業者ができないことから、掘り起こしはほぼ不可能です。どのようにやるかは難しいのですが、まさに行政、県がいろんな手だてで、健康福祉部だけではなく、ほかの部局——先ほど部長おっしゃったように、事務を希望されている方の中にも潜在需要がある可能性もあります。そういう意味では職種あるいは業種、業界を超えて、掘り起こしていくのは行政にしかできないことで、事業者、介護事業所ではできませんので、そこを是非お願いします。

最後に外国人のところですが、②の事業の環境整備、翻訳機、日本語研修費と、③の日本語研修費とありますが、対象が経済連携協定で来る介護福祉士を目指す方か、そうではない外国人材かでの違いで

しょうか。対象とか中身がかなり近く見えたものだから。

長寿社会課長

おっしゃるとおりです。EPAかそうでないかの違いです。

沼谷純委員（分科員）

細かいですが、その上で、EPAで来る方々については翻訳機が入っていませんが、これはどういう意図ですか。③の翻訳機を外しているのはなぜですか。

副委員長（副会長）

暫時休憩します。

午後3時28分 休憩

午後3時29分 再開

副委員長（副会長）

再開します。

長寿社会課長

EPAの方々につきましては、翻訳機とかそういったハード部分はなくて、日本語学習する経費、要は研修の機会、研修しながら学習する、あるいは喀痰研修をする、介護福祉士になるための研修をするとか、そういった経費を盛っておりますので、翻訳機の経費はEPAの方々には盛っていないということです。

沼谷純委員（分科員）

私の素人の受け止めとしては、EPAという枠組み制度で来る方と、そうではない外国人材の方々と、例えば日本語のレベルが違うとか、そういう何か明らかなものの違いがあればまた別ですが、こういう語学的事項の対応の対象だとすれば、翻訳機を外さなくてもよかったのかなと、単純にそう思ったものですから、後で結構ですが、教えていただきたいと思えます。

最後に、受け入れた介護事業者がその外国人材に対して日本語研修を受けさせるわけですが、秋田では、まだ外国人材は現場でなかなか少ない中、日本語研修はどこでどのように受けるのでしょうか。

長寿社会課長

民間の業者を使って研修していると聞いております。

それと、先ほどのEPAの方の翻訳機ですけれども、制度上は翻訳機はありますが、来年度予算上は、翻訳機の需要がないので、盛っていないということです。

副委員長（副会長）

ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

長寿社会課長

先ほど沼谷委員から御質問のあった認証事業所の事業所数ですけれども、約550です。

副委員長（副会長）

700ではなくて。

長寿社会課長

対象の法人数は700、そのうち68が認証を受けておりまして、約2,400の事業所のうち、約550が認証となっているということです。

副委員長（副会長）

では、あとほかにないようですので、次に障害福祉課に入りたいと思います。

沼谷純委員（分科員）

コロニーの修繕について、修繕そのものとは関係ないかもしれませんが、コロニーの定員が「340人ほか」となっています。給食センターは、コロニーに入所されている方々のためだけの給食を作るセンターでしょうか。

障害福祉課長

定員は340人でございますが、コロニーに今、入所している方は300人前後でございます。その方々の食事をこの給食センターで調理しているということでございます。

沼谷純委員（分科員）

どういう体制、形でやっているかまでは分かりませんが、300人の方々のために、給食センターをここでずっと独自に維持していくのも大変かなという気もします。この修繕とは関係ないかもしれませんが、この給食センターはずっとこのコロニーで維持していくべきものですか。介護とは違いますけれども、今いろんな事業所とか介護施設も、自前での調理、厨房を持たないようにしてきており、コスト的な意味でもあるのですが、このコロニーはずっとこれでいきますか。

障害福祉課長

コロニーに入所している方には、いろんな障害特性を持つ方のほか、高齢で障害の重い方もいらっしゃいますので、同じような食事形態を提供するわけにもいかない部分もございます。そういったきめ細かい食事を提供するという意味で、給食センターを通じて食事を提供している状況でございます。

加藤鉦一委員（分科員）

コロニーの整備検討会は、去年も開催したのですかね。去年からですか。開設してから50年ぐらいたっていますよね。前にも聞いたような気もするのですけれども、今、給食センターの空調を直すとあり、これは今現在、使っているからだと思いますが、今後の構想としては、何年にといい具体的な考え方は持っているのですか。

障害福祉課長

コロニーは開設以来50年経過しておりまして、今年度に検討会をやっている状況でございます。

いつまで今のものを使って、新たにいつ頃、整備するのかにつきましては、前回も少し述べさせていただいたかと思うのですが、現時点ではまだはっきりしたことは申し上げられない状況でございます。

加藤鉦一委員（分科員）

現時点で、はっきり言われなくても、では検討会はいつまでやるの。大体こういうのは、普通、何年を目指してとか、目標があるものではないですか。いつやるかは分からないけれども、検討会を開くというのは、おかしいのではないの。

障害福祉課長

在り方検討会でコロニーの現状、課題を踏まえまして、今後コロニーについて引き続き、例えば入所機能を維持していくのか、あるいは今の施設の場所でいいのかどうかとか、今年度1年掛けて、そういった議論をさせていただいております。報告書につきましては、年度内に取りまとめる予定ですが、いずれそういった議論を受け、来年度につきましては、具体的に在り方検討会で頂きました御意見を前提として、コロニーの細かい機能について議論を深めさせていただければありがたいと思っております。いずれ何年度をめどにといい、今、具体的な目標はございませんけれども、現状として非常に老朽化が進んでおりまして、また、入っている方も高齢であったり、障害の程度が重い方がいらっしゃいますので、現状のコロニーでいいのかどうかという議論を少し踏み込んでさせていただきたいと思っております。

加藤鉦一委員（分科員）

委員の皆さんは、今コロニーがある場所がどういふところか、分からないと思うのです。私は当該地域の人間ですから、孫七山も何度となく行っています。50年前は、こういう福祉とか障害施設はちょっと離れたところに、特養なんかもちょっと離れた山裾にとか、そういう時代です。ですから、孫七山も景観は非常にいいのですが、人里からちょっと離れているわけです。あそこにまた設置するのは、皆さんもそれはあり得ないと思っておりますけれども、実はコロニーに関して、由利本荘市から通所されている方とか、市内に通っている方とか、いろいろ50年の間にあるわけです。ですから、それがスパッとなくなるのは非常に大変で、いろんな影響があり過ぎるのではないかと。ただ、機能的に事業団としてどういう考え方でやるのか、どういう機能を持たせるのかについては、いろんな学識経験者の考え方があろうと思います。今までどおりでいいと私は決して申し上げるつもりはないですが、ただスパッとなくなって、50年間もあつた施設が由利

本荘市からなくなると……。その辺りは、何かしらきちんと考えていただきたいと思います。検討会をこれからやるのでそれは言えないと言うかもしれませんが、是非、頭に置いていただきたいと思うのですが、その辺りはどうですか。

障害福祉課長

今、まさに加藤委員から御指摘のあった部分について、今回の在り方検討会でも委員の方々からいろんな意見を頂いてございます。後ほど所管審査において、今の検討状況を少し説明させていただきたいと思っておりますけれども、いずれ今のコロニーの施設が由利本荘市にあるということ、コロニーで働いていらっしゃる地元の方もかなりいるということ、これまでの歴史的な経緯も踏まえてしっかり議論していく必要があるという御意見を頂いておりますので、そういった報告書になるのかなと思っております。

加藤麻里委員（分科員）

2点お伺いします。

医療的ケア児支援センター事業費が前年度より145万4,000円減額になっていますが、これはどういった点で減額になっているのかということと、同様にひきこもり地域支援事業も大分カットになっています。ひきこもりの実態調査等を行うのでしょうか。新年度で行うのか、その辺のところも含めて、減額の理由などを教えていただければと思います。

障害福祉課長

1点目の医療的ケア児のお話ですが、これは今年度、医療的ケア児の御家族の方、あるいは支援の方が使えるようなガイドブックを作り、年度内に出来る予定ですので、来年度は、その部分はなくなっております。

それから、ひきこもりにつきましては、センター運営事業そのものは変わってございませんが、市町村のモデル事業につきまして、これまで市町村の相談窓口をしっかりと立てようということを行ってきており、おおむね全市町村で窓口の体制が出来ましたので、次のステップとしまして、先ほど委員からお話がありました実態調査の在り方も含めて、検討させていただきたいということで、予算を作っております。

加藤麻里委員（分科員）

今年度の予算内で予定していたものが終わったので、新年度にはその部分が削られているということですね。

障害福祉課長

そういう予算になってございます。

鈴木真実委員（分科員）

ひきこもりについて伺いますけれども、今、ひき

こもりは何人ぐらいいると把握していますか。

障害福祉課長

ひきこもりの人数自体は、国でも推計値としてしか出してございませんので、国の推計を踏まえて本県の人口に置き換えますと、大体1万人ぐらいはいらっしゃるのかなと思っております。ただ、これはあくまでも全国ベースの推計でございますので、それがそのまま本県に当てはまるのかどうかというのは、不確かなところがございます。

鈴木真実委員（分科員）

ひきこもりというのは、18歳以上を限定しているものですか。それとも、全世代において、ひきこもりというのでしょうか。

障害福祉課長

国の推計調査では、15歳以上ということで推計してございます。

鈴木真実委員（分科員）

事業目的に「ひきこもり当事者に社会参加の機会を提供し」と書かれているのですが、その前段に、「一般企業や事業所（職親）の協力の下」と書かれております。これは、具体的にどういうことを想定すればいいのでしょうか。

障害福祉課長

今のお話は、社会とのつながり支援（職親）事業のお話ということで理解してよろしいでしょうか。

ひきこもりになっている方につきまして、社会とのつながりを持って出させていただくことが、ひきこもりから回復する大きな流れになってございます。そうした中で、県内の80を超えるいろんな企業から、ひきこもりの状態にある方を受入れて、社会参加という形で少し働いていただきながら、社会とのつながりを持っていただき、いずれは社会に出ていただくような取組をしているところでございます。

鈴木真実委員（分科員）

ひきこもりの方々は、自宅とかで引き籠もっていると思うのですが、そこから職場、一般企業の事業所に行くまでがすごく難儀なのではないかと考えるのですが、その辺りはどうでしょうか。

障害福祉課長

ひきこもり当事者、御家族の方からいろいろお話を伺う機会がございます。そこでお話を伺いますと、御家庭の中でも、自分の部屋から出て、御家族の方とお話することがない方が相当いらっしゃるということで、まずは御家庭の中、親子の間でコミュニケーションをとることに、非常に難儀されているようなケースがございます。ですので、そういう方をすぐに社会にということは非常に難しいのですが、社会とつながりを持ちたいという方につきましては、こういった制度を使いながら、県として支援をしていきたいと思っております。

鈴木真実委員（分科員）

新聞とかを見ていると、メタバースによるひきこもりの解消というのが非常に話題になっていて、この事業に盛り込んでみても面白いのではないかなというのが私の提案です。秋田にもそういう企業がございまして、そのアイデアをもって、ひきこもり解消にアプローチしていくようなことを考えても何らおかしくない。今そういうときに来ているのではないかなと。といいますのは、これはずっと従前たる事業ですよ。やっぱり前向きに挑戦していくような、きっかけづくりのときに来ていると思うのです。特にコロナの後で、大変革の時代と言われてはいますが、一人でも多くの人に社会参画してもらって、それがまた日本の国づくりや、秋田の県づくりとかになっていくと思うのですけれども、そういうアイデアについてはどう考えますか。というか、考えていなかったでしょうか。私が聞きに行ったときには、もう既に、あきた未来創造部でもそういうアイデア等が出ているのです。そういうのを横の連携でやれないものだろうかと思いましたが、ひきこもりだけではなくて、職に就けない人とか、いろいろいますが、そういう方々について、そういうことを考えたことがなかったでしょうか。どうですか。

障害福祉課長

ひきこもりに限らず、孤独、孤立ということで、広い視点になるかと思えます。当課のひきこもりということでお話をさせていただきますけれども、令和5年度にメタバースを利用して、ひきこもり対策を先行的にやっている他県の事例も承知してございます。課内でも少しそういった議論をさせていただきました。実際にメタバースを使ってやるとなった場合のいろんなハードルといいますか、場合によっては誹謗中傷とか、あるいはその中で御自身をどこまで打ち明けてコミュニケーションをとれるのかどうか、メタバースの仮想空間の中で、どのようにひきこもりの方々同士をうまくサポートしながら社会につなげていくのかとか、そういった当事者と、それを支える支援者の方々のしっかりした役割分担といいますか、気持ちがないと非常に難しいということで、全く検討していないということではないのですが、そういった先行事例ももう少しいろいろ研究しながら、ひきこもり対策を進めていければと考えてございます。

鈴木真実委員（分科員）

ひきこもりの方々は、人に会うところがまず一つの非常に高いハードル、障害があると伺っております。そういうのを考えると、仮想空間とか、こういうパソコンレベルやスマホレベルでできるようなことも、一つのきっかけづくりにはなるのではないかなと思っていました。

他県の例も参考にしながらいろいろと検討されたということですが、それからメリット、デメリットというところまで踏み込んで検討はされたのですよね。どうですか。

障害福祉課長

具体的に本県でということまでではないのですが、他県の先行事例を少し研究して、どういった取組をしているのかとか、あるいはその際にどういったやり方があるのかといったことを少し参考にしながら、課内でいろいろ意見を出し合って、話し合いをしたということでございます。

鈴木真実委員（分科員）

部長にお伺いします。

いろいろと新しいやり方がどんどん出てきておりますけれども、今、言ったような、例えばメタバース関係についての研究みたいなところへの踏み込みについてはどう考えますか。

健康福祉部長

ひきこもりをするような方々にとってみると、そういうメタバースとの親和性が、もしかするとあるのかもしれませんが、障害福祉課長が申したとおり、私自身ものぞいたことはあるのですけれども、他県で実際に導入している事例について検討もしております。ただ、当県ですぐできるかという、メリットもあれば、デメリットの部分あるいは運営主体、当人に与える影響という部分では、まだまだ課題が多いということもありますので、決して現状の手法だけに固定するわけではなくて、そういった新しいものについても情報収集しながら、当県でできるものは積極的に取り入れていきたいと思っております。

鈴木真実委員（分科員）

次に、委員会提出資料26ページの障害児・者施設整備補助事業のところで、放課後等デイサービスを能代市に創設する事業がございまして、実は、こういう話は結構ありまして、障害を持っている方々の御両親、保護者の方々が働きたいとか、いろいろやりたいというときに、預かってくれる場所がないとの相談もよく受けます。これは、全県でどのくらいあるものですか。

それから、2,853万円の予算額ですけれども、この能代市に創設したきっかけみたいなもの——こういうふうに国、県等で助成が出るのであれば、PRできるいいきっかけになるのかなと思って、この事業について、県が呼びかけていたのか、それとも国の制度があったから、手を挙げてこういうふうになっていったのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

障害福祉課長

県内で放課後等デイサービス事業を行っている事

業所数を申し上げますと、この1月現在で97事業所ございます。事業所数自体は年々増えてきておりまして、一定のニーズがある現状でございます。

今回の能代市の件は、国の制度があったこともありますが、地域の中で放課後等デイサービスの需要が非常に高くなってきていることも踏まえまして、市ともいろいろ調整をしながら、今回の事業として上がってきたという経緯がございます。

鈴木真実委員（分科員）

どこと調整しながらと言ったのですか。

障害福祉課長

事業主体が能代市といろいろ調整をしながら、今回、国の事業を活用してということで、県において予算措置をしたものでございます。

鈴木真実委員（分科員）

先ほど97の事業所があるとおっしゃいましたけれども、障害児・者を対象というところが97でしょうか。

障害福祉課長

障害児を対象にする事業所で、放課後等デイサービスのほかに、児童発達支援事業所とか、様々ございます。そういったくくりの中で、今回のような放課後等デイサービスを提供している事業所が、県内に97あるということでございます。

鈴木真実委員（分科員）

今、子供が少なくなっていて、例えば小学校だとか保育所、幼稚園とかの廃校舎を使ってやっているとこも把握していますか。そこまでは把握していませんか。

障害福祉課長

具体的な施設をどこに置いているかとか、どういったものを使っているかというところまでは、承知してございません。

加藤麻里委員（分科員）

もう一つ、ひきこもりのことでお伺いしたいと思います。

ひきこもり相談支援センター運営事業ですけれども、ここに「ひきこもり支援コーディネーター（3名）を配置し」とありますが、これは前年度と同じでしょうか。この方たちの配置場所はどこかということ、金額が少ないなど。この人たちがやらなければいけないことを考えたときに、この金額でこの事業ができるのかなと思うのですけれども、3名でこの金額はどういった計算なのか、その部分について教えてください。

障害福祉課長

事業のひきこもり相談支援センターの相談員につきましては、令和5年度と同じ3名でございます。

相談員の業務は、ひきこもりに関する電話相談ですとか、場合によっては、来所相談を受けて対応す

ることと、市町村等からいろんな研修、あるいはノウハウの助言を頂きたいといった場合に、こういった相談員が専門的な助言をするという業務になってございます。

加藤麻里委員（分科員）

金額が少ないのはどういった理由……。例えばこの方たちは女性ですか。

障害福祉課長

このセンターに配置しておりますコーディネーターにつきましては、3名全て女性でございます。

加藤麻里委員（分科員）

先ほどの、福祉人材マッチング機能強化事業の福祉人材キャリア支援専門員3名の予算は、お一人幾らで、仕事の内容が違うということですか。この方たちは男性ですか。

地域・家庭福祉課長

男性2名と女性1名です。

加藤麻里委員（分科員）

どの方も非常に重要な仕事をされていると思いますが、電話相談となった場合に、どうしてこんなに金額が少ないのかなと思うのですけれども、電話であろうとも、ひきこもりに対する相談活動も非常に重要な仕事であると思いますし、ひきこもりの人数も決して秋田は少なくないと思います。コロナを終えて、なおさら、ひきこもりとかの相談の必要性がある方は増えていると思います。令和5年度よりは若干金額的には増えてはいますが、もしかしたら時間的な何か、もっと別な理由かもしれませんけれども、この金額の少なさというのが気になります。その部分については、どのようにお考えですか。

障害福祉課長

このひきこもり相談支援センターの予算の大半が人件費でございます。業務につきましては、先ほど申し上げましたとおり、いろんな相談対応ですとか、専門的な助言を行っていただくということでございますので、必要な人件費につきましてはこの予算で見ながら、相談、助言、指導といったものを併せて実施していただいているということでございます。

加藤麻里委員（分科員）

すると、この方たちは、ひきこもりの相談だけをしているということではないのですか。

障害福祉課長

基本的にはひきこもり相談、あるいはひきこもりの専門的な助言をしていただくために、この事業でお願いしている方々でございます。

加藤麻里委員（分科員）

では、ほかの相談事業も兼務しているということではありませんよね。

障害福祉課長

ひきこもりに関連して、いろんな相談が来るかと

思いますけれども、基本的にはひきこもり相談をお願いしてございます。

加藤麻里委員（分科員）

「基本的には」というところが非常に気になりますけれども、いろんな女性特有の相談ですとか、ひきこもりだけではないものがあつた場合に、こういった相談活動は、その人の専門性だとか、長く続けてきた経験だとか、いろんなことが、この人でなければできないものであろうかと、個人的には思います。

この方たちは時給ですか。どういう雇用形態になっているのですか。

障害福祉課長

この方たちの雇用の身分的な位置づけにつきましては、いわゆる会計年度任用職員でございますので、会計年度任用職員の報酬に従って、給料や期末・勤勉手当を支給する給与体系になってございます。

加藤麻里委員（分科員）

会計年度任用職員ということは、一応3年で更新するとか、そういった形の方かと思いますが、やはり相談員という方は非常に専門性があると私は思っていますので、本来であれば正規の雇用といった形で、現場できちんと働いていただきたいものだと思います。県としては、ここの部分について、そういった改善といいますか、雇用形態を変える見込みはないですか。

障害福祉課長

ひきこもり相談を専門的にやっていたいでいる方々でございますので、非常に専門性を必要とする業務をしていただいております。正職員がいいのか会計年度任用職員がいいのかというところは、いろんな議論がありますけれども、基本的には専門性をしっかり生かしながら仕事をしていただくという意味で、この3名の方々につきましては、会計年度任用職員ということで、専門性を発揮した仕事をしていただいている状況でございます。

加藤麻里委員（分科員）

しつこいかもしれませんけれども、今の方々に關していうと、何年働いていらっしゃるのでしょうか。

障害福祉課長

ちょっと今、手元に資料はないのですけれども、少なくとも心理職ですとか福祉職の専門性を持った方々に働いていただいておりますので、1年とか2年ということではございません。

加藤麻里委員（分科員）

では、後で教えてください。

副委員長（副会長）

以上で障害福祉課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩します。再開は、午後4時15

分とします。

午後4時 4分 休憩

午後4時11分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 正一郎
副委員長（副会長）	鈴木 真実
委員（分科員）	加藤 鉦一
委員（分科員）	北林 丈正
委員（分科員）	今川 雄策
委員（分科員）	加藤 麻里
委員（分科員）	沼谷 純

説明者

健康福祉部長	高橋 一也
健康福祉部次長	片村 有希
健康福祉部次長	石井 正人
福祉政策課長	元野 隆史
感染症特別対策室長	野村 桃子
地域・家庭福祉課長	内田 鉄嗣
長寿社会課長	伊藤 幸喜
障害福祉課長	樋口 和彦
健康づくり推進課長	辻田 博史
国保医療室長	加賀谷 修
保健・疾病対策課長	渋谷 清美
医務薬事課長	石川 亨
医療人材対策室長	柳谷 由己

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

次に、保健・医療部門の健康づくり推進課、国保医療室、保健・疾病対策課、医務薬事課、医療人材対策室関係についての説明を求めます。

健康づくり推進課長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

国保医療室長

【議案〔5〕、議案〔7〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

審査の途中ですが、本日はこれをもって散会し、3月4日、午前10時から委員会及び分科会を開き、引き続き健康福祉部関係の審査を行います。

散会します。

午後4時39分 散会

令和6年3月4日（月曜日）

本日の会議案件

1 議案第47号

令和6年度秋田県一般会計予算（健康福祉部の
関係部門）（趣旨説明・質疑）

2 議案第63号

令和6年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設
整備等貸付金特別会計予算
（趣旨説明・質疑）

3 議案第80号

秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部
を改正する条例案（質疑）

4 議案第81号

秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条例
案（質疑）

5 議案第82号

医療法施行条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）

6 議案第83号

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正
する条例案（趣旨説明・質疑）

7 議案第96号

地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期計画
に関する認可について（趣旨説明・質疑）

8 請願第7号

国立病院の機能強化を求める意見書採択にかか
わる請願について（現況説明・質疑）

9 健康福祉部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 正一郎
副委員長（副会長）	鈴木 真実
委員（分科員）	加藤 鉦一
委員（分科員）	北林 丈正
委員（分科員）	今川 雄策
委員（分科員）	加藤 麻里
委員（分科員）	沼谷 純

書記

議会事務局議事課	加藤 祐也
議会事務局政務調査課	村上 忍
健康福祉部福祉政策課	小玉 遼平
生活環境部県民生活課	平柳 悠

会議の概要

午前9時58分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 正一郎
副委員長（副会長）	鈴木 真実
委員（分科員）	加藤 鉦一
委員（分科員）	北林 丈正
委員（分科員）	今川 雄策
委員（分科員）	加藤 麻里
委員（分科員）	沼谷 純

説明者

健康福祉部長	高橋 一也
健康福祉部次長	片村 有希
健康福祉部次長	石井 正人
福祉政策課長	元野 隆史
感染症特別対策室長	野村 桃子
地域・家庭福祉課長	内田 鉄嗣
長寿社会課長	伊藤 幸喜
障害福祉課長	樋口 和彦
健康づくり推進課長	辻田 博史
国保医療室長	加賀谷 修
保健・疾病対策課長	渋谷 清美
医務薬事課長	石川 亨
医療人材対策室長	柳谷 由己

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

2月29日に引き続き、健康福祉部の当初予算関係の議案の審査を行います。

説明に先立ちまして、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

障害福祉課長

2月29日の福祉環境委員会の議案審査において、加藤麻里委員から御質問のありました、ひきこもり相談支援センター運営事業で雇用しておりますひきこもり支援コーディネーター3名のセンター勤務年数についてですが、この3月末でそれぞれ3年、2年、1年6か月となります。

委員長（会長）

次に、保健・医療部門の保健・疾病対策課、医務薬事課、医療人材対策室関係についての説明を求めます。

保健・疾病対策課長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

医務薬事課長

【議案〔5〕、議案〔7〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

医療人材対策室長

【議案〔7〕、当初予算内容説明書及び提出資料

により説明】

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

保健・医療部門の関係課室長の説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は課室ごとに行います。

まず、29日に説明がありました健康づくり推進課関係の質疑を行います。

加藤鉦一委員（分科員）

健康寿命日本一を目指す秋田県として、成果は幾らかは出てきているように思っていました。最近はどういう順位ですか。

健康づくり推進課長

直近のデータは、令和元年のデータになります。男性の健康寿命は全国26位で、女性は15位となっております。国民生活基礎調査が3年に1度行われておりますが、これまで健康寿命は順調に延伸をしてきております。直近では令和4年度調査をしておりますが、まだ国から公表されておられません。恐らく近々公表されるのではないかと考えておりますが、直近のデータは令和元年になります。

加藤鉦一委員（分科員）

宣言してから良くなって、順位は上がっていると。自分がそう思えば上がるわけですから、このとり方もいろいろ問題があり……。それはまあ、絶対値ということはないのですけれども。そういう気持ちの問題で、上がってきているのは大変いいことです。

それで、随分とそういう疾病が多いということで、減塩についていろいろ取組をされてきたのですが、減塩音頭を作られましたよね、二、三年前。最近はずっぱり動きが見えないけれども、どう利用されているのですか。最初に作ったときは、一生懸命やっていたけれども、その後ピタッと途絶えてしまって、減塩に対する取組はダウンしているのではないかと考えています。資料にも県民の「秋田スタイル健康な食事」の推進とありますが、その辺りはどういうものですか。

健康づくり推進課長

まず、新・減塩音頭は、3年前に制作しております。当時は、スーパーやショッピングセンター、道の駅などで放送をお願いして、大分かけておりました。あとは、デジタルサイネージで、県庁の正面玄関や空港、銀行などといった場所で放送させてもらっておりました。その後は、御指摘のようにかける機会がなかなかないので、実は昨年度、それをCD-ROM媒体に落とし込んで、例えば、高校生用にも作成して学校現場に、それから地域で食生活改善をやっている方々に配って、活用させていただいております。また、県のホームページにも掲載をして、掲載の呼びかけもしているところです。

それから、「秋田スタイル健康な食事」ですけれども、ちょうど先週の金曜日、3月1日に、今年度の認定申請があって認証したのですけれども、昨年度までは県内26店舗の112のメニューだったものが2店舗増えまして、133のメニューに少し増加しております。保健所単位でこの呼びかけをして、申請いただいて認証する事業ですが、今、飲食店はなかなか厳しい中で、この減塩に対する協力は、いま一歩かなという感じはしております。

加藤鉦一委員（分科員）

10年間で健康寿命日本一の県にしようと目標を掲げて、健康づくりを進めてきたのですけれども、やっぱりトーンダウンしているのではないかと。指標も若干上がってはきているものの、減塩による効果、健康への取組というのは、ある意味では、高齢期を迎えてからだんだん出てくるわけです。毎年予算を上げて推進協議会を作ってやっているけれども、減塩音頭ではないが、全体的にも少し、1位を目指すという意気込みがトーンダウンしている。私だけではなく、ほかの方もそれは感じていると思うのです。もう少し積極的にPRする。予算を増やせというよりは、やる気の問題で、民間にどう波及させるかという問題ですから、その辺りをよく工夫して、もう少し積極的にやってください。

健康づくり推進課長

令和2年、令和3年、令和4年と、コロナの時期でありまして、なかなか健康の普及啓発に力を入れることができなかつた期間がありますけれども、コロナを経験して、やはり健康って大事だなということは我々も再認識しましたし、それから県民の皆さんも思われたらと思っております。

委員の御指摘のように、様々な民間企業からオファーを頂いて、特に減塩について、食品産業系の企業だけではなくて、放送業界からも一緒にタイアップしてやろうという声を頂いております。予算がなくても一緒に県民にPRできる機会はありますので、そういった機会を十分に活用して、これから県民に健康の重要性をPRしていきたいと思っております。

委員長（会長）

ほかにありませんか。いいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ないようですので、以上で健康づくり推進課関係の質疑は終了します。

次に、国保医療室関係の質疑を行います。

鈴木真実委員（分科員）

国民健康保険事業についてお伺いいたします。

全体的なことですが、国保医療室は健康づくり推進課の一つの室としてやっています。連携についてはどのように感じていますか。去年か

ら国保医療室になって、その効果をどう感じておりますか。

国保医療室長

国保医療室では、医療給付費の適正化といったところと併せまして、様々な健康事業を実施しております。例えば、委員会提出資料36ページにあります国保ヘルスアップ事業等で、レセプトデータや特定健診データ等を基に各二次医療圏ごとの医療費を分析したり、あるいは現在、保険者協議会としまして、社会的処方というものを実施しております。具体的には、認知症や糖尿病、高血圧であったり、様々な疾病を持つ患者がかかりつけ医にいらしたときに、問診票を作り、あるいは保健師や看護師、社会福祉士の方々が、通いの場であったり、そうした社会的資源につなげながら、医療以外の部分で健康を回復していくといった様々なものに取り組んでおります。

こうしたものにつきましては、健康づくり推進課といろいろと情報交換したり、今回、医療費適正化計画、あるいは国保運営方針を策定するに当たりまして、受動喫煙防止であったり、能代山本の合同の健診であったり、国保連で運営する支援・評価委員会といったもので、市町村の職員に対する保健事業のアドバイスをする部分で、健康づくり推進課と連携を密にして、一緒に取り組んで、そうした現状を確認しながら進めている状況でございます。

鈴木真実委員（分科員）

医療費指数や所得指数とかがありますが、将来的には各市町村が統一的なパーセンテージというか指数で国保を運営できるように、平成30年から市町村で組織を作ってやっています。それは今後どういう計画で、何年頃を目指して、どのようにしてやっていくのですか。

国保医療室長

今、委員からもお話ありましたように、国民健康保険制度につきましては、平成30年度に都道府県単位化されまして、令和5年度まで激変緩和期間ということで、国と県とで激変緩和措置等を講じてまいりました。

市町村と話し合いました、今回の第3期国保運営方針では、令和6年度から令和15年度までの10年間掛けて、その事業費納付金ベースで、これまで医療費、所得、被保険者数で案分していたものを、医療費に関するものについては少しずつ反映をなくして、県内のどこに住んでいても同じような所得水準で、同じような世帯構成であれば、同じような保険料率を目指すといったところで合意を進めております。令和6年度から10年間掛けて、段階的に進めていくものですが、それにつきましては保険料、保険税が急激に上昇することのないよう、医

療費、あるいは中間所得層であるとか、様々なインセンティブが働くような激変緩和措置といったものも進めながら、統一に向けて進めてまいりたいと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

36ページ、37ページ辺りのことを今、聞いたり、答えていただいているわけですがけれども、ただ県民の感情としては、どこの市町村も非常に国保税が高いと感じているというところが1つあって、それから各市町村によっても、例えば額等も違ってきますよね。令和6年度の1人当たりの国保理論値ですか、そこ辺りを緩和しながら、先ほど言った、県内でどこに住んでいても同じような率で、納付する額が決まっていくというのが、まだまだ周知されていない感じがするのです。各市町村によっては、自分だけが高いという感じを受けているように思うのですが、そこ辺りの周知徹底はどうやっているのでしょうか。

国保医療室長

国保税に関しましては、昨年度と比較して100.91%とやや上がっております。1人当たり医療費が100.91%に上がっている背景としては、医療の高度化、あるいは被保険者が高齢化しているという部分、いわゆる国保に加入されている方が減少しているといった部分があって、上昇しているところであります。

ただ、我々は市町村とともに、この国保運営に対して向かっているわけですが、市町村とは担当者会議を今年度6回、あるいは課長会議も5回行い、こうした分析等について逐次相談しながら、いかにして安定的に国保を運営できるか、あるいは保険料を軽減できるかといったことについて、取り組んでまいりたいと考えております。

保険料は医療給付費を基に算定されるわけですが、取組も市町村によって比較的溫度差がありまして、例えば県南等であれば特定健診の受診率が高いといった部分もあって、医療費が少ない部分もあります。そうした現状等をお伝えしながら、全県に医療費そのものが低くなるような形で進めていけるよう相談しながら、一緒に寄り添って進めてまいりたいと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

国保医療室が医療の面から取り組んでいくのだというところをもっと前面に出しながら、ここに書いてありますが、健康長寿日本一には一つのバロメーターとしての医療費、国保税もあると思いますので、そのところをきちっと踏まえながら、事業を進めていただきたいと思います。また、これは先ほどいろいろと質問しました健康づくり推進課とも一緒になってやるべきことであり、健康長寿日本一に向か

っての、一番の目安になると思いますので、課と室ががっちり組んでやっていただきたいと思います。

そして、もう一つ、10年間掛けてと言っていますけれども、そんなに掛かるものですか。

国保医療室長

委員から御指摘もありましたし、12月の委員会でも佐藤委員長から、国保運営方針は、令和6年から令和11年までの期間だけでも、その期間内で進められないのかというお話を頂いたところでした。

今回、国でも、保険料水準の統一化に向けた加速化プランがあって、令和12年度と示されたところではあったのですが、市町村にアンケートをとったり、意見交換した上で、特に本県の場合、様々な市町村がございまして、特色が違うといったところから、できるだけ急激に上がることをないよう、前回の運営方針のまとめでは、10年間に向けて進めてほしいという意見が過半数を占めました。我々としては、様々な激変緩和措置等を講じながら、今後また、見直しの期間に御提案申し上げたいと考えておりますが、現時点で市町村と合意したところでは、まず10年間で進めていくというものであります。

また、他県の状況等も確認しましたら、秋田県のみならず、鹿児島県とかでも令和15年度という目標年度を出しておりますので、まずはそれに向けて進めてまいりたいと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

全国の都道府県は、どのレベルでというか、何年度というのとはどんな傾向にあるのでしょうか。

国保医療室長

目標年度を定めるということにつきましては、前回の第2期運営方針のところでは、実は全国で18県しか定めておりませんでした。秋田県は定めているほうでした。今回、先ほど申し上げました国の加速化プランで、第3期運営方針に全て目標年度を掲げるということで、現在、作業中であると伺っております。ただ、中間報告の他県の取りまとめ等を見ますと、令和12年度とか令和15年度辺りが多いと伺っております。

鈴木真実委員（分科員）

是非、県民が納得して納められるような国保税の在り方を追求してほしいと思います。そこにはまず、我々の健康も必要だと思いますので、やっていただきたいと思います。

沼谷純委員（分科員）

福祉医療費の助成のところでは、まず簡単な確認からで申し訳ないですが、35ページで、福祉医療費補助金の乳幼児・小中高生の受給者数9万6,000人、所要額約10億円となっていて、その下の拡充分のところでは、高校生まで――15歳

から18歳まで延ばしたと。高校生分と所得制限撤廃分ということで、受給者数の2万6,000人というのは、上の9万6,000人の内数でいいのかということが一つ。もう一つは、所要額も約1億円ぐらいですけれども、上の10億円に入っていることでいいのかということ。そうすると、全体で10億円、拡充分が2万6,000人で、30%ぐらい拡充対象者がいるのですが、所要額としては10億円のうち1億円分ぐらいの拡充額になっていて、人数と予算上の所要額が合わなくはないのですが、どういう計算になっているのかを教えてください。

国保医療室長

委員からお話がありましたように、受給者数、所要額ともに、この拡充分を含んでおります。受給者数について申し上げますと、現在、小中校生7万2,000人ですが、例えば高校生であれば、7,000掛ける3学年で2万1,000人、それから所得制限撤廃で約5,000人増えて、合わせて2万6,000人増えるのですが、人口減少、少子化等もありまして、約2,000人減るという試算であります。だから、7万2,000人に2万6,000人足されるのですけれども、2,000人減りまして、それで合計9万6,000人といった形でございます。

所要額につきましては、9,000万円をもう既に足したものでありますが、減少分を加味した結果、こうした金額になっているという現状でございます。

沼谷純委員（分科員）

そうすれば、拡充分の所要額としては約1億円が拡充分になるということで、2分の1ですから、市町村分も合わせると、県、市町村合わせて全体で2億円ぐらいの拡充になるという理解でいいですか。

国保医療室長

委員おっしゃるとおりです。

沼谷純委員（分科員）

その上でまた教えていただきたいのですが、以前の御説明で、秋田市と大館市を除く23市町村は、もう既に高校生まで延伸していて、かつ所得制限もなく、かつ自己負担分も無償にしていると伺っていたと思います。そうすると今度、秋田市、大館市の所得制限は県の措置によってなくなると思うのですが、いわゆる自己負担のところはどのように考えておられるか、現状を教えてください。

国保医療室長

秋田市、大館市それぞれに確認したところ、秋田市は当初予算、大館市は6月補正といった形で、所得制限撤廃に向けて進めたいと伺っております。

それと、自己負担につきましては、現時点では秋田市も大館市も、今のところ改正予定はないと伺っております。

沼谷純委員（分科員）

そうしますと、秋田市、大館市は自己負担が継続すると仮定してですが、この対象世帯の皆さんからすると、23市町村については、市町村独自の財源が県の財源に切り替わることで、受けられる恩恵という意味では変わらずと。秋田市、大館市にお住まいの対象の方々については、所得制限がなくなる部分だけは拡充になるが、自己負担は続くとなると、印象的には財源が県か市町村かの違いということにはなるけれども、大半の対象者にとっては、あまり変更がないという感じがあります。その上で以前の御説明で、そういった既に行っている市町村については、ほかの子育て支援策に今回の県の財源が充てられることを踏まえて、ほかの子育て支援を拡充してほしいという説明があったと思うのですが、今、23市町村でその辺はどうか進んでいるか、分かりますか。所管でない部分も入ってくるかもしれません。

国保医療室長

委員おっしゃるように、今回新たな部分としましては、秋田市と大館市の所得制限撤廃部分と考えております。昨年11月の市町村協働政策会議で申し上げました、県と市町村が一緒に力を合わせて、子ども医療費について、こうした形で取り組んで拡充していこうと。あわせて、金額的にバスターではないのですが、それぞれの市町村の特色とか実情に応じた形で、子育て支援事業についても重層的に進めていきたいと思いますという合意をとったところであります。

そうした市町村の新聞報道とか議案書等を具体的に私どもも確認させていただいた中で、医療的ケア児の保育支援事業であったり、零歳児の子供に対するおむつとか、あるいは木製品の送付、学校給食費の無料化、保育料の無償化、それから出会いの機会を増やすといった形でインターネットマッチングサービスに対する補助、こうしたものを新規あるいは拡充という形で、令和6年4月から進める方向と伺っております。

沼谷純委員（分科員）

青森県では給食費を全県で無償化するということが、既に無償化している市町村については相当分の8割を交付して、別の子育て支援に充当していただきたいとか、いろいろと段階を付けてやっている市町村、一部やっている市町村、全額やっている市町村、やっていない市町村と分けて施策を打っています。それがいいかどうかは話は別ですけども、23市町村も、せっかくですから何らかの拡充といいますか、子育て支援の拡充に踏み出していただければ、協働政策会議なのか別の場か分かりませんが、是非そこは継続的に市町村の取組状況を確認して、

何らかのそういった拡充につながっていかねなければ、財源が変わっただけになってしまいますので、これは部長から御答弁をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

健康福祉部長

県費を拡充してやる事業でありますので、是非、秋田市、大館市だけではなくて、全県の県民の方がその拡充の効果を具体的に享受できるような形で、あきた未来創造部とも協働しながら、協働政策会議等で呼びかけをしていきたいと思っております。

佐藤正一郎委員（分科員）

国民健康保険事業の予算額914億円、大変大きな額ですね。他の部署でもないぐらい、1つのところでこれだけの給付事業をやっています。幸いにも事務的なミスとかはなく、順調にやっているといますけれども、こういう多額な交付金等を出していく手順において、内部の積算とかチェックといった負担行為まで行く中で、どういうところに気を遣っていますか。

国保医療室長

委員おっしゃるように、特に事業費納付金につきましては多額なものということで、非常に職員もプレッシャーがかかるところであります。そうした中で、これまでも国保連等ではミスもありましたし、私ども職員も、非常にプレッシャーかかった場面がございました。そこにつきましては業務改善という形で、1人だけではなく、正担当、副担当、あるいはリーダー、そして室長みんな、様々な視点で間違いがないかを確認するというところと、市町村に対しても仮算定、本算定といった形で、担当者会議あるいは課長会議、相互に資料を提供させていただきながら、市町村からも意見を伺って、間違いがないかを確認しております。内部であったり、県市町村連携の中で、そうした正確さとプレッシャーといったところで取り組んでいる状況でございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

最先端の窓口である連合会が最初のチェック、レセプトなんかもしますから、そういった意味でいくと、そこから上がってきて、最終的に県は交付金でいいわけですが、やっぱり今、言われたように、特定のところだけに負担がかかってプレッシャーがかかってしまわないように、全体でしっかりチェックして、間違いがない事業執行ができるように希望しておきたいと思えます。

委員長（会長）

ほかにないですね。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で国保医療室関係の質疑を終了します。

次に、保健・疾病対策課関係の質疑を行います。

北林丈正委員（分科員）

心はればれ県民運動推進事業についてお聞きします。

自殺者数の推移について、ここに参考資料として載っています。令和5年は前年よりも30人減ったということで、取組の成果が表れたという説明もあったのですが、男女別に見ると男性が41人減ったのに対して、女性が11人増えているということです。男女の割合が非常に違うのですけれども、これについて、県としてはどのように分析していますか。

保健・疾病対策課長

男女別の令和4年と令和5年を比較しますと、確かに全体で落ちている中で、女性は増えております。全国の状況を見ましても、女性がコロナ禍において増えた傾向があります。これまでも秋田県では遅れて現れてくる傾向がありましたので、そういった影響が出ているものかと思えます。

ちなみに、年齢構成はまだ警察から公表されておりませんので、こういった形で県では分析しております。

北林丈正委員（分科員）

全国から遅れてくるのはいいのですが、例えばコロナは非正規の人にどうしても影響が行くので、女性は非正規の割合が高く経済的に困窮する人が多かったのではないかと、テレビ報道等でもいろんな人の話を聞きます。もちろん断定はできないのですが、県としてどういう推測をしているか、もしあったらお聞かせください。

保健・疾病対策課長

北林委員がおっしゃったとおり、コロナ禍において全国でも女性の自殺者数が増えており、非正規、あるいは収入の少ない無職の女性が多くなっております。県としましても同様に、そういった形が原因となっているか、あるいは女性の原因として多い、子育て関係のことも影響しているかと思えます。

北林丈正委員（分科員）

19歳以下の子どもも減ってはいますが、4人います。事業の（7）番、秋田大学自殺予防センター事業を見ますと、主な事業内容で、①中高生へのSOSの出し方教育とあり、「実践的研究に対する補助」と書いています。事業内容を見ると、出し方教育とか、現場での事業も入っているのですけれども、実際にこの中高生のSOSの出し方教育は、どういう形で行うのでしょうか。

保健・疾病対策課長

SOSの出し方教育につきましては、困っている、様子がおかしい生徒さんに声をかけるだけではなく、悩みがあったり、不安があるということを自分からも発信しなければならないということを教えております。

それで、大学につきましては、このSOSの出し方教育を受ける前と受けた後の調査も併せて研究しておりますので、そういったところが大学の調査研究という形になっております。

また、生徒だけではなく、学校の先生に対しても、こういった教育を併せて実施しております。

北林丈正委員（分科員）

この前、医師会主催で自殺予防対策の勉強会があって、当委員会からは私と今川委員と2人参加して、医師会の方からいろいろ話を聞いたのですが、自殺関係の会議とかいろいろなものがあったとしても、なかなか教育庁の参加がないという話がありました。ですから、そういう教育を行うとすれば、実際は学校がやるわけだから、教育庁が入らなければいけないと思うのですが、その辺、教育庁との連携はどのようになっているのですか。

保健・疾病対策課長

教育庁との連携につきましては、大学がこの事業を行うときに、まず教育庁にも相談をして、学校の指定や推薦をしていただくことになっております。

県の会議でも、教育との連携が必要だと意見が出ておりますので、保健・疾病対策課としましても、事業をするときは、高校教育課あるいは保健体育課等に依頼をしているところですが、やはり学校もいろいろな行事が多いということで、なかなか手が回らないと聞いており、こういったところは教育との連携がちょっとうまくいっていないところではないかと思っております。

ただ、いじめの問題等もあり、学校関係の自殺に結びつくところにつきましては、どうしても学校や教育庁との連携、協力が必要となっておりますので、今後も事業を行う際には、大学と保健・疾病対策課、教育庁で協議しながら進めたいと思っております。

北林丈正委員（分科員）

SOSの出し方教育はどのぐらいの学校で、どのぐらいの時間を掛けて行っているかとか、その辺は県として分かるものですか。

保健・疾病対策課長

高校については、年間五、六校をめどに行っております。小中につきましても、市町村にお願いして、同程度で行っているものと認識しております。時間は、大体1時間から90分ぐらいで行っていると聞いています。

北林丈正委員（分科員）

秋大の自殺予防総合研究センターの先生からも話をいろいろ聞いたのですが、最終的に県と教育庁との関わりがすごく大きいと感じてきまして、数が足りないというのもあるのですけれども、スクールカウンセラーを呼ぶかどうかも校長先生が決めるらしいのです。校長先生が呼ぶと言わないと、当人と

か保護者からそれを呼ぶことはできないという話もあって、その辺、教育庁と保健・疾病対策課とも連携してやらなければいけないと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

保健・疾病対策課長

このSOSの出し方教育については、年間、大体五、六校をめどにと言いましたが、直接、学校に訪問するとなると、その辺が限度となるのです。それで、令和6年以降は、オンラインによる教育といったことも大学では考えていると聞いておりますので、どんどん広げていきたいと思っております。

加藤麻里委員（分科員）

関連して、女性の自殺者数が増えているということは、全国的でもあると言いますが、多分、全国的な傾向では、若年女性の自殺が多くなっています。

来年度から困難女性支援法の具体的な計画ということで行うわけですので、女性の自殺者が増えることも重く捉えていただいて、この後の相談活動ですとか、計画でもこういった部分にきちんと目を向けて、対策等に取り組んでいただきたいと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

地域・家庭福祉課長

困難女性支援法の計画について加藤委員からお話がありましたが、おっしゃるとおり、女性の自殺についても、新しい計画では民間との協働という観点も重要視して計画を立てていきますので、その点についても考慮しながら計画を策定してまいりたいと考えております。

保健・疾病対策課長

女性の自殺相談については、全ての年代というわけではないのですが、LINEで相談する傾向が高く、例えば県で行っている電話相談だと、男性が大体65%で、女性が35%である一方で、LINEは逆に女性が7割になっているのです。そうしたことを考えまして、来年度、LINEの相談員の研修でそうしたところを強化するほか、県でNPO法人に委託している女性健康支援センターと、相談機関である民間の蜘蛛の糸と連携して、蜘蛛の糸の相談で女性に関わることでちょっと対応できないことがあれば、女性健康支援センターにつないでいく形の取組もしておりますので、そういったところを強化していきたいと思っております。

沼谷純委員（分科員）

私も関連で、先ほど中高生のSOSの出し方教育について北林委員からお話がありました。ちなみに、資料の右の表で、19歳以下が前年度から減ったことは嬉しいことですが、前年度に6人、あるいは今年度は4人ということについては、例えばSOSが出ていたかどうか、どういう形でそのSOSを把握していたかといった辺りの実態はどんなもので

か。個人情報も絡むのでなかなか難しいかもしれませんが。

保健・疾病対策課長

19歳以下のところにつきましては、学生以外の者も含まれておりますので、実態については把握しておりません。

沼谷純委員（分科員）

把握できない部分も、もちろんあると思います。19歳以下の全てが中高生の6人、4人ではないと思うのですが、何人というのはともかくとして、中高生も含まれているとは思うのです。SOSの出し方教育という事業をやる以上は、まさにそういった状況に陥ってしまった御家族、親御さんいらっしゃると思いますが、そういうところの何らかの状況の把握がなければ、ただ秋田大学にお願いをして教育を実施したり、あるいはモデル的にやってみたりというだけでは、ちょっと弱いのかなという気がして今お伺いしました。

もう一つ併せて、先ほどの北林委員の話ともつながるのですが、このSOSの出し方教育は、この流れからいくと、健康福祉部から秋田大学に委託をして、委託を受けた秋田大学が、今度は教育委員会に協力をお願いして一緒にやっていくみたいな形になるのでしょうか、教育委員会内部の、まさに自前の事業として、本来やっていくべきものではないかなど。秋田大学を経由して教育委員会に戻ってくる話ではなくて、教育委員会自前でこういうものをやらなければいけないと思うのですが、これは健康福祉部にあえてお伺いすると、教育委員会ですといったことに関する取組をやっている、やっていないという辺りは把握されていますか。

保健・疾病対策課長

まず最初の学生の自殺の原因等につきましては、遺書や周りの状況から判断されるものもあるのですが、何もなくて急に亡くなられた場合は、警察の統計からも原因不詳として扱われます。その辺の絡みもありまして、そこがもしはっきりしているものであれば、やはり教育現場も交えてのそういった取組は必要かと思えます。

次にSOSの出し方教育ですが、こちらは委託でなく補助でやっているもので、文科省からも学校には、この事業について取り組むように通知が出てはるはずですので、学校でもそういった意識はあります。そのほか、報道機関でもSOSの出し方講座を行っております。そういったものを含めまして、学校側としても、こういったことをやらなければならないという意識は持っていると思いますが、そのやり方について分からなかったり、どういったことをすればいいかという部分について、手助けを大学で行って、実施しているものと認識しております。

沼谷純委員（分科員）

そうすると、逆に健康福祉部としては、中高生のSOSの出し方としては、どこに、どういうツールで、どういう出し方で、というような、一つの形というのですか、中高生にはこういうふうにSOSを出してほしいといった、目指すべき、到達する形としては、どういうものを想定されていますか。

保健・疾病対策課長

SOSの出し方教育の実施につきましては、県の自殺対策の計画でも50%以上が行うという目標を設定しております。大学の事業につきましても、補助ではありますが、やはり県で補助金を出す限り、内容に合致したものでないこちらでは出せませんので、そういったものを事前に協議しながら行っております。

ちなみに、ただ学校に行ってやるだけではなく、DVDの作成だとか、先ほどお話ししました動画による配信だとか、そういった形をこちらと協議して、決定しております。

沼谷純委員（分科員）

私の質問と少し違う。教育委員会でも、こういうことをやらなければいけないと認識していると思うと、先ほど御答弁がありました。あるいは文科省からも通知がある、あるいは秋田大学としてもという話もありました。それぞれの主体で、それぞれやらなければならないという意識があることは分かりましたが、秋田大学にこれを補助金としてやっていただく、あるいは教育委員会でも何らかの取組をやってもらえるのではないかというのは、それぞれ別の主体の話です。ちゃんとSOSが出ていても、なお防げなかった場合もあるかもしれませんが、どのようにしてSOSを出してほしいとか、どこにSOSを出してほしいとか、そういった出し方を中高生に対して教育するわけですよね。つまり、教育するからには、県の事業ですから健康福祉部として、こういうふうに出してほしいとか、こういうときにはという一つの形がなければいけないのではないかなど。そこはどうお考えですか。

保健・疾病対策課長

やはり生徒の立場に立ちますと、一番SOSを出しやすい人は友達あるいは家族、そして学校の先生等だと思います。そういったところに相談できない場合については、民間団体のLINEや電話を使って相談する、そしてそういった不安を取り除いて進んでいくという形で行っていただきたいと思っております。

沼谷純委員（分科員）

最後にしますが、これは教育委員会の理解、取組を是非しっかりと把握をしていただいて、無駄とか重複がないようにしていただきたいということと、

教育委員会でもこれは当然に認識ある、「と思いません」ではなくて、「ある」ということと、どういう取組をやるかということもしっかり詰めた上で、健康福祉部ではここをやりますと、しっかりと連携、分担をして、防止という意味では、学校も非常に大事な場になりますので、学校で何ができるのか、学校以外のところで当局が何ができるかをしっかりと詰めて、進めていただきたいとお願いをしたいと思います。これについては部長、お願いします。

健康福祉部長

子供に関わることであり、当然、教育委員会も主体的に取り組んでいると思いますので、そういった点はきちんと確認しながら、学校でやっていただくこと、それ以外の施設等でやっていただくことなどをきちんと押さえて、役割分担をはっきりさせながら、効果的な事業の執行に努めたいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

40ページの妊娠・出産への健康づくり支援事業についてお伺いいたします。

秋田県の少子化においては、直接的に最前線に位置する事業だと思います。その中で、(2)番に幸せはこぶコウノトリ（不妊治療総合支援）事業がありますが、たしかこれは十七、八年になるのではないかと思います。43歳未満とか内容は変わったりしていた記憶がありますが、例えばこの事業をやることによってどのくらい子供が増えたか、成功したか、成功というのか、言葉がちよっと悪いのですが、子供が欲しいという人にそういう……

【「実績」と呼ぶ者あり】

鈴木真実委員（分科員）

実績かな。実績をどのくらいだと県は考えていて、この事業を続けていच्छやるのか、そこを教えてください

保健・疾病対策課長

不妊治療総合支援は、今、鈴木委員がおっしゃったとおり、県の妊娠・出産への健康づくり支援事業では一番の目玉の事業になっております。

昨年度から保険適用となりまして、人口減少と比較すると、前より申請件数は増えております。あくまでも比較した場合ですけれども。そういったことを考えますと、県民に対しては、県が助成している効果は現れていると思います。ただ、最終的な目標が出生数の増だとすれば、その辺の判断は厳しいのではないかと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

厳しいと判断されている数字等の内容については、公表というか、しゃべれるものでしょうか。

保健・疾病対策課長

はっきり言いますと、人口、出生数を増やすための事業だとすれば、出生数は減っているわけですね

で、そこはいい成果は出ているとは言い難いかもしれませんが、県でこういったものがあるというPRの面を考えると、そこは成功していると思います。そしてさらに、市町村につきましても、これに追加して事業も行っておりますので、その点を考えますと、全県の子供が欲しい方に対しては、こういった事業があるということをPRしている分についてはうまくいっているかと思えます。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

午前11時48分 再開

委員長（会長）

再開します。

保健・疾病対策課長

特定不妊治療における着床率が18%から22%の間でこれまで推移してきました。それが令和4年におきましては27%まで上がったということ。それから、件数につきましても、令和3年度は保険適用に係る駆け込みで一気に増加しておりますが、それをイレギュラーとして除きますと、令和2年から令和4年におきましては444件から492件という形で50件近く上がっておりますので、そういった効果はあると思います。

鈴木真実委員（分科員）

すみません、最後、何が50件増えたと今おっしゃったのですか。

保健・疾病対策課長

申請件数です。

鈴木真実委員（分科員）

すみません。令和3年が……

保健・疾病対策課長

令和2年が444、令和3年が572、令和4年が492です。

鈴木真実委員（分科員）

本当にメインの事業ですので、これについてもっとPRしていただいて、子供が欲しいとおっしゃる方に県が手を差し伸べる、それに市町村も補助等を加算して、皆が使えるということをもっと丁寧に御説明をお願いします。先ほど言ったように、27%の着床率という実績も出ておりますので、その辺りも県民が分かるようにお伝えしながら、この事業を進めていっていただきたいと思います。本当に大事な事業だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて御質問いたします。42ページの(3)番の難聴児支援事業で、お子さんのきこえのハンドブ

ック作成、それから私も12月議会で、リトルベビーハンドブックとして提案させていただいたのですが、(7)番の新規事業、母子健康手帳プラスブック作成事業について、それぞれ県職員が作るハンドブックになるのでしょうか。

保健・疾病対策課長

県が作って、市町村等に配付するものです。ただ、きこえのハンドブックにつきましては、市町村配付ではなく、産科とか聴覚支援学校、あとオリブ園に配付する予定としております。

鈴木真実委員（分科員）

例えばリトルベビーハンドブックは、他県の状況を調べたときに、作成までに関わる方々がたくさんいて、作ってから配付するのがどうではなくて、作るまで、出来上がるまでの過程を、ほかの県は大事にしているというお話がありました。なぜかというのと、それに参画するこのような子供さんを持つお母さん方が、こういう事業に参画した、それから専門的な分野の方々、見識ある方々がそれに加わって、秋田県版のこういうものを作り上げていくという視点が大事だと思うのですが、それについてはいかがですか。

保健・疾病対策課長

リトルベビーハンドブックはプラスハンドブックというのですが、これにつきましては他県でも前例がありますので、まずそのいいところを参考にするほか、秋田県内の医療機関、日赤や秋田大学附属病院、あとNICUにお子さんが関わったお母さんの会があるので、そういったところからも意見を聞いて、秋田県にマッチするものを作成しようと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

予算的に100万円弱の予算でありますので、どちらもそういう会合を開くことが、一步踏み出すときに大事なことだと思いますので、そういう検討会みたいなものをきちんと事前にやっていただきたいと提案しますが、いかがでしょうか。

保健・疾病対策課長

ハンドブックの作成につきましては、正直なところ検討会を大々的に開くのではなく、関係の方々の意見をまとめて作成しようとしております。ただ、その中でいろんな意見が出てきた場合は、また関係する方に聞いたりして、作成していきたいと思ひているところです。

鈴木真実委員（分科員）

県民参加型の県政をと日々言っている中で、その辺につきましても是非そういう検討会を、作成委員会みたいなものを設けてやっていただきたいと思ひますが、部長、いかがでしょうか。

健康福祉部長

具体的に〇〇検討会という名称を付けるかどうかは別にしまして、きちんと関係者の方、民間の方を含めた御意見を伺う機会を必ず設けたいと思っております。

鈴木真実委員（分科員）

是非、名前を付けて、取材をしていただいて、県民にPRしていただければ大変ありがたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（会長）

ここで、昼食のため暫時休憩します。

再開は午後1時15分とします。

午前11時54分 休憩

午後 1時12分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、健康福祉部の議案の審査を行います。

初めに、医務薬事課関係の質疑を行います。

加藤鉦一委員（分科員）

今回も佐藤委員長が代表質問をしていましたが、病院機構の4期計画で循脳センターの予算が19億円増えています。知事説明にもありますけれども、医師が不足している、設備はきちんとしたものがある、医療連携の関係の話もちらちらと出てきている。そういう中で、将来こういうふうにしたいという数値目標もいろいろと出てきています。医師は22人不足していたのですか。この4期計画で医師がいなければ、今の循脳センターの設備や機能を生かすのは無理だということによろしいですか。

医務薬事課長

3期計画の段階では、医師を増やすことで機能強化を図っていくということでしたが、高い計画目標のため、それに達成していなかったということになります。

今、現状で考えている循脳センターの役割や医療提供体制の在り方は、基本スタンスは変わらず、県としても支援していくというスタンスの中で、まず、今いる医師数は確実に確保しながら、循環器部門については、関係大学と連携を図り、医師の取り込み作業につきまして、今までは循脳センター独自で取り組んできたところもありますが、今後は、県も一緒になって連携して、循脳センターの機能を十分に

生かせるような形で取り組んでいきたいという方向性でございます。

加藤鉦一委員（分科員）

課長は今、県も積極的に介入して、医師の確保に努めていきたいという話をしましたが、その見通しといたしますか、協議会を作って話し合いをする中で、医師の見通しをどのように考えているものですか。

医務薬事課長

まずは、今の医師数を最低限キープ、確保しながら、秋田大学とか関係大学と協議し、充足できるような形で、県もコミットして進めていくというスタンスでございます。

加藤鉦一委員（分科員）

課長は、一口で連携しながらと言うが、そういうのであれば、もっと早くそういう体制が作れたのではなかったかと逆に思うのですが、それができなかったから今の状況になっているわけで、そう簡単に……。秋田大学と連携したからなんて、簡単にいくのかなという疑問が1つあります。

それから、この病院は三次救急医療になっていますから、三次救急医療としての機能を備えているわけですね、いろんな手術、設備。最近においては、三次医療としての役割をどのように果たしてきたのですか。要するに多種類、いろんな病気を持っているから総合病院に行く人が多いという説明は前にもしていますよね。けれども、三次救急の医療機関です。利用というのはおかしいけれども、どのように三次医療として活用されてきているのか、そういう数値はありますか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後1時18分 休憩

午後1時18分 再開

委員長（会長）

再開します。

医務薬事課長

まず、循脳センターは、脳と循環器の包括的な医療提供体制を作る三次救急医療だということ。救急患者については、令和2年、令和3年、令和4年辺りはコロナの関係で減ってきておりますが、令和5年度の救急患者数の見込みは1,319件となっております。ただ、コロナ前につきましては1,500件程度と多かったので、そういう意味では救急患者数も減ってきていると感じておりますが、是非ともコロナ前の件数になるような形で進めていけるようにというのが1つです。

あと、周辺の医療機関も循環器関係の医療提供体

制も進んできたということがありますので、その辺は市内の医療機関との役割分担と連携、どういうふうにして整備していくのかという協議の場を設けて、うまく分担が進むような形で進めていければと考えております。

加藤 鉦一 委員（分科員）

今、課長おっしゃるような、そういう三次救急医療としての一定の救急患者の受入れは、ある程度分かりましたが、皆さんからも考え方として、去年の12月議会あたりから、地域との連携という言葉は盛んに出てくるわけです。ここではないけれども、連携病院のことも医務薬事課の項目にありますよね。そういう意味では、県立病院機構として民間との連携という、どちらかといえば、ほかの病院ではできない政策医療的という考え方が当初はあったのですが、逆に言えばそういう連携が進んでいなかったという裏返しにもなるのではないですか。その辺りはどうですか。

医務薬事課長

委員のおっしゃるとおりといたしますか、その辺の協議が十分進んでいなかったと考えております。現時点でも、循脳センター、リハセンにおきましては、紹介、逆紹介、それから画像診断の取組を通じまして、県内の医療機関との連携は築いているという状況でございますが、第4期計画期間中は機構側にはさらなる連携の取組を進めてほしいと認識しております。例えば、資料の73ページの右側の点線にあります、県としましては地域医療構想調整会議などの協議の場で深めるとともに、特に秋田市内につきましては急性期医療を提供する病院が集中している状況もありますので、解決に向けて、県が市内の病院間での協議の場をさらに設けるなどして、連携の在り方については議論していきたいと考えております。

加藤 鉦一 委員（分科員）

今、課長おっしゃったような連携の在り方を模索していくことは、地域連携拠点病院としての連携の在り方を模索していくという考え方でいいですか。

医務薬事課長

連携拠点病院といたしますか、役割分担と連携のところの協議をして、さらに循脳センターの持つ医療提供体制といたしますか、その機能といたしますか、その辺も十分に主張しながら、ここは取り組んで、ここはお願いするという形で、その役割分担と連携が進んでいけばいいかなと思っております。その中で、紹介、逆紹介とか、高度医療機器の利用といった形で増やしていくというように進めていきたいと考えております。

加藤 鉦一 委員（分科員）

新しい視点での取組内容、新規に取り組む事項と

して、リハセンを入れれば4つぐらい項目が出ています。県内医療機関と連携した専門医療の安定的な提供ということで、地域の医療機関、介護・福祉施設等との連携強化が1つ、あとはリハビリと、協議会を作って県も入る、それから法人の役員も入る。私はこういう事態になれば、やっぱり医療の専門家というか、コンサルではないけれども、専門の方を入れて協議して、貴重な資源を有効にもっと活用——せっかくこのくらいの規模の病院を建てて、循脳センターを造って、それで利用者が少ない、ベッドの利用率は救急で53%……。皆さんはこれから協議会を作ってやっていくと言います。それはいいことですが、こういう状態で、これを何とかして打ち破ってやらなければ、とてもでないが、県と理事者とでできるのですか。私はちょっと、どうだろうと思うけれども。

医務薬事課長

2月7日の委員会で鈴木委員からも、外部の専門家を入れるべきだという意見もありましたので、その辺を踏まえて、経営管理会議と病院機構の将来のあり方検討会議という2つの会議で、外部の意見も入れていきたいと考えております。

経営管理会議においては、独法制度や病院の経営に詳しい医療コンサルの方に入ってください。それから、病院機構の将来のあり方検討会議におきましては、県内の医療関係者だったり、医療以外の有識者などにも参加していただき、意見を伺って、それぞれの会議の取りまとめ、意見を反映する形で進めていきたいと考えております。

加藤 鉦一 委員（分科員）

そういう考え方で私もいいと思いますが、計画には事務部門の職員の確保という項目もあるのです。ということは、経営について、病院、医療ではなく、そういう事務部門の体制が今、確実に不足しているという認識でいいのですか。だから、そういうのが必要だという判断をしているのか。

医務薬事課長

今回は、現金預金が不足ということで、大きな額の運営交付金とかがありました。そういった意味で、今、御意見にありましたとおり、経営に優れた職員の養成が必要ということで、採用であったり育成といったことを機構としても組織体制も含めて進めていくということで、計画に盛り込ませていただいております。

加藤 鉦一 委員（分科員）

それから効率的な運営体制という言葉もよく出てきているのですが、効率的とはどういうことですか。効率的な運営体制とは、つまり利益の上がる体制ということか。これはどういうことなのか。

医務薬事課長

今、診療報酬改定がありますが、診療報酬上で、病院における医療提供体制のより上位のというか、より有利な形で診療報酬を得られるように的確に対応するということが1つと、それからもう一つは費用の削減、重複する薬剤は1個に集約するとか、契約内容は工夫しながら入札のときに医療機器を低く抑えろとか、そういう収入と費用の削減を一体的に進めていくという考え方でございます。

加藤 鉦一 委員（分科員）

私も2年に1回ぐらいPET検査で行くけれども、受付案内の前を通っても、レントゲン、CTだとか、とにかくこれで間に合うのかと、利用してみても実感しているのです。フロアにはそれなりにいますが、本当にこれで病院経営は成り立っているのかなと思うくらい、人が案外いないです。簡単に言えば、机上の空論にならないようにしてほしいということです。現場をよく見て、どういう動きをしているのか。職員の皆さんは暇だから話をしているという感じですか。だって、人が来ないのだから。本当に皆さん、危機感がない。実感としてそういうふうにするのです。ですから、この4期計画は本当に立て直しというよりも、県民の県立病院ですから、県立病院としてやらなければいけないこと、県民のための医療、健康寿命のために、他の病院との連携など、いろんなことをいっぱい書いていますから、これを本当にきちんとやるように、皆さんも腹を据えて頑張ってくださいなければ、また持ち出しがどんどん増える可能性がありますので。

それから、もうちょっとPRすべきですよ、PET検査でも何でも。あそこが独自に持っているものがあるではないですか。あそこでなければできないものがあるのです。PETとかの機器や手術でも。そういうのをもう少し県民の皆さん、あるいは県外とか。大体PET検査なんて県外から宣伝に来て、県外に行っている人もいます。盛岡の病院とか。正直なことを言えば、ここは親方日の丸ですから、そういうことはしない。

だから、民間のノウハウとかを学んで、そういう経営をしっかりやってほしいと思いますが、最後に部長の見解をお願いします。

健康福祉部長

今度の第4期計画については、私どもはもちろんのこと、機構も緊張感と覚悟を持って、目標必達ということで向かいたいと思いますし、その際にはPRも含めて、いわゆる民間の経営センスを生かせるような仕組み、あるいは会議等の場で意見を求めるなどして、これまでにない、タブーのない取組をしていきたいと思っております。

佐藤 正一郎 委員（分科員）

私も代表質問で機構の循環器センターの件を取り上

げたのですが、この4期中期計画を見ましても、一番肝腎なのは医師の確保で、医療スタッフ、医師が欠けてきているのが非常に大きいと思うのです。私も実際そこで検診を受けて、関わりがある者として思うのですが、話を聞くと、今、東北大学から派遣されている手術を担当できる循環器の先生も4月からは来なくなる。あるいは実際に今、循環器を担当されている先生の中には、3月いっぱい退職される方もいる。そういう話も実際に聞いていて、私も非常に危機感を持って、この前、質問したのですが、この中期計画を見ると専門医療の提供体制を推進するという大きな基本的な考え方はあるけれども、医師のことは一言も出てこない。これは、先生方がいなければ、実際こういう病院は全く機能しないのではないかと思うのですが、この点はどうですか。

医務薬事課長

循環器部門の医師ということで、東北大学からの派遣を受けていますが、4人ほどいまして、病院機構にその辺を確認しました。その人数については、令和5年度段階の一定の医師数は確保するというところで、今、作業を進めていると伺っております。

佐藤 正一郎 委員（分科員）

その部分がしっかりしないと、幾ら立派な施設あるいは医療機器を持っていても、あるいは医療スタッフをいっぱい抱えていても、病院が機能しないとか、そういう心配があります。これはこの後も継続していくことですから、医師スタッフの確保については全力を挙げて取り組んでもらって、そこが回復すると、また患者さんも増えてくると思うのです。実際、今そういったことに対応できなくて、どんどん先細りの状況になってこうなってきたと思いますから、そういった点で医師の確保については強く希望しておきます。

健康福祉部長

医師の確保は、経営の根幹部分に関わることでありますので、当面、令和6年度に向けては令和5年度の体制が維持できるような見通しを付けているところではありますが、中長期的にも安定して医師が確保できるように、いろいろな関係機関の協力も得ながら進めてまいります。

鈴木 真実 委員（分科員）

70ページの第4期中期計画（案）の概要を説明していただいたときに、これを県から提案して、機構でおっしゃったこと、答申としておっしゃったこと、案はオーケーだとおっしゃったこと、そのほかもう一回確認させてください。何ておっしゃったか教えてください。

医務薬事課長

中期計画（案）に対しまして、秋田県地方独立行政法人評価委員会からの評価といたしますか、答申を

得た内容になります。先ほど言いましたとおり、中期計画（案）を認可することについてはおおむね内容としては妥当だろうと、ただし、次期計画の遂行に当たっては、病院機構が県立病院として果たす役割を明確化し、地域医療構想の実現に向け、他の医療機関との役割分担や連携強化を一層推進するとともに、病院機構の有する優れた医療資源を十分活用することにより、その取組が本県の医療水準の向上と県内医療の充実に資するよう、県と病院機構が一体となって取組を進めることということで答申を頂いたことを説明いたしました。

鈴木真実委員（分科員）

今までの質問の中で、県としてやりたいと思うことが、そこに全部込められているような気がするのですが、機構の評価委員会でありますので、機構そのものとしてはどんな感触でしょうか。機構そのものの存在が前面に出てきていないのですが、実際は機構と県がやるべきことだと思いますし、それから第3期のときに県はどんな関わりだったのかを、もう一回確認させてください。

医務薬事課長

県の関わりでは、中期目標を県が策定します。その中期目標に従ってといいますか、その内容を踏まえて、機構側が中期計画を策定する形になります。よって、中期目標に定める内容については、基本的には計画の中で踏襲されていますし、今回の経営のこともありますので、その辺は内容として網羅されているということになります。

あともう一つ、3期の実績に関しては、2月7日の委員会でもありましたが、県側も、機構側もそうですが、新型コロナウイルス感染症の拡大とかがあったにしても、財務面、特に現金預金の見通しについては、深く分析していくべきだったと考えております。そういった意味で、第4期は経営が維持できる最低限の交付金を交付することとしておきまして、病院機構と定期的に経営の状況とか資金状況、ここにあります経営管理会議、それから将来の在り方の検討も踏まえながら、着実な取組を進めていくと。さらに、病院機構側についても同様に、着実にここに盛り込まれている内容については実施していただくということで、双方合意している状況でございます。

鈴木真実委員（分科員）

先ほど部長も、今回の問題の根幹は医師確保ではないかということをはっきりおっしゃられました。医師を確保して安定的にやるということが今後の病院機構の在り方の一番基になるということですが、先ほど佐藤委員長が実際に病院に行くと、患者さんが少ないのにスタッフが多いのではないかという話がありましたよね。

【「加藤さん」と呼ぶ者あり】

鈴木真実委員（分科員）

加藤委員から。それで、医師についてはどうかというときに、課長の答弁では、辞めた代わりに東北大学から4人いらっしゃるということでしたよね。そうだったと思います。秋田大学がすぐ近くにありますので、秋田大学との関連性というか、秋田大学との医師の関係というか、医師を出してもらえれば、もっと医師を確保できるような気がすると思いますが、そこ辺りの関係はどうなっているのでしょうか。

医務薬事課長

先ほど循環器の医師の部分で、4人ドクターがいて、うち3人は東北大からの派遣だという話でありました。それは、リカバリーされると伺っているということでございます。

ただ、秋田大学との連携については、いろいろとやり取りはしているのでしょうか、医師確保に関しましては、協議といたしますか、その辺が十分でなかったという反省もありますので、今後は県としても、医師確保に関する度合いも深めながら高めていって、医師の取り込みといったものは大学側とも協議していきたいという趣旨で説明させていただきました。

鈴木真実委員（分科員）

運営交付金として19億円を持ち出すことは、非常に県民の負担が大きくなっているということですので、ありとあらゆることを機構と連携しながら関与していただき、周辺の医療機関ともぎっちり情報交換しながら、あるべき姿というのですか、昔の脳血管センターみたいな感じに近づけるように。ああいうときもあったのですから。後ろを振り向いても仕方ない話ではありますが、目指す目標は、ああいう形ではないかと思っておりますので、頑張ってくださいと強くお願いいたします。

加藤鉦一委員（分科員）

今回、医務薬事課で、新規で在宅医療推進支援事業と、同じ名称の事業が2つあるけれども、1つは医師会への委託と、もう一つは看護協会への委託ですよ。新規事業といっても、ほかのところでもやっている事業です。県の医師会がナラティブブックをやっていました。それで、ほかの病院もそれを活用している秋田県独自の――医師会の伊藤先生がナラティブブックのソフトを開発して医師会がやっているあの取組と、この事業は関連するのですか。

医務薬事課長

ナラティブブック、オンライン診療の事業は、今年度まで実証事業という形で進めてまいりました。在宅医療モデルだったり、へき地のモデル、介護施設のモデル、それから訪問看護ステーションと連携したモデル事業ということで、これまで3か年ぐら

い掛けて実証事業を実施しています。今年度、標準仕様書とか経費の部分を取りまとめて、来年度からはいよいよ実装に動くという形になります。

その中で、委員会提出資料47ページの在宅医療推進センター運営事業に(4)の研修会の開催というのがありますが、この中でICTを活用した連携として、ナラティブブックなり、在宅医療に関するICTの部分を実務研修といいますか、活用につなげていただく形で研修会を開催して、実際の現場で広く使っていくということで進めていきたいと考えています。関連性でいけば、この部分になるかと思えます。

加藤鉦一委員(分科員)

2つの新しい頭が在宅医療推進支援事業で、看護協会と医師会、これは別々です。別々に委託するのはいいのですが、別々に委託しても、最終的には機能しないといけないわけでしょう。それは、エリアとしては8医療圏みたいな感じになるのかな、分からないけれども。今の人口減少や高齢化とかを地域で考えれば、私は由利本荘でエリアが広いから、鳥海から岩城まで、ずっと見ていけば、在宅の必要性というのは着実に増えてくる。しかも、在宅でみとり、私はうちで、という人が増えてきているのです。そういうことになった場合に、県内でも、秋田市の医師会ならエリアは非常にコンパクトでいいわけです。でも、雄勝の医師会といたら結構広い。ほかにも意外とみんな広いです。そういう中で、同じ目線で、同じ基準で医師会というのは、この辺りを県はどういうふうにするか。だって、実際に委託した場合、効率が全然違うでしょう。

医務薬事課長

在宅医療の推進に関しては、今おっしゃったとおり、医療圏の再編とは、身近な医療を充実させるということで、専門的な医療と身近な医療を両輪で進めていく形で医療計画を進めていくことにしております。その意味で、在宅医療につきましては、圏域、地域包括ケアシステムと親和性が高いので、基本的には市町村単位で構築すべきだろうと考えており、我々とすれば今回、8つの圏域を進めていくことで在宅医療は進めております。そういった中で、在宅医療の協議会であったりとか、(2)の医療・介護連携推進協議会につきましては、それぞれ8圏域の中で進めていくということで、市が大きいというのがありますが、身近な圏域の中で進めていくと考えております。

それとあわせて、当県は県土が広いものですから、へき地だったり遠いところに関しまして、そういった意味でICTといいますか、オンライン診療も活用しながら、医療資源を有効に活用することで進めていきたいということで、この事業があります。さ

らに、訪問看護ステーションに関しても、在宅医療の分野で力を発揮していただくということで、今回、在宅医療推進支援事業の項目として、ワンセットで事業提案させていただいたものがございます。

加藤鉦一委員(分科員)

地域包括ケアシステムの中でということですが、何年前かな、由利本荘市が誕生して間もなく訪問介護ステーションを作ったのです。そこはやめました。要するに間に合わないのです、遠くて効率が悪いから。8圏域でやるという方針を今、県が立てるのはいいです。ただ、現場の医師会と看護協会にこういうのを委託して、研修会とかDXなどいろんなことをやる。医療の点数は今までどおりの形では間に合わないのです。だって、由利本荘を例にとれば悪いけれども、私は県庁まで三十何分だけれども、同じ選挙区でも鳥海の奥のほうだと1時間とくらいか掛かるのです。秋田市だってそのくらい違う。いろいろあるのです。

丸投げというよりも、この辺りを県としてどう考えるのか。ポリシーがないと駄目なような気がするのです。丸投げして、地域包括ケアシステムと支援制度があるから、それで看護協会と医師会でやってなんて、そんな簡単なものではないような気がする。けれども、せつかくこうして基金を取り崩して6,000万円近いお金を出してやるのだから、ここは丸投げだと、投げたからいいというものではないということ、皆さんよく考えてやってほしい。そのくらい大変なことだし、医師も効率性は悪い。そこに医師がいればいいけれども、訪問看護をやる医師はやっぱり専門——だって、医師だって稼がなければ、稼ぐというのはおかしいけれども。診療報酬をきちんと上げるためにも30分、40分掛けて……。今はまだ医者は大体いるけれども、その辺りを皆さん、こういうのを作るのはいいが、絵に描くのはいい、国も推進している、だとすれば、仙北市がやった、何だっけ……

【「車ね」と呼ぶ者あり】

加藤鉦一委員(分科員)

慢性的な病気であれば、医療カーとか、国でもこれからはICTという時代ですから、医師専門のそういうものを作るとか、圏域に合ったことを逆に県は提案していくべきだと思う。これは丸投げでは駄目だと思う。そこはどう思いますか。

健康福祉部長

今回、県医師会と県看護協会への委託事業になっておりますが、当然、委員がおっしゃるように丸投げではなくて、県としても積極的に関わっていきまじ、統括は県医師会でやりますが、今、課長から説明があったとおり、実際の動きは各圏域、郡市医師会レベルで行うと。これまで当県は市町村の関わ

りが医療に関しては少し弱かったかなと。ですので、その関係で介護福祉との連携も進んでいない部分がありますので、今回の在宅医療につきましては郡市医師会に、市町村も積極的に入っていただいて、介護福祉にもつながるような形での事業スキームを考えております。特に、アドバイザーも専門の方をお願いして、他県でも進めているような先進的なものも取り入れたいと思っております。

看護協会も、二重には見えますが、看護協会は看護協会で訪問看護ステーションがあり、委員おっしゃるとおり、効率が悪くて、実際、小さい事業所ほど経営が苦しいという部分があります。そういった経営面まで見ていくようなスタンスで、今回の事業は組んでおりますので、当県の地域の実情に応じた細やかな対応がとれるような事業展開にしていきたいと思います。

加藤 敏一委員（分科員）

そういう部長のお話でまず了解しますが、国、厚労省でも、こういう体制は、これからの時代を乗り切るために推進しているわけです。それで、この基金を取り崩してやるというのがちょっと分からない。こういうのは基金ではなくて、国でちゃんと予算を盛っているではないですか。これは、基金を取り崩さなければできない事業ですか。

医務薬事課長

医療介護基金のメニューに在宅医療の推進というのがあり、まさしくこれは在宅医療を推進するための事業です。そういった場合については事業提案して、基金を活用して実施するということですので、財源も医療介護基金を使うこととなります。

沼谷 純委員（分科員）

私も今の在宅医療のところでは何点かお伺いしたいのですが、地域包括ケアシステムということで、描いていただいている絵はとても美しい絵なわけですが、例えば圏域ごとに在宅医療が必要な方がそれぞれ何人ぐらいいらっしゃるかというのは、今すぐお答えいただかなくても、それは把握されているということですか。今、具体的な数字でなくてもいいのですが。

医務薬事課長

全県単位での数字とか、細かい圏域単位での事情把握はしております。

沼谷 純委員（分科員）

そうすれば、圏域単位で在宅医療が必要な方の数字をまず把握していて、これからそれがまた増えていくだろうという推計もされているということではないですか。

医務薬事課長

在宅医療の需要については、増えていくという方向でございます。

沼谷 純委員（分科員）

逆に、そこに対する供給という意味では、医療と看護、介護とあるわけですが、これは長寿社会課に伺ったほうがいいと思いますが、いわゆる在宅介護はヘルパーですね。こういう事業者は、増えているのでしょうか、減っているのでしょうか。圏域ごとでなくてもいいのですが。私の感覚ですと、いわゆるヘルパー事業は、今回の介護報酬の改定もマイナス改定だったので、訪問介護は合わないということで、ヘルパー事業から撤退していている事業者さんは結構多いかと秋田市でも感じるのですが、その辺の実情はどうかと思っております。

長寿社会課長

経年の変化については、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど提供したいと思います。

沼谷 純委員（分科員）

逆に、訪問看護ステーションは全県的には増えていますか、減っていますか。

医務薬事課長

令和5年現在で51あるということで、小規模のものが新設したりしますので、数はその辺、凸凹という形で推移しています。

（※62ページで発言訂正あり）

沼谷 純委員（分科員）

これは私の感覚ですので、違う認識であればいいのですが、訪問看護も訪問介護も非常に厳しい経営状況の中で、この在宅医療、在宅介護、地域包括というものを維持していく、その支え手のところの事業者が非常に細ってきているところに、介護であればマイナス改定みたいなことがあったりして、この絵のとおりになかなかならないところをどうしていくのかと。それは、医師会でですか看護協会に、こういう事業を行っていただくだけでは、難しい世界ではないかなと思っております。加藤委員とも重なりますが、そこを是非、在宅の介護であれ訪問介護であれ、地域の事業者がいなくなっていくところ、あるいは圏域によっても大分ばらつきがあると思っておりますので、そこを細やかに見て、ネットワークといいますか、具体的な絵を描いていただきたいと思いますというお願いをします。

その上で、次の48ページの訪問看護ですけれども、訪問看護ステーションの様々な課題と書いていますが、ここで想定している様々な課題とはどういうことでしょうか。

医務薬事課長

訪問看護事業所は、どうしても小規模なところが多いので、経営的なもので非常に事業者自身が苦労されていると伺っております。また、離職者も出たりして、訪問看護ステーションがなくなったという話を聞いておりますので、その辺、一定の数といい

ますか、それを維持できるような形で進めたいというところでございます。

沼谷純委員（分科員）

今お話しいただいた小規模なところが多いということと、離職者が多いということは、原因と対策もそれぞれ違ってくると思うのです。小規模な事業者が多いところに関しては、どういう解決策が考えられますか。

医務薬事課長

今回の事業の趣旨は、看護協会に委託してということにはなりますが、そういった事業者が経営、運営していく中で、問題点について相談受付や必要なアドバイスとかをしていくということ、さらにはここに書いてありますように、新規の開設や管理運営に関する相談対応に取り組んでいくということでございます。

沼谷純委員（分科員）

今の看護協会の体制が分からないのですが、この1,300万円の事業費で看護協会にどういう体制を作ろうとしているのか。私は看護協会の役割の一端しか分かっていないかもしれませんが、看護協会が経営とか管理運営といった経営的な部分に関して、経営されている方々に、経営的な視点から何かアドバイスするとか、小規模であればくっついて、例えばM&Aではないですが、そういうことの指導ができる体制に、いささか疑問を感じるのですが、それを看護協会に行っていたらいいのですか。

医務薬事課長

看護協会でも、センターが出来る以前から、訪問看護に関する役員といいますか、理事とかがいて、いろいろ調査したりアドバイスをしてきました。今回の事業に関する人員としましては、専門の方1名、それから非常勤といいますか、0.5、0.5の3人体制で運営していくと伺っております。経営の在り方についても、一定の支援はできるということで、この事業を立てつけさせていただいたところでございます。

沼谷純委員（分科員）

先ほど全県で50というお話がありましたので、看護協会を経由するというよりは、50であれば、医務薬事課で50の訪問看護ステーションに聞き取りなり、足を運ぶなりされて、経営実態がどうなのか、どういう意向を持っているのか、そういうところを直接伺うとか、看護協会でない、活性化センターがいいとは言いませんが、そういう経営的なことや資金調達、資金繰りとか、そういうことも含めてアドバイスする、そういった面からのアプローチをしないと、看護協会がステーションの経営、運営のことをあれこれというのは、人を配置してもなかなか難しい。繰り返しになりますが、本当にできるのか

など、私は非常に疑問を感じるということと、もう一つ、ナースセンターのことも書いていただいておりますが、これはアトリオンのナースセンターですよ。ちなみに、ナースセンターの実績として、令和4年度とか令和5年度は、どのぐらいのマッチングの実績があるのでしょうか。

医療人材対策室長

ナースセンターのマッチングの実績につきましては、ナースセンターに来所していただいている相談対応もありますし、電話もあります。あともう一つ、eナースセンターといいまして、来所せずともインターネットを経由してマッチングするという仕組みも出来ております。それらをトータルしてのマッチングにはなりますが、令和5年度は12月末までの間で118件、令和4年度は159件、マッチングの実績となっております。

沼谷純委員（分科員）

これは、いわゆる求人と求職のマッチングの件数ということによろしいのですよね。だとして、その数字は良い数字か、どのように評価されていますか。

医療人材対策室長

マッチングの件数は、それだけあってもなお求人がはるかに多いという状況でして、ここ数年、およそ求人倍率が3倍を少し超える程度という状況になっております。ですので、正直申し上げますと、十分な実績というところまではまだいっておらず、もっと力を入れなくてはいけない部分になっているかと思っております。

沼谷純委員（分科員）

その上で、3倍ですから500件とかの求人があって、求職されている百何十人がその中でマッチングしたとして、さきの在宅医療に話は戻りますが、離職するとかして、訪問看護ステーションで不足しているのだと。そうすると、御本人の希望ももちろんあるのですが、そういった訪問看護ステーションに、県としては政策として優先的に看護師を配置していきたいという促しとか誘導とか、そういうことをナースセンターでされていくのか、単純にナースセンターの素直なマッチングということによっていくのか。要は足りないということであれば、そういうことまで踏み込んでいかないといけないような気もするのですが、これはいかがでしょうか。

医務薬事課長

看護師不足の状況については、我々も十分承知しているところです。そういった中で、訪問看護に取り組もうという方、それからもし仲間がいれば、新たに事務所を立ち上げてやってみたいというニーズに対しては、積極的にコミットしながら、事業運営につなげていただきたいということが1つございませう。そういった意味で、人材不足という観点もあり

ますが、ニーズとやってみたいというところであれば、是非とも研修とか、相談をいただきながら、今後の訪問看護の需要も踏まえまして、数を増やすなどの形で進めていければと考えております。

それから、先ほど訪問看護ステーションの数を51と話ししましたが、すみません、誤りで、令和5年度81施設でございます。医療計画では、訪問看護ステーションを90ぐらいのところまで維持していきたい、維持できるようにいろいろ取組を進めていきたいと考えております。

(※60ページの発言を訂正)

沼谷純委員（分科員）

私も70ぐらいあったような気がしていたものですから、あれと思いましたが、81ということですね。いずれ、新しく立ち上げて頑張ろうという方も大事ですが、今の80の事業者が継続できる、いわゆる人、物、金という部分で、それがしっかり継続できるように、どこに課題があるのか、看護協会への委託ですけれども、県としても、ステーションの実態の把握をしっかりした上で、効果的な事業の執行に努めていただきたいとお願いだけして終わります。

長寿社会課長

先ほど沼谷委員から御質問ありました訪問介護事業所の数でございますが、ここ5年間の推移を申し上げます。

平成31年は264、令和2年は262、令和3年は264、令和4年は255、令和5年は252といった形で、微減傾向にはなっております。

委員長（会長）

ほかにないですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

なければ、以上で医務薬事課関係の質疑を終了します。

次に、医療人材対策室関係の質疑を行います。

鈴木真実委員（分科員）

52ページ関係になるかと思えます。

少しでも県内に医師を確保しようということで、この事業はずっと行っているわけですが、これまで何人を対象に（1）の貸与事業をやっている、今後、秋田県にはそのうち何人が就業されるかどうか、秋田県としてどのくらい実績が上がっているものか、見込みも含めて教えてください。

医療人材対策室長

今ごらんいただいております52ページの右側の表が、平成18年度に修学資金の貸与を始めてからの状況になっております。トータル572名に貸与しており、貸与を終えて医師免許を取得した後、9年間は少なくとも県内で勤務していただくという取

扱いにしております。既にその9年間を終えた方が義務終了というところの欄にあります。9年間を過ぎた102名のうち、把握している限りにおいて、88名は義務を終えても県内に残っていただいている状況になります。

9年であって、義務履行中というところに掲げている人数ですが、勤務を継続している先生が222人いらっしゃって、そのほかに今、貸与を受けている学生が195名いるという状況です。

ここ数年につきましては、まずは秋田大学の地域枠の29名というところ、プラス岩手医科大と東北医科薬科大のそれぞれの枠でもって、毎年度38名の修学資金枠を、新規の枠として予算計上させていただいているのですが、その方々が毎年度、春になったら医師になって出てくるということを繰り返して行って、かつ9年間の義務期間を終えてもずっと残っていただけるとすれば、毎年それぐらいの人数が増えることとなります。

しかし、残念ながら、今お話ししたように、9年を超えても全員が秋田県に残ってくれるという状況ではないものですから、まずは新しく医師になって、秋田県で働き始めた人たちが、ずっと秋田を離れずに勤務を継続してもらえるように取り組んでいきますと、毎年三十数名が増える計算にはなりません。ただ、秋田県は、非常に医師の高齢化も進んでいるものですから、当然、一定程度の医者は現役を退くこともありますので、そこら辺の兼ね合いをこれから見ていく必要はありますが、まずは修学資金を貸与した方の着実な県内定着を目標としているところです。

鈴木真実委員（分科員）

9年間の義務終了後102名のうち、88名が残っているというお話が現実としてあるということは、私はそれなりの評価はあるかと思いますが、この事業は、何年度からやっていたつけ。

医療人材対策室長

平成18年度から始まっております。

鈴木真実委員（分科員）

ということは、もう十五、六年はなるということですね。その中で、この事業についての県としての評価はどのようになっていますか。

医療人材対策室長

秋田県の医師全体が、大体2年間で二十数名増えてきている状況にあります。2年に1度の医師・歯科医師・薬剤師統計で正確な数を把握しているところですが、ここ数年はずっと増加傾向にあることについては、やはり一定程度、この修学資金貸与制度が功を奏しているのではないかなと考えているところです。

鈴木真実委員（分科員）

平成12年に医師法の改正があって以降、どんどん医師が減っていく傾向にあったと思っているのですが、それに一つの歯止めにはなっているという理解でよろしいでしょうか。

医療人材対策室長

そう考えております。

鈴木真実委員（分科員）

残っている方々と、県外に行かれた方々、どういう理由で残ったり、それから出ていっているという調査はしているものでしょうか。

医療人材対策室長

そういった形の調査ではないですが、例えば修学資金を貸与した後、9年たたずに県外に行ってしまう先生もいらっしゃいまして、そういう方々については、その理由を確認させていただいております。そうしますと、正直申し上げまして、県外にゆかりのある先生とかであれば、やはり県外に帰りたくなるといいますか、戻りたくなるケースもございますし、近年は秋田県の地域枠が大きい割合を占めておりますが、もともと秋田県の出身の方であっても、やはり秋田県ではない、例えば、首都圏ならではの技術を習得したいというようなこともあって、県外の就職という道を選ぶ方もいらっしゃいます。様々ではあるのですが、いずれ秋田県ではない、秋田県では得られないものをというような方が一定程度いらっしゃることには確かです。

鈴木真実委員（分科員）

ここで是非、私がお話したいのは、先ほどの秋田県立病院機構の最先端の医療の在り方、医師、質の高さですね——看護師もそうですが——全てにわたって、県立の機構でもありますので、ここにそういうものが既存としてこれから出ていくのであれば、医者も県外に行かなくてもいろんなことを習得できる、循環型というのですか、県内の医療のあるべき姿を求めなければいけないのではないかなと思うのです。県立病院機構の在り方だけではなくて、ましてや医師や医療関係者の確保が必要だというときに、部一体となって、機構の在り方も存在の重さもあるかと思うのですが、是非そういう見方でやっていっていただきたいと思います。医療人材対策室もずっとあるわけですから、そういう効果も出てきているとはいうものの、根本的に何が必要かというところをもう一回見詰め直してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

健康福祉部長

医師確保については、当然、医療人材対策室のみで進めるのではなく、部を挙げて取り組むということです。

病院機構につきましては、いわゆる専攻医の養成の関係で、現在、総合病院でないとなかなかカリキ

ュラムはとれないのですが、当然、循環センターもおっしゃるとおり最先端の器械等も持っておりますので、総合病院の協力病院として組んでいるところも何か所もございます。そういった循環センターの特徴を生かした人材育成という部分では、もちろん貢献できる部分がありますから、そういったものの中で情報共有をしながら、進めていきたいと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

本当に難しい分野でありますし、秋田県にとってもすごく大事な部分だと思いますので、どうか本当に全員で駆使して頑張っていただきたいと思います。

沼谷純委員（分科員）

医師地域循環型キャリア形成支援システム推進事業の2枚目の53ページですが、医療Ma a Sのことでお伺いします。先ほどの御説明で、この医療Ma a Sには、秋田大学医学部の研修医の方が乗ってというようなお話をされていたと思います。仙北市もそうですが、一般的に医療Ma a Sは遠隔診療で、お医者さんは乗らないのが普通なのかと思っていましたが、そうした経緯というか、理由は何ですか。

医療人材対策室長

確かに御指摘のとおり、仙北市では、看護師が乗っていて、医師は診療所において、看護師と一緒にいる患者さんを遠隔で医師が診るというやり方で進めているとお聞きしております。

今回、秋田大学で医療Ma a Sを導入して取り組もうとしている内容としましては、あくまでも対面診療が原則だというのが、そもそもの診療の大原則にあります。医師がまずはその地域に行って、それぞれの地域でどういった医療が行われているのか、どういった形で患者さんたちが生活していて、周りはどういう状況にあるのかということも含めて、それを把握しながらというか、感じながら、その患者に相對するというのもって、本当の地域医療を学ぶことができるのではないかということです。今回の導入のきっかけといいますか、まずは何に使おうかとなったときに、若い医師を乗せていって、実際に現場でそういったことを行ってもらいながら、当然まだ十分に研修を重ねていない段階の先生でも行けるように、大学とオンラインでつないだ上で、必要に応じてちゃんと指導もできるという形で進めていこうということです。ある意味、将来的には恐らくMa a Sは医師が乗っていくケースもあれば、看護師さんが乗って行って、オンラインでやるケースもあるなど、様々な使い方がされるものだと認識しておりますが、今、始めようとしているものについては、医師が乗って行って、その地域を見ることも含めての教育を行おうということを目的としております。

沼谷純委員（分科員）

当然そこに医師が1人乗りますから、貴重な医療資源という意味では、そこに1人割くわけですが、秋田大学としては、そういう形での運用ということに対して、十分理解されているということではないですか。

医療人材対策室長

今回の事業につきまして、秋田大学との間で何度かやり取りをして、どういったことをやるのかというお話を直接伺っております。その中で、正直申し上げまして、総合診療医の分野というのが比較的新しい考え方と申しますか、そういう意味では、総合診療的な指導できる医師が今はまだそんなに多くないということもございます。ですので、逆に指導医が直接同行しなくても、大学にいたまま指導しながら、若い先生に現場に行ってもらえるということについては、秋田大学も効率の良い指導ができるのではないかと考えていただいているという状況です。

沼谷純委員（分科員）

仙北市ですと、何となく医療Ma a Sがどう使われるのかが想像しやすいのですが、秋田大学で1台導入したときに、実際には、どこにどういう形で運用されていくのでしょうか。

医療人材対策室長

先ほど来、地域医療というお話を申し上げますので、当然、秋田県内の様々な地域でということが理想ではありますが、まず始めるに当たっては、今まで秋田大学の総合診療医センターというところで総合診療医を地方に置いているといいますか、地方で勤務してもらっている総合診療医を育てているというような経緯もありますので、そういった足がかりがあるところからスタートしようかという点におきまして、男鹿南秋地域の辺りが比較的なじみがあるといいますか、やる上では理解を得られやすいのではないかとということで、その辺から始めようかというお話をしているところです。

委員長（会長）

ほかに。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

それでは、以上で健康福祉部の当初予算関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、健康福祉部関係の請願の審査を行います。しおりの26番、請願一覧表の5ページをお開きください。

請願第7号「国立病院の機能強化を求める意見書採択にかかわる請願について」を議題とします。

執行部の現況説明を求めます。

医務薬事課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

請願第7号について御質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で請願についての審査を終了します。

ここで、暫時休憩します。

再開は午後2時45分とします。

午後2時27分 休憩

午後2時43分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

健康福祉部の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

健康福祉部次長（片村有希）

【提出資料により説明】

地域・家庭福祉課長

【提出資料により説明】

長寿社会課長

【提出資料により説明】

障害福祉課長

【提出資料により説明】

健康づくり推進課長

【提出資料により説明】

国保医療室長

【提出資料により説明】

保健・疾病対策課長

【提出資料により説明】

医務薬事課長

【提出資料により説明】

医療人材対策室長

【提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する審査を行います。質疑は各課室一括して行います。

加藤鉦一委員（分科員）

先ほど健康づくり推進課長の説明で質問をしなかったのですが、まず、がん医療の緩和ケア機能を持つ施設数が1から3になるという計画が出ていますよね。具体的に言うと、外旭川病院は緩和ケア専門

病棟があります。あと、大学と平鹿だけ。緩和病棟を持っている病院は、今、3つあるではないですか。私はそう捉えていたのですが、違うのですか。

健康づくり推進課長

委員おっしゃるように、緩和ケア病棟を持っている病院は、秋田市内でいきますと外旭川病院、それから市立秋田総合病院、それから大曲の厚生医療センター、この3つが緩和ケア病棟あるいは緩和ケア病床を持っています。

緩和ケアセンターは、今、県内には秋田大学医学部附属病院に1つあります。これは、都道府県のがん拠点病院に置くこととされているセンターで、そこ1か所です。このセンターの機能は、緩和ケアを行う施設ということだけではなくて、地域の介護施設や通常の診療所といったところからの相談を受けたり、アドバイスをする機能を持つ施設です。それが今、秋大の緩和ケアセンター1か所にございます。

これから医療の再編が行われていく中で、やはり県南、県北にもその地域、その圏域における指導的な立場の機能を持つセンターをそれぞれ1か所ずつ設置したいということで、今回、目標値に設定したところにございます。

加藤 鉦一委員（分科員）

秋田大学に緩和医療機能強化事業費補助金を補助率10分の10で750万円の予算が行くわけですが、秋田大学の緩和ケアセンターが県南と——県南でしょう、厚生医療センター。平鹿ではなくて大曲と。民間の外旭川はそれとして、あと県北はどこですか。

健康づくり推進課長

実は、センターをどこの病院にするかはまだ想定していません。これから地域の構想会議とかで、どこの病院にしていくか検討されていくということですが、まずは県南、県北にも緩和ケアの中心的な役割を担う病院を整備する。そのために、先ほどの午前中の資料にあります、大学病院に専門の医者を1人張りつけて、そこで県北と県南にセンターを整備するための指導的な役割を担う医師の人件費750万円を、今回計上させてもらったということにございます。

加藤 鉦一委員（分科員）

実はこの前、がん議連で、緩和ケアでは最先端でやっている大阪の淀川キリスト教病院を視察してきていたのですが、やっぱり秋田県は、がんになって、もう回復しないけれども、痛みとか人間らしく最後まで生きるとか、そういう緩和ケアに対しての取組は、すごくまだ遅れているのではないかと感じてきました。

そういう面で、まだ場所は決まっていないということですが、そういう患者さんはどうしても出てく

るわけですから、これはしっかりとした取組が必要です。その辺りは配置というか、県内は広いですから。難しいのかな。3つの医療圏になったら、やっぱり3つだと、私は何となくそう思うけれども、これから決めるということですから、やっぱり計画で、絶対ここでなければいけないと、我々もよく分からないけれども、根拠があって決めていくのでしょうか。そこはよく検討するべきではないかと思うのです。いかがでしょうか。

健康づくり推進課長

まずは、人員の配置が一番難しいのです。特に緩和ケアを目指すドクターも、実は最初からいるわけではなくて、最初は外科とかを担当していて、途中から緩和ケアに移っていく先生が多いのですが、やはり人員の確保が難しいのです。緩和ケアは、従来は終末期といいますか、厳しい状況になってからの緩和ケアというところが多かったのですが、最近のがんと診断された時点で精神的なショックといいますか、そういった状況に陥るものですから、がんと診断されたときからのケアが必要だということで、体の身体症状を扱う緩和ケア医と、それから精神的な部分をカバーする精神科医といいますか、精神の専門の先生と、両方のチームワークによって行われるものと認識をしていますが、本県の場合は、御指摘のとおり緩和ケア病床が東北各県と比べても非常に少ないのです。本県は、がんと診断される方々が非常に多いわけですので、是非、全県的にがんの緩和ケア医療を広めていきたいということで、今回の予算措置、そして計画にも盛りさせていただいたという経緯にございます。

加藤 鉦一委員（分科員）

私も行ってみて感じたのは、そういう心のフォローをする体制がきちんとよくできていると思ってきました。そういう面では、全国的にも有名な病院ですから、当然と言えば当然ですが、その点、秋田県は一定のがんの罹患率が高いわけですよ。当然緩和ですから、なった人の身を考えれば、痛みとかを感じないで最後まで、その辺りはきちんと、ある一定の水準までは持っていくように是非、計画が看板倒れで終わらないように、センターの機能とかをよく大学との協議で検討していただきたいと思います。

健康づくり推進課長

今、委員から御指摘あった内容については、患者会からも実は強い要望がございます。大学病院中心に緩和ケアセンターが置かれておりますので、先生方とそこは十分話し合っ、県南、県北と全県域にケアのサービスが届くように検討してまいりたいと思います。

鈴木 真実委員（分科員）

今日の魁新聞で、1面トップに災害派遣福祉チー

ム受入れの記事がありました。各県でどう受け入れているか、設置しているか、それからどう対応しているかという記事だったのですが、一番最初の知事の挨拶とか、それから今回の委員会での説明でも、DWA T、災害派遣福祉チームについては触れられているのですが、この記事では、本県、北海道など4道県は応援受入れを想定していないというように書かれておりました。これについては、検討しているのではないかと受け取っていたものですから、それについてはいかがでしょうか。

地域・家庭福祉課長

本日の魁新報の記事でございますが、当該調査は昨年1月末時点の内容で回答するという国の調査でございました。

それで、昨年1月末の時点におきましては、DWA Tの他県からの受入れにつきまして、派遣を要請する機関等が定まっていないことなどから、受入れを想定していないといった状況でございました。他県からDWA Tを受け入れたくないという趣旨ではなく、派遣を要請する機関等が定まっていないことなどを理由として、想定していないという状況であったことを回答したということでございます。

しかしながら、昨年本県の大規模災害、それから今般の能登半島地震におきまして、DWA Tの重要性が改めて認識されるとともに、能登半島地震におきましては、国から委託を受けた全国社会福祉協議会で受入れの調整等が行われているという状況を踏まえまして、先週も御説明させていただきましたが、DWA Tの受入れ態勢につきましても、今後、予算検討の際に、秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会等で検討を進めてまいりたいと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

本県は想定せずというのは去年の1月段階だったということで、今はもう全然変わってきて、受入れの態勢も整っているから、秋田県としても、きちっとやりたいということで理解してよろしいですね。

地域・家庭福祉課長

委員おっしゃるとおりでございます。

鈴木真実委員（分科員）

今後いつどこで災害があるか分かりません。この受入れ態勢等についても、手順とかがすごく大事だという説明が先週からもいろいろありましたので、実際に私が所管しています五城目町でも、本当にこういうことは物すごく大事だったと。情報が錯綜したり、車を持っていなかったり、自治体職員のノウハウもなかったし、様々なことで、被害者の方々も大変だったので、きちっとやっていただきたいと思っております。

委員長（会長）

ほかに、いいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

なければ、以上で健康福祉部の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日3月5日火曜日、午前10時から委員会及び分科会を開き、生活環境部関係の審査を行います。

散会します。

午後3時43分 散会

令和6年3月5日（火曜日）

本日の会議案件

1 議案第47号

令和6年度秋田県一般会計予算（生活環境部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

2 議案第61号

令和6年度秋田県環境保全センター事業特別会計予算（趣旨説明・質疑）

3 議案第84号

秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例案（趣旨説明・質疑）

4 議案第97号

令和6年度自然公園事業に要する経費の一部負担について（趣旨説明・質疑）

5 請願第8号

カドミウム汚染地域関係者の健康影響調査を求める請願について（現況説明・質疑）

6 生活環境部関係の付託案件以外の所管事項

（質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 正一郎
副委員長（副会長）	鈴木 真実
委員（分科員）	加藤 敏一
委員（分科員）	北林 丈正
委員（分科員）	今川 雄策
委員（分科員）	加藤 麻里
委員（分科員）	沼谷 純

書記

議会事務局議事課	加藤 祐也
議会事務局政務調査課	村上 忍
健康福祉部福祉政策課	小玉 遼平
生活環境部県民生活課	平柳 悠

会議の概要

午前9時59分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 正一郎
副委員長（副会長）	鈴木 真実
委員（分科員）	加藤 敏一
委員（分科員）	北林 丈正
委員（分科員）	今川 雄策
委員（分科員）	加藤 麻里
委員（分科員）	沼谷 純

説明者

生活環境部長	川村 之聡
生活環境部次長	古井 正隆
生活環境部次長	信田 真弓
生活環境部参事	渡部 仁
生活環境部参事（兼）	自然保護課長 齋藤 寿幸
県民生活課長	石川 由美子
環境管理課長	近江 賢治
八郎湖環境対策室長	大石 勝
温暖化対策課長	田口 好信
環境整備課長	大門 洋
生活衛生課長	永須 昭夫

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

生活環境部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。議案第84号及び議案第97号を一括議題とします。

また、分科会では、議案第47号のうち生活環境部に関係する部門並びに議案第61号に関する審査を行います。

関係課室長の説明ですが、7課室を二つに分けて、前半、後半でそれぞれ一括して説明を聞き、質疑は課室ごとに行う形で進行します。

まず、県民生活課、環境管理課、八郎湖環境対策室、温暖化対策課関係についての説明を求めます。

県民生活課長

【議案〔7〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

環境管理課長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

八郎湖環境対策室長

【議案〔5〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

温暖化対策課長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は課室ごとに行います。

まず、県民生活課関係の質疑を行います。

今川雄策委員（分科員）

2点ほどお伺いしたいと思います。

1つ目は、委員会資料7ページの生活センターの集約についてですが、相談体制を強化していかなければいけないと。いろいろな状況の変化によって、相談内容も増えているのだらうと思いますが、年間で大体何件ぐらいの相談件数があるものですか。

県民生活課長

消費生活相談の現状では、全県では6,000件前後で推移しております。そのうち、県の生活センターで受け付けしているのが

2,000件前後で推移しているところでございます。

今川雄策委員（分科員）

今回、3つを1つに集約すると。いろんな部分を広く強化していくための集約だと。ただ、かなりの件数もあるので、3つのものを1つにすると。体制を見れば少しは簡単になったように思いますが、相談件数も変わってきたし、いろんな媒体も含めて相談に乗っていくと、そのため、さらにきめ細かい相談体制を構築していく目的で、1つにするということではよろしいですか。

県民生活課長

消費生活相談の体制につきましては、平成23年に北部、南部相談室を設置してございます。それに関しては、国を挙げて身近なところで消費生活相談を受けられるように、市町村の整備を進めるという方針の下、進めていくことになったことから、相談を受けるというのも一方にあります。市町村を支援するという目的を持って設置してございます。

国の交付金も十分に活用しながら、特に市が整備を進めてきておまして、県内では全市に消費生活センターを設けることができましたので、南部、北部についてはそういった機能は十分、役割は果たせたのではないかと考えているところで。

今後の相談につきましては、地元での相談は市町村に対応していただく方向で進めていく必要があるのだらうと思っておりますし、いま一度、生活センターの在り方や、県に何が求められるのか、何を強化しなければいけないのか、県の役割を整理した上で、県ができる悪質事業者への指導や強化、市町村の難しい案件への支援などを目的として、こういった体制で進めていきたいと考えているところでございます。

今川雄策委員（分科員）

もう一点、委員会提出資料に消費者教育の推進とあります。これは、成人年齢が18歳になり、いろんな消費者トラブルが年齢的にも下がってきていると。なぜ18歳が成人なのか私は分かりませんが、教育委員会の関係では、学校に対する説明だとか、18歳人口が成人になったことに対して、いろんな対応もしていますね。教育委員会、あるいは県警との連携の部分について、これからさらに密にしていかなければいけないと認識しますが、そこら辺の流れはどのように考えていますか。

県民生活課長

成人年齢の引下げは、2022年4月から成年年

齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正があったことによるものであり、5年間の経過措置期間をもって、2022年4月から改正されているところであります。これにつきましては、改正が決まった時点から教育委員会と連携しながら、取組をこれまでも進めてきております。

この成人年齢引下げに合わせて、学校での授業、教育でも取り入れられることになり、テキストや副読本の提供などを続けてきておりますし、今年度から、学校現場では弁護士会の専門家、それから生活センターの専門家を招聘しての事業も展開していただいておりますので、民法の改正に合わせて、教育委員会と連携して消費者教育に取り組んできているところでございます。

今川雄策委員（分科員）

今、最後に課長がお話しになったとおり、県内の弁護士会がいろいろと出前といいますか、高校に向いて子供たちに教えているということですが、そういった派遣はあくまでも、県あるいは教育委員会云々でなくて、弁護士会の方々が自発的に行っているということではよろしいですか。

県民生活課長

こちらは、教育委員会の事業として取り組んでいただいております。希望する学校が県の弁護士会に依頼をして、講師派遣をした上で取り組んでいる事業でございます。

今川雄策委員（分科員）

最後に、いろんなトラブルに巻き込まれる低年齢化といいますか、こういった部分も含めて、総合的な消費者教育の推進をしていくということで、教育委員会あるいは市町村、県警、そしてまた弁護士会等々の団体とも連携をしながら、さらに行っていくということではよろしいですね。

県民生活課長

来年度、消費者施策推進計画を策定する中での大きな柱としても消費者教育の推進を掲げて、今後、施策について検討していくことにしております。恐らくその中でも、全県で関係機関がどのように取り組んでいくかを、改めて検討させていただく機会も大変多くなるのではないかと考えております。

北林文正委員（分科員）

生活センターの集約について、もう少しお聞かせください。

北部と南部をやめて、基本は中央に1か所にするということですね。今、相談員は3か所にそれぞれ何人ぐらいいるのですか。

県民生活課長

今年度の消費生活相談員の配置については、中央が7名、北部が1名、南部が2名、全員で10名でございます。

北林丈正委員（分科員）

そうすると、集約後はどのようなになるのですか。

県民生活課長

当然、集約後も消費生活相談員の業務は増えるの見込んでいますので、現在の人員10名を維持しながら中央センターに集約するという事で、予算案にも人件費を計上しているところでございます。

北林丈正委員（分科員）

10名全部を中央に配置して対応すると。

それで、さっきのお話で、基本的には市町村が窓口だということで、今度、地域振興局にまた置く意味はどういうことですか。

県民生活課長

当然、地方での相談もしておりましたが、大部分がこの何年かの間に電話相談にシフトしてきていて、対面はそんなに数は多くなくなってきているのですが、ある一定数、対面での相談が必要な方がいるという認識をしておまして、そういった方については、きちんと対面で対応する必要があるのだろうと考えております。

ただ、北部、南部を廃止いたしますと、対面での相談を受け付ける機会がなくなってしまいますので、そこにつきましては対面での相談を受け付ける方法として、生活センターと秋田を除く各地域振興局を結んで、オンラインでの相談を取り入れる事業として実施することを考えており、中央の生活センターにいる相談員が対応いたします。相談を希望される方は、地域振興局に来ていただいて、オンライン相談という形での相談を実施することにしてございます。

北林丈正委員（分科員）

各地域振興局に消費生活相談窓口として、どこかの課にそういうところを設けるということですか。

県民生活課長

課を設けるというよりは、生活センターに取次ぎをしていただくという手法を考えておりますので、地域振興局内の相談室の一室をお借りして、タブレット等の機器を準備する計画にしております。タブレットを活用して、Zoomの会議システムを用いて、生活センターと結んでの相談の実施を計画してございます。

北林丈正委員（分科員）

細かい話ですが、相談する側からすると、どこに行ったらいいのか。今まで市町村だと言っていて、今度は振興局だと。振興局のどこに行ったらいいのかと、ちょっと戸惑うと思うのですが、その辺はどのように周知するのですか。

県民生活課長

その周知につきましては今回の予算にも計上して

おりまして、委員会提出資料の8ページをごらんいただきたいと思います。概要（2）番のアの消費者行政強化事業の「生活センターのオンライン相談の実施」に、先ほど説明をした機器の整備のほかに、周知活動の経費も計上してございます。こちらに計上している周知としましては、県の広報紙に新しくオンライン相談ができることと、そのオンラインの相談窓口については地域振興局に出来る旨を広報いたしますし、リーフレットを作成しまして周知する予算を計上しているところでございます。

【「振興局のどこな。振興局っていっぱい…」と呼ぶ者あり】

県民生活課長

失礼しました。振興局の総務企画部です。

【「そこを言ってくれないとね」と呼ぶ者あり】

県民生活課長

失礼しました。言っているつもりで、申し訳ありません。

【「一言も言っていないよ。振興局としか言っていない」と呼ぶ者あり】

県民生活課長

地域振興局の総務企画部でございます。

北林丈正委員（分科員）

あと1点、8ページの消費生活安全・安心事業の①で高齢者の特殊詐欺被害の防止、②で全世代向け特殊詐欺被害の注意喚起とあります。特殊詐欺被害が高齢者と全世代というので、微妙に文言が違いますが、これは実際に違うのですか。「防止」と「注意喚起」と。言葉のあやというか、この分けた意味がよく分からないのですが。

県民生活課長

特殊詐欺被害につきましては、高齢者の方が被害を多く受けているということもあるのですが、昨今は全世代で被害が拡大していることもあります。まずは、これまで実施してきている高齢者に向けての特殊詐欺被害の防止対策を継続事業ということで、あらゆる媒体を使っての広報活動に加えて、高齢者に関しては、これまでも行ってきております直接注意喚起を届けるという手法を継続していくことと、高齢者向けのテレビCMとか、バスの車内放送に取り組んでいっているところでございます。特にテレビコマーシャルは、県警で取り組んでいる部分の費用になっておりまして、県警で高齢者向けのテレビCMを放映している事業でございます。

②番につきましては、かなり特殊詐欺の被害が多くなってきておりますので、今年度から全世代向け特殊詐欺の注意喚起として取り組んでいますテレビCMの部分を、本数でいうと2倍に拡充して、注意喚起を行う計画にしております。

北林丈正委員（分科員）

特殊詐欺が相当増えていると聞いていますが、そういう意味で今までと違った対策もとらなければいけないと思うのですけれども、これを見る限り、①はテレビCMで県警の事業という話でしたよね。②は県民生活課の事業ということでしたが、内容的にはどちらもテレビCMで、何か違いがあるのですか。

県民生活課長

県警で実施するテレビCMにつきまして、流す素材については、警察庁から配付される秋田県版のテレビCMを流す費用でございます。

②番のテレビCMにつきましては、当課で素材を作成いたしまして、その内容を放映するものになりますので、その放映時期に多い手口ですとか、新しい手口といったものを取り込んだ形でのテレビCMによる注意喚起を行う予定にしております。

加藤鉦一委員（分科員）

先ほど1つに集約するという説明の中で、北部と南部で市町村が育ってきたというか、出来上がってきたと。消費者相談は、ネット通販とかで増えてきているとデータで出ていますが、詐欺まがいのことは、警察が盛んに宣伝していますね。振興局の総務企画部は、ずっと入って奥の局長室の前であって、私はあそこに行って相談するというイメージにならないです。ですから、相談業務で市町村がきちんとできたというのであれば、市町村に一義的にして、そこで相談したけど県の相談窓口に行ったほうがいいというなら、そうならばいいけれども、そこが非常に分かりにくいと思うのです。もう少し……。7振興局の局長室前の総務企画部に行って相談するのは、普通の人にとって相談する体制としてはどうなのかなど。一義的には市町村でということですが、市町村ができたということであれば、皆さんとの連携の中で、どのような体制でしっかりと対応できるのですか。

県民生活課長

消費生活相談については、受け付けた相談窓口が対応することを原則としてございます。よって、相談の対応が難しいというようなことで県に相談を上げているとか、そういう流れのものではございません。あくまで受け付けた市町村が対応するのを原則にしていますので、市町村が難しい案件に当たってしまったことにつきましては、県は相談を受けながら様々な対応の方法などを助言し、あくまで受け付けた市町村が対応していくものでございます。一回、市が受け付けたものを県がまた受け付けるようなことは、原則としてないのが消費生活相談でございます。

加藤鉦一委員（分科員）

そういうことですか。最初から市町村に相談するとすれば、そうであればあるほど、県の振興局に置

くという、その置き場所について、皆さんよく考えたほうがいいと思います。置き場所というか、相談窓口というか。もうちょっと親切に。振興局に入って、相談する人にとっては何か敷居が……。振興局に行って相談する場合は、奥のほうに行って探すというのではなくて、もう少し分かりやすい相談窓口の在り方みたいなものを是非、検討してほしいと思います。要望しておきます。

県民生活課長

相談の対応につきましては、委員のおっしゃるとおり、振興局ともよく相談しながら進めてまいりたいと思います。対面の相談につきましては、原則できるだけ予約制を推奨しておりますので、相談の進め方についても、振興局がどういう形で受け付けるか、予約を入れた相談者の方には、案内も丁寧にしてまいりたいと思います。

生活環境部長

振興局での相談体制について、なかなかイメージが湧かないということでしたが、今のところ考えているのは、振興局には取次ぎをしていただいて、実際の相談は振興局内の会議室で、単独で行っていただくことを考えていますので、例えば、由利の局長室の前で相談を受けるということとはございません。個別の部屋を用意して、プライバシーに配慮した形で相談をさせていただきたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

私もこの件について質問いたします。

マスコミ、新聞、テレビ等で報道されていますが、高齢者を狙った巧妙で悪質な手口によって、お金をいっぱいとられているわけですよね。県民の財産が搾取されているという実態を毎日のように見ます。これについて、先ほど相談件数は6,000件あると言いました。それから、センターで受け付けたのが2,000件と言ったのですが、どのくらいの割合で特殊詐欺に認定されるような被害はあるのでしょうか。

県民生活課長

特殊詐欺につきましては、県、それから市町村でも注意喚起の啓発等に取り組んでいるところですが、県警と連携して広報活動、周知活動をしていることもありまして、被害の相談といったものについて、消費生活相談に寄せられることは、現在のところほとんどなく、警察署に届出が出るケースがほとんどでございます。

鈴木真実委員（分科員）

センターや市町村の相談室には、ほとんどないということで理解してよろしいのですね。

県民生活課長

そのとおりでございます。

鈴木真実委員（分科員）

7ページの集約後の業務について、一番最初に悪質事業者への指導監督強化という話になっていますが、その悪質事業者とはどういう人たちでしょうか。特殊詐欺以外の悪質事業者という区分になるのか。いかがでしょうか。

県民生活課長

県民生活課、生活センターで、消費者保護関連の法律を所管しておりますので、そこに違反する事業者への対応というところであり、県の消費生活条例の取引行為の違反や、特商法の違反事例など、そういった事業者に対しての対応という業務でございます。

鈴木真実委員（分科員）

例えばどういう取引がありますか。

県民生活課長

今年度、県の条例で勧告させていただいた事例が1件あります。委員の皆様にも情報提供させていただいたかと思いますが、中古の自動車販売事業者がお金だけ先払いさせて、なかなか納品しないという事例があり、そういった商取引を繰り返す事業者がございましたので、そういう事業者がいるという情報提供や指導をしているケースでありました。特に条例につきましては、悪質な取引行為をかなり細かく規定してございますので、そういった行為に当たるものにつきましては、速やかに指導していきたいと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

では、ここ数年、悪質事業者への指導監督はどのくらい行っていらっしゃるのか。

県民生活課長

まず、特商法に関しては、今年度は1件、令和3年度に1件という状況です。それから、県条例の指導につきましては、令和3年度に1件、今年度は、今のところ3件といった状況でございます。

鈴木真実委員（分科員）

消費生活問題については、いちごっこの部分があると思うのですが、悪質事業者への指導はすごく少ないという感じがいたしました。

大きな声になっていない相談とかもあり、悪質商法のうち、1割か2割程度しか相談がないのではないかということは、昔からよく言われておりますが、それについてまだまだ本当に……。他県はもっと相談が多いものですか。全国はいかがなものですか。増えているものですか。

県民生活課長

先ほど説明したとおり、公表できる数字としては、秋田県も他県も、大きな差はないと認識しております。

鈴木真実委員（分科員）

増えているわけではないですね。

県民生活課長

委員おっしゃるとおりでございます。

鈴木真実委員（分科員）

泣き寝入りしないように……。10人の相談員が一生懸命やるというお話を聞きました。各地域振興局と市町村との関わりみたいなのところも、消えてなくなるわけではないのですよね。

県民生活課長

今回のこの見直しに関しまして、今後、必要な生活センターの在り方を整理したというのは、先ほど御説明したとおりです。生活センターの在り方の見直しに当たっては、今、6割を占める相談を受けている市町村との連携が非常に重要と考えているところでもありましたので、この悪質事業者の対応につきましては、センターを集約して機能を強化するだけではなくて、市町村の窓口との連携を一層強化するという、消費者行政ネットワークのようなものを、この1年間掛けて構築しております。先ほど委員がおっしゃられたとおり、相談に来る方は少ない、ごく一部の方だということもありますので、1件でも2件でもそういった悪質性が疑われる案件があったときには、速やかに生活センター、県に情報提供し、案件を上げていただくというネットワークを併せて構築しておりますので、その部分での取組も進めてまいりたいと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

今後、DXや効果的な消費者教育、啓発活動などいろいろと行っていく中で、今おっしゃった市町村との関わりは、きっちり構築していくところが一つの鍵として、この見直しになることを約束していただきたいと思います。次のページにあります、秋田県消費者施策推進計画と今後ますます結びついていくと思いますので、どうかそこに市町村との関わり——一人も泣き寝入りしないような形での計画の在り方を模索して、構築してほしいと思います。

県民生活課長

委員のおっしゃるとおり、こういった体制を新しくするだけではなくて、あくまで全県としてどのように取り組んでいくかが非常に重要なこととおっており、実効性を高める、計画的に推進することにおいては、こういった計画を策定することは非常に意義があるのだろうと考えておりますので、この計画を来年度策定することにしていただいております。この計画策定でも、今回の見直しでも、市町村とも十分いろんな意見を頂いたり、いろんな協議をしてきたところであり、来年度はこの計画策定に当たって、市町村から十分に意見を頂いたり協議しながら、進めてまいりたいと思います。

沼谷純委員（分科員）

センターの関係について私もお伺いしたいと思います。

まず確認ですが、先ほど、全県と申しますか、トータルで6,000件で、県としてセンターで受け付けている分が2,000件だと。私もちょっと勘違いをしていたところがありまして、6,000件の大部分とは言いませんが、かなりの割合で特殊詐欺の相談が占めるのかなと勝手に思っておりました。ただ、それはほとんどないと。だとすれば、6,000件の中で、どういった相談が一番多いのでしょうか。パーセントという変ですが、半分ぐらいはこういうものなのか、30%ぐらいはこういうものなのか。特殊詐欺を除いた相談が6,000件というイメージがちょっと湧かなくて、すみません。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前11時6分 休憩

午前11時7分 再開

委員長（会長）

再開します。

県民生活課長

生活センターに寄せられる相談で、特に多いのが業者のサービスの提供方法についてということで、不審な電話が自宅にかかってきたけれども、対応するのはどうだろうかとか、こんなメールが来たけれども、それに乗っていいのか情報提供を受けたいとか、通信販売でのトラブルの解決に向けてアドバイスを受けたいといったもの、それから、健康食品について高額なので途中で解約できないか、解約するにはどうしたらいいかの相談など、本当に消費生活、購入契約の全般に関しての相談が多く寄せられており、それが大部分という内容になっております。

沼谷純委員（分科員）

今、幾つかお話しいただいたうち、例えば不審なメールとか電話は、結果的に特殊詐欺につながるような内容のものもあるような気が、私はしたのですが、それはさておいて、逆に言うと、買ってしまったものや契約してしまったものに関する相談もかなりあるという理解でいいのですね。

県民生活課長

解約をしたいとか、契約をどのようにしたらいいかとかをアドバイスしていく件数が、消費生活相談では上位に上がっております。

沼谷純委員（分科員）

県のセンターでは2,000件、全体で6,000件とありますが、こういった相談を受けて、解決で

きたとか、あるいは何か未然に防ぐことができた、つまり相談件数が何件かというよりは、そこから救済と申しますか、解決と申しますか、それができたかどうかというところが大事だと思います。その辺は最終のところまでトレースをかけていなければ、なかなか難しいと思うのですが、そういった把握みたいなのはできるもの、あるいはしているものですか。

県民生活課長

市町村の相談まではなかなか難しいのですが、県の生活センターで受け付けている相談に関しては様々な分析をしております、既にそちらも公表しております。令和4年度で申しますと、契約解除、返金になったもの、きちんと回復されたものは173件で金額は1,765万6,000円、それから法律に基づくクーリングオフという制度で解約できたものが35件で金額は668万9,000円、それから未然防止できたものは20件で639万4,000円と、生活センターではそういった分析をしております、センターの概要という形の統計で公表しているところでございます。

沼谷純委員（分科員）

今、数字を全部、足し上げてはいませんが、2,000件のうち173件、足していって200件ぐらいか分かりませんが、そうすると相談あったうちの10%ぐらいは何らかの解決、ゴールまで行ったけれども、残り9割は解決できなかったのか、追いかけれなかったのか、その精度も大事かと思うのですが、どうですか。

県民生活課長

前段の処理結果も当然、2,000件の分析をしております、令和4年度だと、助言をして自主的に交渉したもので408件ですとか、様々な情報提供が1,170件、困難事例につきましては、センター自らが事業者交渉を行って問題解決を図るケースがありますが、そちらが298件とか、そういった各処理結果の統計を2,000件分まとめて、併せて公表しているところでございます。

沼谷純委員（分科員）

確認ですが、先ほど、ほかの委員もおっしゃっていましたが、25市町村に全て、いわゆるセンターがあるということでのいいのですよね。

県民生活課長

消費者安全法に定める消費生活センターの要件を満たす相談窓口は市のみでありまして、全ての13市には置いてありますが、町村につきましては消費生活窓口という扱いになります。

沼谷純委員（分科員）

いわゆる法の要件に合致するセンターと窓口とで違うわけですが、そうすると市ではない町村の窓口

は、例えば機能的に何かできること、できないこととか、あるいは何らか県で補完をしなければならないような部分があるのか、そこを教えてもらっていますか。

県民生活課長

法の要件を満たす消費生活センターには、専任の消費生活相談員を置いておりますが、それを満たさない町村については、相談員のいないところもあり、その相談については行政の職員が対応している町村が大変多いと。件数はそんなに多くありませんが、相談があれば行政職員が対応している町村が多いものの、きちんと消費生活相談窓口を設けております。先ほど御説明したとおり、受けた相談につきましては、その相談窓口で対応する、解決することになりますので、専門の相談員がいないと解決もなかなか難しい面もあり、そういった町村については生活センターの助言、支援を受けながら、解決を図っているところがございます。

沼谷純委員（分科員）

これは、できるかどうかという話もあるのですが、振興局とセンターをオンラインでつなぐよりは、むしろそういった町村、専門の方がいないところこそ、オンラインでリアルタイムにセンターとつなぐほうが効果的ではないかという気がするのですが、そこはいかがでしょうか。

県民生活課長

委員おっしゃるとおり、今後の消費生活相談に関しましては、当然DXの技術を使った相談対応も全県の中で検討の一つに考えているところであります。そこは今後、希望する町村等が出てくる可能性もありますので、全県の消費生活相談窓口のDX化の中で検討していく事項かと考えております。

沼谷純委員（分科員）

あまり長々やってもあれですが、DX化というと非常に何か難しいことのようについ捉えられてしまっていますが、端的に言いますと、今ズームであれ何であれ、オンラインで誰でも、パソコンが向こうこちらに1台ずつあればつながるわけですので、DXという言葉を用いずとも、各町村の職員とセンターでパソコンをつないで会議をやったりオンラインで面談をすることは、すぐにでもできると思うのですが、それはいかがですか。

県民生活課長

センターに限らず、今後の市町村相談窓口の在り方を随時検討しているところでありますので、その流れの中でそういったことも検討事項の一つになるのだろうと考えております。

沼谷純委員（分科員）

こういった相談は、世代、年代を問わないかもしれませんが、どちらかというところ、やはり高齢者の方

が多いだろうと思いますし、そうすると今度は交通という意味でも、交通弱者というところも重なってくる場合もあります。市はむしろしっかりと自分たちでノウハウをためて、きちんと自己完結的にやってもらおうセンターになってもらいたいと思いますが、町村はそれはなかなかできない規模もあるでしょうし、そういうところをこのセンターがきちんとバックアップしていくことを、長い検討の時間を掛けずに、今、言ったような簡便な形ですぐできますので、それを是非お願いしたいと思います。

もう一つ確認ですが、集約されたセンターの、開いている時間は平日の日中だけですか、土日はどうですか。

県民生活課長

センターの開設時間につきましては、従来どおりでございます。

沼谷純委員（分科員）

従来どおりというところ。

県民生活課長

少々お待ちください。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

委員長（会長）

再開します。

県民生活課長

土日祝日を除く平日の9時から5時が受付時間でございます。

沼谷純委員（分科員）

各市町村は当然、平日の日中しか対応しないと思いますので、せっかくセンターに10名の体制をとられるのであれば、365日とは言いませんが、土日の対応ということもお考えにならないですか。

県民生活課長

全国的なDXの流れを今、国で検討していることでもございまして、そこで土日もやっている市町村に相談を回せるのではないかと国での検討事項もあるようですので、そういった国の流れを見ながら、県の相談窓口の開設の在り方を考えていく必要があるのだろうと考えております。

沼谷純委員（分科員）

また、DXという話が出ました。秋田県内で土日に開いている市町村の窓口が、もしないのだとすれば——今、現行であれば別ですが——そこに期待をするのではなくて、市町村では恐らく1人いるとかいないとか、そういうところがほとんどだと思います

すから、実施するとすれば、恐らく10名の体制とした県のセンターでしか土日の対応はできないと思います。国の動向もあるかもしれませんが、先ほどのオンラインでつなぐこともそうですし、センターの土日開設もそうですし、そこはあまりDXとか国の動向と言わずに、必要性があるか、効果があるかというところを県としてきちんと判断をしていただきたいと思います。これは、部長から御答弁をお願いしていいですか。

生活環境部長

県民の方々の利便性を図るために、先ほど言われた土日の相談体制というのも今後、検討していくべきだと思います。

加藤麻里委員（分科員）

私からも少しお伺いしたいと思います。

相談活動はこれからいろんな場面で重要視されてくると実感しているわけですが、生活センターの消費生活相談員は専門の相談員ということで、いろいろスキルや研修を積みながら頑張っていらっしゃる方だと思います。変な話ですが、お分かりでしたら、この10名の方はどういった雇用形態なのかということと、できれば性別はどのようにになっているのか教えていただけますか。

県民生活課長

現在、配置しています消費生活相談員につきましては、会計年度任用職員でございます。性別は、全員女性でございます。

加藤麻里委員（分科員）

全員女性で、会計年度任用職員ということでよろしいですか。

県民生活課長

はい、そうです。

加藤麻里委員（分科員）

様々な研修も行われ、スキルも積んで、相談員としてのノウハウ、またその中で改善に向けていろんなことを考えた場合に、会計年度任用職員となれば、正職員と違って、3年でという繰り返しの中で、できるだけ長く働いていただければ、それにこしたことはないのですが、その部分が個人的には非常に……。土曜、日曜の相談活動もするようになった場合なども考えたときに、しかも全員女性だと……。県としてもいろんな場面で、きちんと専門の相談員として、こういった方の雇用についても考えていただきたいなど私自身は思っています。全国的にそういった相談員は会計年度任用職員というのが、現実的にはそうかもしれませんが、なお一層、この事業がうまくいくためにも、この先のことを考えるとそう思いますので、要望としてお伝えしたいと思います。

委員長（会長）

ほかに、いいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で県民生活課関係の質疑を終了します。

次に、環境管理課関係の質疑を行います。

加藤麻里委員（分科員）

放射能の測定事業についてお伺いします。

ウェブサイト等で情報提供を行っていると思いますが、野生鳥獣のイノシシ、クマ、鹿とかありますが、こういったものの検体はどういった形で調べられることになるのでしょうか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時24分 再開

委員長（会長）

再開します。

環境管理課長

地元の方々が捕った肉を調べているということがあります。

加藤麻里委員（分科員）

よく農林水産委員会では、ジビエといった料理とかをもっとやったほうがいいのではないかとこの話が出るのですが、実際、現実的にこういったジビエの対象となるものが、どういった形で放射能濃度の測定の場に検体として持ち込まれるのかなと思いました。つまり、捕獲というのですか、その方が依頼すると常にこういった形で検査を、測定していただけるということよろしいのですか。流通している山菜等もありますが、そういったものもこちら側でお願いすると測定していただけるということでしょうか。

環境管理課長

捕られた方が希望した場合に調べるということがあります。

加藤麻里委員（分科員）

すると、山菜等もその都度、例えば平鹿地域振興局とかでしょうか、保健所でしょうか、そういった場所に持ち込んでお願いするということがよろしいのですか。

環境管理課長

山菜等の場合は、道の駅で売られているようなものを保健所で買ってきて調べることもあります。

生活衛生課長

食品の放射性物質の検査ですので、私が代わってお答えします。

27件の予定の検体は、全て保健所が抜き打ちで、流通している食品、特に山菜、キノコとか出やすい

ものを中心に検査し、野生鳥獣肉は自然保護課のラインで検体を採取すると聞いております。

ジビエに関しましては、現状、福島で事故が起きたときに、秋田県はイノシシがいまませんでしたので、秋田県ではイノシシは流通していない状態で、規制は実際にかかっているのですが、最近出てきましたので検査したところ、基準を超えるようなイノシシがいるということです。もし流通するとなった場合は、確実に基準を超えていないことを確認できる体制がとれてからでないと流通する仕組みを構築できないと。イノシシの場合ですが、そういう管理ができれば、解禁と言えば変ですが、流通可能だと整理をしています。

クマについては、福島で事故が起きたときにはいしましたが、検査しても基準を超えそうもないので、クマは放射性物質の検査なしで流通できるという整理になっています。

加藤麻里委員（分科員）

すると、今のお話だとクマは検査しているということですか。クマと鹿については、今、検査対象になっているということでもいいのですか。ちょっと最後の話が聞き取りにくかったのです。

生活衛生課長

クマ、鹿は、狩猟で捕れたものについては、自然保護課で計画を立てて検査をしています。それは、流通することが前提ではなく、いわゆる自分で食べることも含めて、実際どうなのかというモニタリングと言えいいのですか、どれぐらい放射性物質に汚染されているというか、そういうのが検出されるかを見るために自然保護課が実施しているということです。そういう中では継続してクマも鹿も同じように検査対象として検査していますが、イノシシに関しましては一回基準を超えていますので、本当に全頭検査でないと流通が可能にならないというのが現状でございます。

加藤麻里委員（分科員）

今、クマと鹿に関しては自然保護課でということでしたが、流通はさておいても、実際の数値としてはどうでしょうか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

放射能物質の検査につきましては、行政検査と自主検査の2つありまして、環境管理課で実施しているのは行政検査のことだと思っております。行政検査につきましては、先ほどから名前が出ている、狩猟したイノシシ、鹿、クマなどについては、年度、年度でどの獣種を検査するかという計画を立てて、その計画にのっとり地元のハンターから買い上げて、それを材料として検査をしているところであります。令和5年度につきましては、イノシシだけが行政検査をしております。クマにつきましては、こ

こ最近しておらず、令和元年度が最後と記録がございます。

このほかに、自主検査ということで、先ほど生活衛生課長からも説明があったとおり、県南でイノシシから基準を超える放射能が検出されたことがございますので、流通はしていないところですが、自家消費する場合に不安があるということで、平鹿地域振興局に計測器を移設しまして、不安がある方は調べていただいて、自家消費に向かってもらっているところです。実際は、平成30年度に3個体から基準値を超える放射性物質が検出されましたが、それ以降は基準値を超えた例はございません。

加藤麻里委員（分科員）

イノシシは基準を超えていたというお話ですが、クマに関して結構、自家消費されている方が多いのです。鹿はなかなか食べている人の話は聞かないのですが、クマ肉は食べたという話がよくあります。今回はイノシシだけだったようではけれども、是非そこら辺のところも行政検査の対象にしていただいたほうがいいのではないかと思います。どうですか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

これまでもクマについては検査をしてきたところですが、基準値を超えている例がないということ、多分、食性——食べる餌とかから起因する場合がありますと思うのですが、そういったことを考えると、これまでも基準値を超えた例があるイノシシを中心に検査をしていく計画を今、立てているところです。

加藤麻里委員（分科員）

やはり心配な場合は自主検査ということですが、例えばクマとか、そういったものについては、平鹿地域振興局とかに持ち込んで検査してもらえると捉えていいですね。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

平鹿地域振興局に検査機器をセットしておりますので、それを活用して自主検査は可能であります。

加藤麻里委員（分科員）

そういったことも是非、何かの折に広報などで伝えていただければと思います。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

狩猟者に対しましては、そういったことも周知をしておりますので、ハンターの方は御理解していると考えております。

委員長（会長）

ほかに。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

なければ、以上で環境管理課関係の質疑を終了します。

次に、八郎湖環境対策室関係の質疑を行います。

北林丈正委員（分科員）

説明資料13ページ（4）で調査研究等推進事業の新しい事業で「湖底耕うん」という言葉が出ていますが、これは今までやったことがなくて、今回これを新たに実験的にやってみようということでしょうか。

八郎湖環境対策室長

これまで行ったことがございませんので、初めて行う取組でございます。

北林丈正委員（分科員）

どの場所で、どのぐらいの面積でやるのか。あとは、耕うんの仕方も簡単に説明していただければと思います。

八郎湖環境対策室長

湖底耕うんは、湖内の底質を改善する取組の一つで、例えば抜本的な対策とすれば、しゅんせつとかもあるのですが、お金が掛かりますので、今回は湖底耕うんを用いるということです。来年度につきましては、いきなり湖の中というよりは、湖岸の消波工の中にたまったヘドロが堆積している場所につきまして、人力で、草などをかくレーキで、湖底を10センチ程度、耕うんします。狙いとしては、耕うんしたことで日光が湖底に入って、ヘドロを分解して底質の改善につなげたい。いきなり対策を実施しますと成果が分かりませんので、そういった底質がどのように改善されるかというデータをとるための調査を行います。具体的な場所としては、先ほど申したとおり、八郎瀨に消波工がございますが、そこでミニ八郎湖に見立てまして、まずはデータをとる取組を来年度、予定してございます。

【「何事か呼ぶ者あり」】

八郎湖環境対策室長

先ほど12ページの湖内浄化対策事業で、消波工への水生植物の移植等による植生回復の促進ということで御説明しましたが、これまでも整備しております消波工において、人力で湖底耕うんを行った前後の水質あるいは底質の状況がどうなるかということ、まずは調査しようということで行うものでございます。

狙いとしては、耕うんを行うことでヘドロの分解、底質の改善が図られる効果とともに、底質の環境を良くするというので、生態系の回復が見込まれるのではないかといたところもございます。

あと、八郎湖はアオコが発生しています。この調査の狙いとしては、アオコは水温が20度くらいを超えてきますと群体化して発生してくるのですが、水温が低い時期にこういった耕うんを行うと、こういった植物プランクトンの種類が優先化してくるかですとか、アオコが発生するようなラン藻類以外の藻類が増えてきて、アオコが発生する状況を防止で

きないかという狙いもありまして、まずはそういったところとつながるかどうか、データをとるのが来年度の調査内容でございます。

北林丈正委員（分科員）

すごく原始的な方法というか、なぜ今これやることになったのか。こういうのであれば、もっと前にやっけていてもいいような気がするのですが、なぜ今なのか。

八郎湖環境対策室長

先ほども言いました八郎湖の底質改善については、流域の市町村長等が委員となっている協議会でも、また議会でも、毎回のようにアオコ対策、底質のしゅんせつ等とかの抜本的な対策を考えるべきではないかという意見等がございました。そういった中で、しゅんせつについては、一過性の効果ですとか、費用対効果の面で課題が多いということで、対策はとっていないのですが、いずれ耕うんによる底質の改善を科学的な知見に基づきながら、学識経験者とも一緒に進めたいということでもあります。いきなり多額の事業費を投入して行うというよりは、まずは季節的にどういう種類の植物プランクトンが優先するかというようなことを、県立大でもこれまで調査しております。そういった知見を基に、実際に八郎湖を耕うんした場合にどうなるかということで、人力の耕うんをずっと続けていくというよりは、そこでどういった変化、効果が見られるかというところを確認していった中で、次に、例えば湖内で船舶による耕うんですとか、そういったことにつなげて、段階的にできないか、初めの調査を行うということで、今回要求したところでございます。

北林丈正委員（分科員）

ちなみに、この予算は、この656万円のうち幾らぐらいですか。

八郎湖環境対策室長

今回の湖底耕うんの基礎調査に関しましては、170万円ほどを予定してございます。

鈴木真実委員（分科員）

北林委員に引き続いて質問します。湖底耕うんについて、ちょっと驚きました。干拓されてから60年になっていて、この60年間に残存湖の環境も昔とは違ってさま変わりして、川から流れてくる伐木というのですか、木だとか下に埋まっているでしょうし、それから汚泥もすごいというのは、誰もが分かっていることです。周辺市町村の首長だけではなくて、住民の方々も大変な思いをしているし、災害に当たっても、あそこの湖底をきちっと整備することによって、集中豪雨による災害も防止できるのではないかと話までしている中で、原始的な方法でこの170万円という金額、根本的に、本当に県は取り組んでいこうとしているのかどうかと、今、

私は「おおっ」と思ってしまいました。

国要望も毎年されていますが、国からの回答について、県はどのように受け止めているのでしょうか。

八郎湖環境対策室長

先ほど申したとおり、今回170万円ほどの調査費を上げております。いずれこういったデータを確認しながら、第4期計画の策定にも入っていくのですが、そういった中で考えていけないかというところの、まずはデータをとることが目的でございますので、これで終わりということではなくて、次につけられるかという最初のところで、令和6年度は調査して、結果が出てくれば、また広げてつなげていきたいと考えております。まずは1点その部分でございます。

あと、国要望に関しては、なかなか直接的に支援を受けるような制度はございませんので、八郎湖の指定湖沼で、計画に基づいて対策をとっているようなところでも——2級河川の八郎湖でございますが——そういった支援制度の拡充についても、毎年要望はしているのですが、なかなか環境省で使えるような予算が組まれていないのが実情でございます。いずれ全部でなくても、モデル的に合致するような取組があれば、活用できるような形で要望はしているところでございます。

鈴木真実委員（分科員）

そもそも八郎湖が出来たときは、農林水産省がメインになってやっていたわけです。環境省の予算が少ないためというお話が今ありますが、農林水産省の八郎湖とか環境に対する考え方も是非、入れていかなければならないと思います。その辺については、秋田県のレベルにおいても生活環境部と農林水産部との間で、いろんな話し合い等は持たれているのでしょうか。

八郎湖環境対策室長

農林水産省の予算に関しては、御承知のとおり、対策としてはないですが、例えば大潟村の多面的機能直接支払でも、これまでも取組を行っておりますし、排水の面での整備といったところでも、農林水産省の予算が入っているところでございます。

あと、直接この事業で農林水産部と、というよりは、例えば農地排水負荷削減対策事業の中での無落水移植栽培を拡大していくといったところでは情報共有をしております。事業費の面でのといったところでのやり取りはないですが、八郎湖に対しての農林水産省サイドの予算も入ってといいますか、そういったものも使いながらの取組も行われてはいます。

鈴木真実委員（分科員）

昨年この委員会で、琵琶湖の視察をしてきました。琵琶湖もやはり大変なときがあって、アオコが出てくるとか、臭いも非常に大変だとか、水も汚れてい

る中で、あそこは何万世帯でしたっけ、一千何百万世帯に水を供給しているということで、バックにある背景は違うのですが、1兆円掛けて美化したという話があります。秋田県においても、大潟村、八郎湖については国策で取り組んだはずですよ。これについて、八郎湖環境対策室に全部を求めるのは酷かもしれませんが、ただ環境対策のためにずっと室が設けられて取り組んでいることを考えると……。今まで我々県議会としても、ずっと要望してきているのです。毎年何回もみんな質問したり。住民の感情は、本当に何とかしてほしいということ。

それから、去年の終わり頃、周辺市町村と関係機関との協議会があったときにも、神部副知事も出ていらっしゃって、調査については踏み込んだ対策をするというような発言があったように聞き及んでおりますが、それがこれなのかということで、もうちょっと踏み込んだ対策はできなかったものかと申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

八郎湖環境対策室長

まず、御承知のとおり、琵琶湖は国直轄であり、八郎湖は2級河川ということで、琵琶湖と八郎湖の対策も予算規模も全然違いますが、そこはお金というよりは、取組としてやっていくということはあると思います。

あと、さっき申しましたとおり、神部副知事が会長の八郎湖水質対策連絡協議会がございしますが、その中でも抜本的な対策を次の計画の前でもちゃんと考えていくようにとお話がありました。先ほどの繰り返しになりますが、いきなり対策というよりは、やっぱりバックとしてデータというか、そこら辺を確認しないとなかなか、これをやっていきますというようなこともございませんので、そこは科学的根拠を持ちながら、学識経験者や県立大で取り組んでいる成果等もありますので、そこら辺も交えて、実際に本当にやれるのかというところも見極めた上で進めていきたい。額的な調査費はこの程度の予算ですが、次を見据えてやっていきたいという思いでおります。

鈴木真実委員（分科員）

美しい八郎湖をつくるということで、「わがみずうみ」創生事業という名前が付いておりますし、それに合ったような対策を県としても一歩踏み込んで取り組んでほしいと思いますが、部長、いかがですか。

生活環境部長

八郎湖の対策につきましては、これまでもいろいろな事業を行い、学識経験者等も交えた上で検討してきております。ただ、いろいろと費用対効果等を考えて、できることをできる限りやるということで、現在の計画では、農地排水からの負荷をできるだけ

減らすというところに一番重点を置いて取り組んでいるところですが、今後、第4期の計画を作るに当たり、これまでいろいろと上がってきた対策についても再度検討して、できるだけ八郎湖がきれいになるような対策を、計画には盛り込みたいと思っております。

鈴木真実委員（分科員）

第4期湖沼水質保全計画ですよね。単純な質問ですが、第3期は令和元年度から令和6年度の計画であるのに、4期計画を立てるのに来年度検討して、令和7年度もまた検討して、令和7年度の末に計画が出来上がるという。そうすれば、令和7年度はどのように捉えたらいいものですか。14ページの解説です。

八郎湖環境対策室長

最終年度と次の年度と2か年で計画策定していくのですが、1年目は、先ほども申したとおり、シミュレーションの精度を上げるために、水質予測モデルの構築など、各データの整理を行ってまいります。令和7年度になるのですが、2年目に、令和6年度までの計画の評価、総括ですとか、前年度期間の実績を用いたシミュレーションを行うこととしております。そういったことも含めて、実施する対策の検討も行っていくのですが、そういった対策を講じた中で、水質の目標値ですとかも設定していくというような、シミュレーションを行ってまいりますので、なかなか単年度ではできないということで、最終年度の令和6年度で得たデータを含めながら、令和7年度に目標設定するというような流れでございます。

鈴木真実委員（分科員）

普通の計画やプランは、前の年度の最後に発表して、令和7年度から取り組むのが普通だと思うのですが、それができないということになりますか。

八郎湖環境対策室長

指定湖沼の指定を受けて、湖沼水質保全計画を策定しているのですが、環境省の定める基本指針がございまして、これにのっとって作っております。その中で、可能な限りの確に水質を把握して、予測して、計画を作りなさいということになっており、ある程度データに基づいたシミュレーションになりますので、単年度で計画の最終年度に立てるというような形ではなく、こういった対応も必要ということで、2か年にわたって策定しているところでございます。

鈴木真実委員（分科員）

終わります。まず、考えていただきたいと思えます。

委員長（会長）

ほかに。いいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で八郎湖環境対策室関係の質疑を終了します。

ここで、昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時15分とします。

午前11時55分 休憩

午後 1時12分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、生活環境部の議案に関する審査を行います。

初めに、温暖化対策課関係の質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、環境整備課、生活衛生課、自然保護課関係についての説明を求めます。

環境整備課長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

生活衛生課長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

生活環境部参事（兼）自然保護課長

【議案〔7〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの環境整備課、生活衛生課、自然保護課関係の説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は課ごとに行います。

まず、環境整備課関係の質疑を行います。

今川雄策委員（分科員）

2点ほどお伺いしたいと思います。

初めに、委員会資料18ページ、能代産廃の件ですが、次の19ページには特措法が終わり、新たな国の支援を得るという記載があります。いろいろと国の協力も得ながら進められると思いますが、今の状況といいますか、現状をどのように捉えていますか。

環境整備課長

能代産業廃棄物処理センターの現状については、これまで処分場の遮蔽壁の外の影響につきましては、3つの沢があるうち、1つの沢においてのみ、まだ環境基準をクリアできていない状況です。ただ、低減は図られておりますので、まず、今回の国から補

助を頂ける間で、何とか環境基準の達成に向けて取り組んでいるところでございます。

ただ、処分場の中には、依然として埋められたものがございまして、それは今後、維持管理等をしていかなければならないと考えております。

今川雄策委員（分科員）

今、現状をお聞きしたのですが、長い時間を掛けて原状の回復に近づけていく事業だと思います。今後、なかなかはっきりしたことは分かりにくい話だと思いますが、めどといいますか、始まりがあれば終わりがあるということで、どういうところまでの原状回復を目指して、どのくらいまでを想定しながら進めていくのか。ちょっと難しい話かもしれないけれども、今後、これからの、どのように考えるのか。

環境整備課長

処理センターの外に対する影響につきまして、国からの支援は特措法が終わってから5年間、長くて5年間やっただけの可能性が出ておりますので、その間に何とか外への影響は低減させて、環境基準をクリアさせたいと考えて、日々対策に取り組んでいるところでございます。ですが、先ほども説明しましたように、場内には依然として、これまで埋められた廃棄物がございまして。そちらについては、外界も影響がなくなって初めて、一般的にある産業廃棄物最終処分場の元の姿に戻る状況です。今後その中のものの安定化を図っていかなければなりませんので、いずれ維持管理はしばらく続けなければならないと考えております。

今川雄策委員（分科員）

委員会資料の21ページ、8番の新規事業、災害廃棄物処理計画の改定についてです。いろんな自然災害が増えたので改定するということですが、具体的に今までとこれからと、どういう方向を目指して改定をしていくのか、若干中身の部分について教えてもらえればありがたいのですが。これからだと思えますけれども。

環境整備課長

災害廃棄物の処理計画の改定については、昨年7月豪雨を受けまして、それに伴った課題等も見えてきた状況でございます。やはり災害廃棄物処理は主体的に市町村で担うことになっておりますが、市町村職員の人員の関係、専門的な人員がなかなかいないというところがあるので、スキルアップとか、初動体制の構築の仕方とか、あと今回の秋田市豪雨を経た戸別回収という、これまで計画に盛り込んでこなかった部分の検討をしながら、改定をしていきたいと考えております。

今川雄策委員（分科員）

いろいろな災害が増えているという状況で、人手、

人材の育成という大きな観点があると思います。それぞれの市町村の部分ですけれども、各市町村のいろいろな決まりがあると思いますが、統一した方向で、例えば県が主導し、市町村を巻き込んで、同じ方向を向いてこれからも変わりなく行っていくという認識でよろしいですか。

環境整備課長

委員おっしゃるとおりですが、今回の計画改定の内容は、市町村における個別の処理計画にしっかりと反映できるような中身にしていきたいと考えております。

加藤鉦一委員（分科員）

海岸の漂着物は、去年は幾らでしたか。

環境整備課長

昨年度、令和4年度となりますが……

【「5年度でなく」と呼ぶ者あり】

環境整備課長

今年度……

【「今年は5年度、去年は令和4年度」と呼ぶ者あり】

環境整備課長

令和4年度、昨年度の実績となりますが、海岸20区域におきまして553.91トンの回収となっております。

【何事か呼ぶ者あり】

環境整備課長

予算ですか。

【「金額のほうね。今、量で言ったからね」と呼ぶ者あり】

環境整備課長

国の令和4年度2月の補正等も含めまして、令和5年度が総事業費、当初予算で8,440万7,000円で、令和6年度は8,064万4,000円となっております。

加藤鉦一委員（分科員）

分かりました。去年とほとんど変わっていないということですね。

それで、重点地域の海岸漂着物回収事業は、どのように決めているのですか。海岸ですから、海岸エリアの市町村になるのでしょうか。手挙げですか。

環境整備課長

県内の沿岸部を22の区域に分けていますが、14の県管理の海岸となります。それと県管理の3つの港、あと5つの漁港を重点区域として設定し、回収事業をやっています。主に県の河川砂防課、水産漁港課で事業を組んで行ってもらっているほか、市町村単独でもエリアなりで海岸の漂着物の回収等を行ってまして、そちらに対しても県で予算を見ている状況でございます。

加藤 鉦一委員（分科員）

やっぱり県と市町村が一体的に、県民を巻き込んで事業や催しを行っているところもあるのですけれども、市は市、県は県でなくて、ボランティアを含めて、市町村と一体的に、連携して行うという方向が大事だと私は思うのですが、その辺りはどのように考えてますか。

環境整備課長

こちらの海岸漂着物の事業を行うに当たっては、市町村、県の関係各課、あと今年度から、国の能代と秋田の河川国道事務所にも委員として出てもらって、協議会形式で事業報告や毎年の方針等を決めて、活動を行うこととしております。連携はさせていただいているところです。

加藤 鉦一委員（分科員）

それで、ごみ自体は海外から来るもの、あるいは災害等で一気に海に流れるとかいろいろとあります。最近是全体的に少し少なくなっているのかなと思うのですが、その辺りはどのように把握していますか。

環境整備課長

明らかに少なくなっているという傾向はなかなか見受けにくいのですが、かといって極端に増えているという状況でもなく、どちらかという横ばいという状況です。国の調査によれば、海外から来るものも確かにあるのですが、やはりその地域の内陸部、河川等を通じて漂着、流れ着いてくるものが8割ぐらいあると言われております。そういう中で、協議会でも県内の全市町村に参画していただいて、その事業についていろいろ取り組んできているところでございます。

鈴木 真実委員（分科員）

資料の21ページで、(9)番に浄化槽台帳システム化事業があります。この新規事業は何のために設けられたのか、教えてください。

環境整備課長

浄化槽を所管する法律、浄化槽法という法律がございますが、その令和2年度の改正におきまして、浄化槽台帳の整備が義務化となりました。これまでの県の状況からいきますと、平成元年度の頃から県の職員、保健所職員向けの指導要領の中に浄化槽台帳の規定も盛り込んで、浄化槽の届出が来れば、浄化槽台帳を付けるようにと行ってきておりました。市町村の権限移譲等もありまして、今17市町村に権限移譲で浄化槽事務が下りているわけですが、保健所ベースの台帳を市町村等に下ろして、今のところ運営しております。

ただ今回、令和2年度の改正で義務化になり、しっかりやりなさいということと、今のDXの流れではございませんが、デジタル化して、しかも浄化槽につきましては届出があって、その後の維持管理情

報——浄化槽の中の清掃はいつ行ったかとか、車と言えば定期点検に当たる保守点検がいつ行われたかとか、車検に当たる法定検査をいつ行ったかというようなものをデジタル化によって一元管理していこうとするものでございます。

鈴木 真実委員（分科員）

合併浄化槽など、いろいろと浄化槽はありますが、例えば地震だとか集中豪雨のときには、浄化槽が下水道よりもいい働きをするというような情報があるのですが、それについて教えていただけますでしょうか。

環境整備課長

浄化槽につきましては、各家々の近くの敷地内に設置しておりますので、各家々の生活排水、トイレから流れる配管の距離が処理施設まで短いということで、地震による影響が少ない。

一方、下水道になりますと、終末処理施設まで汚水を運ばなければいけない。そちらについて導水の管がかなり長くなると地震の影響を大きく受けてしまうということで、浄化槽が震災等に強いといういわれとなっております。

鈴木 真実委員（分科員）

県内には、この浄化槽はどのくらいあるものですか。パーセンテージ的には。

環境整備課長

現在、県内に7万基ほどございます。

鈴木 真実委員（分科員）

7万基といたしますと、イメージ的には全体でどのくらいカバーされているものですか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後2時00分 休憩

午後2時01分 再開

委員長（会長）

再開します。

環境整備課長

浄化槽だけのデータはないのですが、全県におきまして下水道や農業集落排水、その他集合施設における排水処理、水処理施設を含めまして、水洗化率、要はトイレが水洗化になっているかどうかの率ですが、令和3年度のデータで恐縮ですが、秋田県が82.6%をカバーできている状況となっております。

鈴木 真実委員（分科員）

災害に強い浄化槽だということでの私の質問でした。それも含めて、台帳をシステム化するという、DX化することでありましたので、理解しま

した。

沼谷純委員（分科員）

私も今川委員と同じところですが、もうちょっと詳しく教えていただきたいなと思ひまして。

先ほどの能代産廃の御説明の中で、2つのお話があったと思っています。1つは、外側の3つの沢のうち、まだ1つが環境基準をクリアできていないので、そこをクリアしていくことが必要だということと、もう一つは中のところの無害化と言うのか、安定化と言うのか分かりませんが、そこまでは管理していかなければいけないと、2つのお話があったと思います。まず1つ目の3つの沢のうちの1つの環境基準を下げる、クリアしていくためには、何をやっていくことになるのですか。

環境整備課長

これまで3つの沢に、処分場からの影響と思われる水がしみ出しております。「にじむ水」と書きますが、浸出水と呼ばれるものがございます。集水ピットを造りまして、そちらに集めるようにしております。そこをくみ上げて、場内にある浄化施設、オゾンで処理します。補足ですが、環境基準を超えているのは1,4-ジオキサンという物質だけで、ほかの環境基準項目はクリアしているのですが、そのクリアできていない1,4-ジオキサンの処理施設、対策として、オゾン分解、オゾンで処理するものを設置しております。それで処理をして、しみ出たものを回収して処理をして、繰り返ししていくことで、今、処理水については、能代市の御協力を得ながら、下水道に放流させていただいているところでございます。

沼谷純委員（分科員）

今クリアできていないものも含めて、3つの沢とも同じ形で今やっぺらしているのだと思うのですが、そのうち1つが今の方法でやっぺらしているけれども、まだクリアできていないということでしょうか。それとも、今の御説明のとおりやり方が、これから何か追加するとか、そういうことですか。やっぺらしているけれども、まだクリアできていないということですか。

環境整備課長

3つの沢ににじみ出るもともとの濃度が違っております。今一番影響あるところは、やっぺら高かったと考えられます。その中で、今1,4-ジオキサンを処理できる最有力の装置がオゾンの処理でございます。それ以上のものが今のところ出ていない状況で、オゾンの処理施設を使って低減を図ろうとしております。くみ上げる量とかを調整しながら、確実に低減はしてきているのですが、環境基準すれすれのところを落とす、ごく微量のところを落とすのがなかなかちょっと……。これは、どの水質項目にも同じことが言えるのですが、なかなか難しいところ

があるので、地道に時間と労力を掛けて、くみ上げて、オゾンで処理していきたいと考えております。

沼谷純委員（分科員）

素人的ですが、つまり今やっぺらしていることを継続して、時間をさらに掛けていくことでクリアするとうか、ある一定の基準値をクリアできるようにしよう。新しい対策とか追加の設備を入れるということではなくて、何年掛かるか分かりませんが、今のことを時間を掛けてやっぺらしていけば、いずれクリアするというお話でいいですか。今そう受け止めたのですが。

環境整備課長

その方法でクリアできる見込みでやっぺらしております。

沼谷純委員（分科員）

そうならば、今この汚水処理の維持管理で大体1億5,000万円の費用を見ているのですが、何年間か分かりませんが、先ほどの御説明のとおり、その沢が3つともクリアし、外側の問題が解決すると、維持管理費用は年間どのぐらい下がるのでしょうか。

環境整備課長

場外と場内と一緒に計算しておりますので、明確に分けていないのですが、場外分が少なくなれば、当然予算的には減るものと思われまます。逆にといいますか、場外の影響がないことで、普通の処分場に戻るので、国の支援もなくなるという見込みでありまして、5年間に受ける支援の中で何とか低減を図って、クリアに向けて今、進んでいるところでございます。

沼谷純委員（分科員）

今、私がそれをお伺いしたのは、まさに、まだ国の支援が3分の1あるとして、5年あるいは7年がたったときには、もうこの3分の1がなくなると。なくなったときに、まだこの維持管理費1億5,000万円が変わらないのであれば、単純に県の持ち出しでずっと1億5,000万円あるわけですよね。ですので、その見立てをちょっと伺いたかったのです。回りくどくてすみません。要は、国の補助があるうちに外側の問題をクリアしたとして、その後の予算的な経費とかがどうなっていくのかということです。

環境整備課長

今、明らかに国で支援していただいている5年の期間で、何とか低減に向けていきたいと考えておりますが、それと並行いたしまして、県の財源を持ち出しするのは、ちょっとどうかなというところもありますので、まず国には5年以上支援していただけないかということで、引き続き要望等はしていきたいと考えております。

沼谷純委員（分科員）

そうすると、お願いなわけですね。ずっと経年で見ていませんが、私は毎年1億円とか1億何千万円という経費がずっと掛かってきたような記憶があるのです。突発的なメンテナンスとか追加の調査ということのを別にすれば、通常の維持管理で毎年、1億何千万円とか掛かってきている。そんな気が私はしています。今のお話のとおりだと、外側の対策が終わっても、中の対策が、対策というか安定化。ずっと国の補助金があればいいのですが、なくなったときには持ち出しが増えると。よって、維持管理費のコストが下がらない限りは、どこかの時点で持ち出しが増えることになるのではないかと考えての質問だったのですが、その見通しをもう一回教えてください。

環境整備課長

ちょっと今、明確な数字がないのですが、先ほど場外分を分けて積算というか、その分で減る分と全体に係る費用を比較してみて、委員おっしゃるとおり、持ち出しが今以上に増える可能性があるのかなと考えております。その辺も踏まえて、今後その方向性なり、対応を決めていかなければならないと考えております。

沼谷純委員（分科員）

中の安定化という説明が先ほどありました。中にはいまだドラム缶というか、そういうものが埋まっているわけですが、このままずっと10年、20年と安定化、あるいは害がないものになっていくのを待つというか、維持管理という言い方でやっていると。そうすると、何年掛かるか分かりませんが、安定化にはどのぐらい掛かる見通しですか。

環境整備課長

いつ頃ということでしょうか。

沼谷純委員（分科員）

はい、そうです。

環境整備課長

今、正直、何年までという形でお答えできるような状況ではないのですが、いずれ今ある処理施設を使いながら、場内についても現在、浄化を図っておりますし、今後、場外の影響がなくなったとしても、当面の間は場内の浄化処理を続けていかなければならないこととなります。施設等も整備して、修繕なり更新なりの問題も出てくることとしますので、その辺も踏まえまして、今後の対応を検討していきたいと考えております。

沼谷純委員（分科員）

すぐにはできないことだと思うのですが、県として億単位の一般財源が毎年使われていくのに、安定化はいつになるか分からない、あるいはこの先財源的にどうなるか分からないと。そのような見通しが分からないままに、まず取りあえず処理はしてい

なければいけない状況がずっと続くのは、私自身はあまり良いことだとは思っていません。見通しを持つのは難しいかもしれませんが、何らかの中長期のプラン、施設の維持修繕ということも必要でしょうし、大規模修繕も必要になるでしょうし、ロングスパンになりますが、そういった見通しをどこかで持っておかないといけないのではないかと考えておりますが、部長、そこを最後、御答弁頂けますか。

生活環境部長

この件につきましては、私も担当してきましたが、なかなかいつまでというお話はできないと、ずっと言っております。それができなれば、いずれコストをできるだけ下げていく必要があるのだろうと。いつまでも同じコストを掛けて処理しなければならない——処理はしなければならないのですが、コストはやはり減らす努力をする必要があると考えています。実際、処理する水量が減れば、処理施設の稼働率等ももちますので、現在、使っております施設を、例えば2つ使っているものを1つにするとかといった工夫をしながら、原因者がもういない処分場ですから、県がどうしても管理しなければいけないのですが、コストを下げる努力は、今後も引き続きしていきたいと考えております。

沼谷純委員（分科員）

あともう一つ、別の項目になります。

先ほど、災害廃棄物処理計画の改定で、戸別回収という新しい要素があったという話がありました。この計画そのものの話になるかどうか分からないですが、去年7月のときに、秋田市であれば、いわゆる廃棄物を回収することに、やむを得ないのですが、非常に時間が掛かったという状況がありました。市町村を越えた広域処理もできたと思うのですが、あのとき秋田市あるいは五城目町では、そういった広域処理をしたのでしたか。

環境整備課長

秋田県産業資源循環協会の協力も仰ぎながら、五城目の廃棄物等を広域的な処理をしていると。広域処理というか、失礼いたしました。今回の災害廃棄物につきましては……。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後2時16分 休憩

午後2時16分 再開

委員長（会長）

再開します。

環境整備課長

産業資源循環協会の協力の下、例えば五城目町の

災害廃棄物につきましては、秋田市のユナイテッド計画の焼却施設に持ってきて、処理をしております。男鹿市につきましても、ユナイテッド計画に一部持ってきているということで、一定の広域処理はとってきたところでございます。

(※83ページで発言を訂正)

沼谷純委員（分科員）

受入れ可能だった企業が非常に思いを持ってやってくださったことは私も承知しているのですが、ここであんまり詳しいことは言えないですけども、要は、県とすれば市町村からの要請があれば、広域処理という調整をして、秋田市のものをほかの市町村でとか、あるいは五城目町のものをほかの市町村でとか、そういう行政的な調整をかけられたタイミングもあったと思うのです。僕の記憶では、秋田市側からの要請がなくて、そういう広域調整には至らなかったと記憶しているのですが、それは認識が違いますか。違いを教えてください。

環境整備課長

県としましては、7月の豪雨災害のときに、秋田市からの要請なり連絡なり、もう少し早くしていただければ、産業資源循環協会への手配等ももっと早くできたのではないかと、後の反省ではございますが、そういう思いはございます。

それとあと、すみません、先ほどユナイテッドのお話を……

委員長（会長）

ちょっと中を詰めて。

生活環境部次長（古井正隆）

災害廃棄物の処理につきましては、秋田市であれば、秋田市が処理の実施計画を策定して処理することになりますので、市の判断で実施計画を作る段階で、市の処理能力、民間の処理能力を含めて、それでもほかの市町村などにお願ひしなければいけないという判断であれば、当然県にも要請があって、調整することになるかと思えます。昨年の豪雨の際には秋田市で、自分のところの処理施設、それから域内、市内に災害廃棄物を処理できる業者がいるということで、その中で処理できるという判断の下に実行されたと理解しております。

沼谷純委員（分科員）

もう一つ別の話です。あのときは自衛隊も最初の頃に入ったと記憶していますが、あれは県からの要請、あるいは秋田市から県が要請を受けて、県が自衛隊に要請したということでしたか。そこももし分かれば、分らなければ後でもいいです。

環境整備課長

自衛隊を呼んでほしいと言ったのは、秋田市長と聞いております。市から県に要請があって、自衛隊の直接の依頼は県がしています。

沼谷純委員（分科員）

何でこれと話したかという、この計画改定は是非、行っていただきたいのですが、今のように、役割としては、市町村が主になってやらなければならない部分が多いわけです。ただ、こういった広域調整とか自衛隊ですとか、どうしても県がそういった役割を担わなければならない部分もあるでしょうし、私の個人的な思いとしては、別に秋田市に限らず、災害時、その市町村が全ていろんな動きを適時適切にやればいいのですが、やれなかったりして、後から反省という話が出てきます。そういった際には、県側がこれはどうなのだということで、むしろ広域調整をやるべきではないとか、やりましょうとか、そういう部分で、県が市町村の要請を待つだけではなくて、そこは県が主導するような役割が、この計画の中にあってもいいのかなと思ったものですから伺ったのですが、そこはどうでしょうか。

環境整備課長

今後の計画策定作業において、その点も踏まえまして検討させていただきたいと思えます。

それと、すみません。先ほど広域処理の関係で、五城目町の災害廃棄物をユナイテッドに持ってきた件でございますが、ユナイテッドでは中間処理、焼却なりの処理をしたその残渣は、最終的には当該区域の五城目町の最終処分場に行って、埋立てをしているということで、最終的には五城目町で処理をしたという形になっております。失礼いたしました。

(※82ページの発言を訂正)

委員長（会長）

いいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で環境整備課関係の質疑を終了します。

次に、生活衛生課関係の質疑を行います。

北林文正委員（分科員）

阿仁熊牧場活用推進事業についてお聞きします。

まず昨年、あのおりクマの被害がたくさん出たこともあって、くまぐま園の入園者も減ったという話を新聞で読んだような気がするのですが、クマ被害とくまぐま園の入場者の関係とか、もし分かったらその辺を教えてください。

生活衛生課長

今年度の入場者数が1万1,000人と、リニューアル後、一番少なかったです。クマの出没が多いせいではないかという方もおりましたが——その前に死亡事故があった年もあったのですが——実際はそういう影響より、5月のゴールデンウィークの入場者が、今年度、すごく少なかったということ。園長いわく、子グマが生まれないと、どうしてもゴールデンウィークにお客さんが来てくれないという事

情がありました。その後、9月、10月の紅葉シーズンに、紅葉のパターンがずれたのか、例年、秋田市からの来園者が多いのですが、秋田市の大雨災害でレジャーに行く方が減ったのか、そういう影響のほうが大きく、秋に回復できずに、リニューアル後、一番少ない入場者数になったのかなと。ニュースで毎日クマを見ているから、わざわざクマを見に行かなくてもいいのではないかという人は、実際はそんなにいなかったのではないかなと思っています。

北林丈正委員（分科員）

いずれ、くまくま園で鹿角のヒグマを引き受けたのですが、10年たってヒグマはそこでの繁殖はなくて、死ぬまでそこで面倒を見るという形だと思うのですが、最初に何頭入って、今は何頭いるか分かりますか。

生活衛生課長

八幡平からヒグマを19頭移送しました。現在は15頭おります。

【「そんなにいるのか」と呼ぶ者あり】

生活衛生課長

環境がいいせいか。

北林丈正委員（分科員）

そうすると、みんな10年以上はたっているわけですから、あと長くても5年、いくら長くても10年以内にはヒグマはいなくなるということですね。

生活衛生課長

20歳ぐらいをめぐりと思いつつも、予想以上にかなり高齢のクマもいます。ただ、移送された時点で、一、二歳の若いヒグマもいましたので、10年たっても十何歳ですので、まだ10年以上は、簡単に言えば平均寿命というか、寿命がありますので、すぐにはゼロ頭になるような状況ではないと考えています。

北林丈正委員（分科員）

クマを殺すことに批判がいろいろとあったり、あとどうしても親を捕まえて、子グマだけ残されるのか、いろいろある中で、こういう施設があって、多少利用できる時もあると思うのです。そういう利用については、地元の北秋田市との話にもなるのでしょうけれども、県としてはいずれ空いてくるヒグマがいたところを、今後、どう利活用していくか、その辺についてはどのようにお考えですか。

生活衛生課長

ヒグマを引き受けてもらうことから、県で利活用を一緒に行っていく事業に取り組んでいるところですが、ヒグマがいなくなった時点で、取りあえずいったん、県の責任と言えいいのですか、引き取ってもらった責任は終了するのかなと考えていますが、その後も北秋田市はツキノワグマを中心として、熊牧場の運営をしていくことになるかと思っています。

もともとこの阿仁熊牧場が出来た経緯は、やはりはぐれた子グマを収容するとか、そういった気持ちが集まって出来たとも聞いておりますので、そういった活用は全くないわけではないのですが、引き取った後もずっと何十年も面倒を見なければいけない。今、子グマを殺したらかわいそうだからと全部引き受けた場合、北秋田市として費用的な問題もあるので、結局全部は引き受けられないという状況が現実でございます。

そういったこともあり、引き続き、ひぐま舎は残るわけですので、その活用の仕方も含めて、これから頭数が減ってきたところから、北秋田市と一緒に考えていければと考えています。

北林丈正委員（分科員）

前にも話しましたが、今度、環境省でも予算を付けて、クマの生態調査をやりますし、冬眠の仕組みについてもよく分からない部分があったりとかいろいろとあるし、せつかくの施設なので、是非、県としても前向きにこの施設を活用して、様々なクマの問題について役に立てるように利用したらいいのではないかと思います。最後にもしあつたら。

生活環境部長

今後の活用につきましては、研究等も含めて、北秋田市と相談しながら検討していきたいと思っております。

佐藤正一郎委員（分科員）

23ページに小規模分散型給水設備導入可能性調査がありますが、県内でも実際、上水道が引かれていないところが結構あります。へき地なんかは特にそうですけれども。そういった中で、水道管を引っ張っていかなくても、その地域の中で小規模でもこういう導入ができないかということで、大変良かったと思うのですが、この調査は具体的に、どういったところで、どういうことをまずはやることにしていますか。

生活衛生課長

水道の管路の更新がこれから迫ってきます。2キロ離れた先に2軒しかないとすれば、キロ1億円と言われる更新費用を2軒のために2億円となり、これはちょっとあんまりだろうということで、代替方法はないかということの一つの考え方として、水道の事業に、この調査事業を組み込ませていただきましたが、おっしゃるとおり、水道未普及の方も当然のことながら扱える仕組みでございます。

今回想定しているものは、水源、いわゆる原水と言えいいですか、もととなる水がなくても、1軒1軒で自立して安全な水を使うことができないかと。これがうまくいけば、極端に言えば雨水を種水に、仮に1か月雨が降らなくても水を繰り返し使っていくことができるという仕組みを想定しております。これがうまくいけば、当然災害にも対応できますし、

水源にもよらないと。

ただ、この仕組みは、まだ実際に商品が売られているわけではないですので、繰り返し使うことに対する利用者の抵抗感だとか、寒冷地だとか、そういったところも含めて、来年度、実証を実際の場面でもらって、実験がうまくいったら、市町村にこういうものを水道代替もしくは未普及のところに導入したらどうでしょうかという提案をしていきたいと考えています。

佐藤正一郎委員（分科員）

私の住んでいるところもへき地で、上水道が来ていなかったのので、集落のみんなで協議をして、簡易水道を造って、今、実際にやっていますけれども。今どこの世帯も水はあるわけです。だから、そこのうちがあって生活ができてます。でも、やっぱり水質とか、安定した水量を供給していくには、何らかのこういう仕組みがあればいいと思うので、循環も一つの方法ですが、実際は井戸だとか沢水だとか、何らかのいろんな形で皆さん、特にへき地は水を活用していますので、今回の可能性調査も……。確かに水道管が老朽化して替えていくときに、離れたところに持っていくのに、市町村も更新にお金が掛かって今、悩んでいるところですから、非常にタイミング的にもいいと思うので、是非ともそういったことと、実際に水道がまだ普及していないところでの利活用についても、幅広く調査していただきたいと、期待しておきます。

委員長（会長）

いいですね。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で生活衛生課関係の質疑を終了します。

次に、自然保護課関係の質疑を行います。

加藤鉦一委員（分科員）

ツキノワグマ被害防止総合対策事業についてです。マップシステム開発事業もありますが、まずはモニタリング調査についてです。

令和元年にもやっていますよね。3年間にわたってモニタリングしています。その後、令和2年に2,800頭から6,000頭の推定がされるということで、4,400頭という数が出てきているわけです。令和2年に発表してから、その後はモニタリング調査はしておらず、目視ではやっていると。その辺りはどうでしたか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

カメラトラップ調査は、平成29年度から令和元年度までの3か年で調査をしまして、令和2年4月時点で推定生息頭数2,800頭から6,000頭、中間値で4,400頭と公表しております。

その後、カメラトラップ調査は実施しておりませ

んが、従来からやっておりました目視によるクマの生息調査を継続して行いまして、増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのかという傾向を把握しておりました。その結果でいくと、ほぼ横ばいという調査結果でありました。

加藤鉦一委員（分科員）

ですから、今データを見ていますが、平成29年で2,300頭と推定しているわけです。平成30年で3,700頭で増えているのです。次が4,400頭となっています。その後3年ぐらい目視でやっているけれども、今、課長がおっしゃったのは、全く変化ないのではないかと推測しているわけです。ところが、実態は増えているから、去年のようなことが出てきていると。3年間のブランク。カメラトラップの予算が今、またやるということで提案されています。まず、このカメラトラップで、もう一回調査するのは、生息数がどのくらいいるかを把握しなければいけないということが原点にあるわけですが、エリアとしても同じ、それから個数も同じと、前と同じ形でやるのですか。どのようにしてやるのか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

前は、3か年で7地区で実施をいたしました。当時、調査といっても、全県で網羅的にできることではないので、どこを調査すれば代表性があるかということも兼ねて調査をしたところでした。今回、来年度は3地区を調査するというので、調査する地区数は少し縮小して行うという考えであります。ただ、同じ地区で行う場合につきましては、前回カメラを設置したところなるべく変えないで調査を行いつつ、前回との比較ができるように進めたいと考えております。

加藤鉦一委員（分科員）

今、課長が言ったように、同じところでやったほうがいいのです。書いているとおり、3地域に調査カメラ120基、前回もこのくらいで。やっぱり同じ地点で行ったほうが推測が付きやすい。いつも言うけれども、自然保護課だから保護ということでまだ弁明が立つが、今年度のようなことがほかの地域でも、全国的に起きてきている中で、やっぱりこれはしっかり精度が高くなるように調査をやってもらわなければいけない。全く同じような形で、何だっけ……

【「ツキノワ」と呼ぶ者あり】

加藤鉦一委員（分科員）

ツキノワをまた同じようにやるのでしょうか。学にもいろいろ聞くんでしょうけれども、同じような形で行うのですか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

前回監修をしていただきました県立大学の先生か

らも、カメラを設置する場所につきましては同じようなところで行って、対比ができるようにしたほうがいいと。ただ、調査を実施する地区については、前回、どこで行うと県の代表性があるのかということが分からなかったため、少し網羅的に行ったため、地区は絞ってもいいだろうという御意見を頂戴しております。そういったことで、来年度は3地区で、カメラにつきましては1地区で平均すると大体40台平均にはなりますが、3地区で120台設置をして、調査をしていきたいと考えております。

加藤 鉦一委員（分科員）

令和6年度はいつ頃やるのか。前にもカメラトラップをやっているわけです。大体、9月頃とかですか。同じようなやり方でやって、その結果が出るのはいつですか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

現地の調査は、6月から8月を予定しております。秋になりますと、どうしても秋の実なりによってクマがいる場所が変わってきますので、あまり影響がない時期ということで6月から8月を予定しております。

前回、平成29年度から令和元年度まで3年間、調査をして、その年度、年度で中間的な数字を公表しておりましたが、これは科学的に考えるとあまりいい方法ではないと思っております。7つの地区を調査する予定であれば、きちんと7つの地区を調査した上で推定して、数値を公表すべきと考えております。

今回につきましては、令和6年と令和7年の2年間掛けて調査をしたいと考えております。推定値は、令和7年度調査が終わって、数値の整理が終わった後に公表したいと考えております。

加藤 鉦一委員（分科員）

令和7年と2年間、2回やるということですか。2年間にわたってやるということでもいいわけですね。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

はい。

加藤 鉦一委員（分科員）

では、これは令和6年度だけの予算で、令和7年度はまた別に計上するという考え方でいいのですか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

令和7年度も調査を実施することで予算を計上していきたいと考えています。

加藤 鉦一委員（分科員）

さっきも言ったように、課長は令和元年度の4,400頭は、2,800頭から6,000頭の間をとった4,400頭だから、その後3年間、ずっと横ばいだとおっしゃっているが、私はどう考えても里山にクマは着実に増えていると思います。だから今年度のような動きが出てきている。ですから、

やっぱり調査をきちんと行って、絶滅する可能性のある種ですから、保護は大変大事だけれども、ほかの県と比べて生息数が4,400頭と多いのです。各県でも同じ調査で参考の生息頭数を出しているのではないですか。青森県は千二百何十頭、多いところでは岩手県で3,400頭です。あと2,500頭とか1,600頭。それで秋田県が4,400頭と出ているのです、同じ時期に。ということは、絶対数が間違いなく——私は、保護という視点で考えても4,400頭ぐらいが多いと捉えるべきではないかと思うのです。出てきた数値は適正だと言うかもしれませんが、ほかの県、例えば岩手県はエリアがもっと広いではないですか。山形県も秋田県と同じくらいだけれども、秋田の4割、5割しかいない。秋田だけ突出して多いから適正だというのは、幾ら自然保護だとしても、根拠が薄過ぎるのではないかと考えるわけです。やっぱり課長、県民の皆さんも今年、大変大きな事故に遭ったりしていますから、保護は保護としても、きちんと上限数の県の考え方を整理すべきではないかと思うのです。2,800頭、6,000頭の間が4,400頭だと単純にするのではなくて。保護の視点であっても、秋田県が余計でいいのかということです。調査をやる以上は、その辺りもう一遍考えてほしいのだ。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

今年度の状況につきましては、科学的なデータではないですが、山に入る方からは、山の奥のほうにはクマがあまりいなかったというような話も聞きます。山の実なり方が大分、ブナだけではなくて、いろんな種でなりが悪かった関係で、餌を求めて行動範囲が広くなり、里にも出てきたということが今年度の状況だったと考えております。

個体数だけの問題ではなくて、生息する場所がやはり問題だと思っています。人の生活圏、人里周辺でクマが定着してきた、増えてきたのが実態としてあるかと思しますので、そういったところを改善して、クマと人のすみ分けをしていきたいと考えております。

加藤 鉦一委員（分科員）

ですから、そういう関係の予算もいっぱい出せますよね。

それで、もう一つ、マップシステムを新しくするというので、もう債務負担でもやっているのでしょうかけれども、実際、部長は前に、市町村はこれに一本化するよう要望したいという話をしていました。その辺りは了解というか、それを踏まえてのことですか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

システムの開発に当たりまして、市町村に個別に職員が訪問して、現状のシステムの概要であるとか、

協力してもらいたいことをお願いしてまいりました。その後、文書でも協力要請をお願いしまして、今まで回答がないところが2つ、あと職員の体制もあって、すぐには対応できないところが2つあって、まずは21市町村からは協力できるという回答を頂いております。

今後システムがさらに具体的に出来てまいりますので、その都度、情報を説明し、また協力要請をしながら、全ての市町村に参加いただけるようにシステム構築をしていきたいと考えております。

加藤 鉦一 委員（分科員）

昨年12月議会から今議会にかけて、様々クマの問題について、総括審査や一般質問でも出ていましたが、知事が答弁で、クマが出たとき、その市町村エリアの防災無線でやるのが一番いいと言っていましたよね、当面の話で。私も正直なところ、「危険だよ」「出ました」「大変危険」「可能性がある」と防災無線が一番いいと。ただ、それは県のシステムではないわけです。けれども、そういう防災システムがあるエリアであれば、情報としては一番早いですが、そういうエリアでできることはエリアでもやるべきだと。強制的に市町村は全部一本化でなくて、全てがなじがらめではなくて、エリアで——例えば私の地域なんかは防災無線があるのです。大分ありますよね。そこで流すのも一つの方法だし、危険回避のためにそういうことを併用するという、ちょっと懐の大きいところがあってもいいのではないかなと思うのです。何でもかんでも県に従って一本化しなければ駄目だと、それはそれでいいですよ、いいけれども、情報の速さとか、市民、県民にそういう情報に触れさせるという面では、ある程度、いろいろな方法があってもいいと思う。こういうシステムの絵を描いていますが、どうですか。

生活環境部長

これは、あくまでも今、市町村単独でこういうマップシステムを使われているところも、一緒に使いませんかというお誘いといいますか、お願いをしているところまでございまして、速報性からいうと、近くの人に知らせるためには、先ほどの防災行政無線が一番速いだろうということで、それをやめてこちらに入ってくださいということではございません。それはそれで、市町村の情報伝達手段として、しっかりやっていただくとともに、これは例えばふだん働きに出ている人に対して情報を出すとか、あるいは家族がその地区にいる人に対してメールで、こういう出没情報がありましたとお知らせするために、できるだけ早い段階で情報を収集して伝達しようというシステムですので、もともとある防災行政無線等をやめてくださいということではありません。当

然、併用していただくのが一番よろしいかと思いません。

加藤 鉦一 委員（分科員）

分かりました。それは前向きに、部長がおっしゃるわけですから、多分それでいいと思います。

それで、この前も議会で話がありましたが、警察に連絡すると、警察が現場に行つて確認をします。それで市町村が確認をして、それから今度、警察署から警察本部に情報を集約して、本部から自然保護課に情報が来て……。そのタイムロスといいますか……。あるいはもう一つの線は、通報から市町村がすぐに確認するシステム。これも一元的の一つにするというマップシステムですが、例えば、住民から市町村の役場や市役所に通報が行くこと自体が私は非常に——これも何か質問があったような気がするけれども、支所や役所の電話番号が分かるのかとか、どこにかけるのか分からないから110番にかける人が多いのではないかなという話も、この前の総括審査で出ていましたが、私も何となく、一本化なら一本化で、どこかに簡単に一本化するシステムを考えるべきではないかなと思うのです。そうしないと、タイムロスが非常に大きいのではないかなと思って、私は何となく果たしてこれでうまくいくのかなと考えるのですが、そういうことは心配しなくていいかな。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

この図にも市町村、それから警察署のところの情報共有ということで矢印を書かせていただいております。警察に入った連絡につきましては、市町村に情報提供され、市町村に入った情報につきましては警察署に連絡をして、情報共有をした上で現場に集まり、必要な、例えば立て看板を設置したり、パトロールカーでアナウンスをしたりといったことを現場で行っていると伺っております。どちらか一方にだけ情報提供する、通報していただくということではなくて、その場その場で最適な場所に通報してもらおうということで、この情報が一元管理されていられると思いますので、市町村には少し負担がかかるかもしれませんが、協力をお願いして、このシステムを導入していきたいと考えております。

北林 文正 委員（分科員）

関連して、生息数の調査を行うということで、それはそれでいいですが、やっぱりアーバンベアと言われるように、クマの生息地域が変化しているところが非常に大きいと思うので、数も大事ですが、クマがどういう移動をしているのか、どういう生態なのか、その辺はこの調査で分かるのですか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

カメラトラップ法による生息数調査につきましては、その調査をやった場所での生息密度が分かるこ

とになります。調査につきましては、住宅のすぐそばではできないということもありますので、先ほど委員がおっしゃられた移動であったり、住宅周辺での生息状況というところまでは分かりかねるところです。

ただ、数だけではなくて、生息する場所もやはり大きな問題になっておりますので、呼び寄せないよう、誘引物の管理であったり、やぶ払いであったり、また今年度から人里周辺への対策について、有識者も交えて検討しているところで、環境省の対策事業にも採択していただいて、人里周辺での冬眠穴の調査を開始しております。早春期、冬眠明け早々と思われるクマが目撃される場合がございますので、そういった個体については人里の周辺で冬眠している可能性が高いということで、人里の周辺で冬眠をしているということであれば、それを捕殺する、または追い上げるといった対策が講じられないかという調査を始めたところでございますし、来年度の予算でも計上しております。

北林文正委員（分科員）

冬眠穴の調査は、どのぐらいの範囲で行うのですか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

そういった手法は、まだ決まっているわけではございませんので、これまで早春期に目撃されたとか、捕獲があったということで場所を絞り込み、地元の方々と協議をして、実施できるかどうかを話し合っておりまして、今年度につきましては花輪地区で調査をしております。実際、車で入っていけるようなところの左右200メートルぐらいなどについて、調査を今、進めているところでございます。

北林文正委員（分科員）

餌になるものを置かないということで、柿の木を切ったりなど、いろんなことが当然、必要ですが、ただ、一度味を覚えてしまうと必ず来るという。クマはすごく執着が強く、一度そこにおいしいものがあると分かれば必ず来るという話を聞くのですが、やっぱり餌を置かなくても、農作物はやめるわけにいかないし、電気柵で全部を囲うのも無理なので、その辺、生態調査というか、それはやっぱり行ってほしいです。また、私が前に、発信機を付けて行ったらどうかと言ったら、秋田県では一回捕まえたものを機械を付けてまた放すことは絶対にできないという答弁だったのですが、他県ではやっているのです。一回捕まえたものを放せないことはないと思うのです。住宅地のすぐ近くに放すことはできないかもしれないのですが、やっぱり発信機を付けて、行動のパターンを調べることは是非やってもらいたいと思うのですけれども、やっぱり無理ですか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

先ほどの誘引物管理の話を中心にさせていただきたいと思います。委員おっしゃるとおり、一度、里のものの味を覚えた個体は、やっぱり執着をいたします。それは、問題個体ということで、やっぱり個体としては駆除していかなければいけないですし、問題個体にならないように誘引物をきちんと管理して、里に呼び寄せない対策が必要だと思っております。

また、農作物につきましても、できるだけ電気柵で囲うなどして寄せつけない対策が必要だと考えております。

もう一点、発信機につきましては、クマを放す場所、むしろ放獣する場所の地権者の同意が得られなくて、現在は実施できておりません。クマの行動範囲から見ても、ある程度、広い場所で放獣しても構わないという地権者が現れば、こちら側の麻酔をする、運搬する体制といったものも構築しなければいけません、今一番問題になっているのは、放獣先の地権者の同意がなかなか得られないため、放獣することができていない状況にあります。

北林文正委員（分科員）

あと1つ、鹿やイノシシとかが今すごく増えていて、増えているのは確実だと思うのですが、鹿とかイノシシがどんどん餌を食べてしまうので、クマはそういったのに負けて、追い出されているというか、そういう話も聞くのです。ですから、やっぱり鹿やイノシシとか、そういった——ニホンジカですね——調査も必要だと思うのですが、これについては生息数調査は全く行われていないのですか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

秋田県の場合、非常にまだ低密度で、調査をやってもなかなか信頼性の高い数字が得られないという状況にあって、鹿、イノシシの生息数調査は実施したことがございません。

クマとイノシシで餌が競合するのではないかとお話しする方はいらっしゃるのですが、実際それが本当かということにつきましては、まだ分かっていないところがございます。そういった辺りも調査が進むことを期待していきたいとは思っておりますが、現状、秋田県の場合は、鹿、イノシシも数が多い状況ですので、まだクマが本来の生息場所から出ていかなければならないほどの状況ではないと考えております。

北林文正委員（分科員）

私も詳しくは分かりませんが、私の地元でもイノシシを実際に見たこともありますし、被害の状況も見ましたけれども、相当なものです。ただ、移動していくので、いつもずっとそこにいるわけではないです。低密度とはいえ、相当増えているという話も聞きますし、是非しっかり専門家も含めてこの辺は調べてもらいたいと思います。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

参考までに、イノシシにつきましては、令和5年度の目撃数が198頭、令和4年度は44頭と非常に少なかったのですが、令和3年度は128頭と、少しずつやっぱり増えているという状況にはございます。捕獲も少しずつ伸びている状況にあります。

一方、ニホンジカにつきましては、令和5年度の2月15日現在で、目撃頭数が84頭、令和4年度は170頭、令和3年度は106頭でございました。一方、捕獲につきましては、今年度2月15日の時点で49頭で、令和4年度は47頭、令和3年度は57頭と、ニホンジカはあまり増えている状況にはないところですが、イノシシについては増えているという状況がございます。

こちらにつきましても、野生鳥獣の検討委員会で御指摘を頂いたところでございますので、委員の御意見を踏まえて、対策などについて取り組んでいきたいと考えております。

北林丈正委員（分科員）

今の数字は、恐らく目撃情報ですよ。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

目撃と捕獲とそれぞれでございます。

北林丈正委員（分科員）

見ても何も言わないのがほとんどだと思うのです。だから、客観的なデータを是非とってもらいたいと思います。お願いします。

加藤麻里委員（分科員）

この件で1件質問いたします。

対策ということでいろいろとお話がありました。先ほどのお話で、山の奥にはクマがいなかったと、そしてまた食べ物もほとんどと言っていいくらいなかったということでした。食べ物がなく状況が続くのであれば、やはりクマは里に下りてこざるを得ないということです。やはりその部分をきちんとしないと、改善されないと思います。その山の食べ物がなく部分というか、そういう森の状況といいますか、そういった部分については、どのようなことをお考えでしょうか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

ごく一部の方からそういったお話を伺っているという状況でございます。ただ、狩猟者の方々には、狩猟に行ったときに、クマの目撃情報を収集して報告するようお願いをしておりますし、猟友会に委託をして実施しているクマの目視調査も、例年どおり実施させていただくこととしておりますので、こういった情報を含めて、山の状況について考察していきたいと考えております。

加藤麻里委員（分科員）

山に食べ物がなくといいますか、温暖化のせいもあるかとは思いますが、もしかしたら、また、山

の状況も含めて、逆にドングリの木をもっと植えたほうがいいのではないかと、何かしら山に対する対策といいますか、そういったものについては何かお考えありますか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

どうしても山の実なりににつきましては波があります。庭に柿の木とかブドウの木を植えていても、その年によってなりが違うように、山でも同じような状況が出ます。今年はブナの実が大凶作ということがありました。これに加えてミズナラやコナラとか、その前に実のなるサルナシであったり、そういった軟らかい実なども一斉にならなかったと伺っておりますので、山にほとんど食べるものがなかったということは間違いないと思っております。こういった状況は、他県でも同じように聞いておりますので、東北地方が全体的にそういう傾向にあったのだろうと考えております。

では、そういった実がなるドングリの木とかを植えればいいのかということになっていくのですが、針広混交林化につきましては今、進めているところでありますし、先ほど申し上げたとおり、どうしても波がありますので、環境収容力、山の状況で何頭のクマを養えるかということによって、どうしても限界があります。山のなりが悪くなったときには、どうしても食べられない個体が出てくることになり、一概にドングリをまけばいいとか、植えればいいということは、なかなか難しいところだと思っております。やはり自然のものにつきましては、自然の状況ということになるかと思っております。

加藤麻里委員（分科員）

いろいろとこの先も検討が必要かと思っておりますが、その波が異常な波ということも考えられなくはないと思っておりますので、全てを波のせいにするのではなくて、また何かしらこの先、全国的なことになるかと思っておりますが、是非、検討されながら、なるべく本来のいい形になるように、今後とも研究を進めて、検討していただきたいと思っております。

沼谷純委員（分科員）

クマの話ばかりですが、今年、御存じのとおり暖冬で、都市部というか、市街地でも雪が少ないのですが、当然、平均的に山でも、例年よりは雪が少ない状況なのか。間もなく春が来ますが、見立てとしては、例えば例年よりも暖冬で雪が少ないということもあって、クマが早めに冬眠から目覚めて、動き出してくるのではないかと、この春以降については、どういう見立てを持っておられますか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

大変難しい質問だと考えております。気温が低いことは冬眠に入るきっかけにはなるのですが、食べるものがあるかどうかで冬眠に入ります。食べ物が

少ないときにどのぐらいエネルギーを使わずに冬を乗り切れるかというのが冬眠ですので、春になって雪も少ないとなったときに、食べ物があれば出てくる可能性があると思います。山の状況はまだ分からないのですが、軟らかい葉っぱとか、昨年に実を付けたものが落下して地面に落ちているとかがあれば、割と早めにクマが行動を開始することは十分に考えられると思います。ただ、春になれば、どうしてもクマは遅かれ早かれ行動してまいりますので、十分注意をして行動していく必要があると思います。

沼谷純委員（分科員）

その上で、先ほどのマップシステムは、めどとしては7月というお話でしたが、7月から運用できるのか、市町村への説明やいろんな体制を——システムは出来たけれども、運用の仕方の部分もありますから、実際の運用開始は8月になるのか、その辺の見立てはどうですか。今お話しいただいたクマの出没は春から始まっていくと、そこには多少時間差があるわけですが、なるべく早めに運用できればいいですけれども。その辺はどうですか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

6月中旬にシステム開発を終えて、市町村の説明会も行いながら、7月には運用をスタートしたいと考えております。もちろんこれは、システム構築が順調に進めばということになるかと思っております。

4月から6月の間は、まだシステムが開発されておりませんので、県としては従来どおり、現状のマップシステムを更新して情報提供する、また必要に応じて市町村に連絡を取ったり、市町村との連絡会議などを開きながら情報提供して、クマ対策を進めてもらうことを考えております。

沼谷純委員（分科員）

今年度と違う状況になればいいのですが、高止まりする可能性を前提に考えたときに、マップシステムが稼働することはプラス材料だと思います。

もう一つ、資料に市街地出没時の体制強化とありますが、これは今までとこれからで何か体制を変えていくのか、強化とは具体的にどこら辺が変わるのでしょうか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

経費的には、市町村の出没対応訓練を想定しております。それに加えて、12月補正予算で認めていただきましたが、住宅地周辺では銃を使った捕獲ができないということもありますので、麻醉銃の配備も今、進めているところでございます。そういったことを実際に今度、使えるようにするための訓練も必要となってまいりますので、市町村に対する訓練や、我々の麻醉銃を使えるかどうかの状況把握であったり、実際に捕獲するまでの手順であったりといったところをきちんと体に覚えさせながら、市街地

の体制を整備していきたいと考えております。

沼谷純委員（分科員）

今の御説明は大変ありがたいですが、そうすると、今こういう形での予算や12月補正もありましたが、4月、5月と春が来て、クマが出没するような時期になってくると、実際に今お話しいただいたような麻醉銃ですとか、そういった対応が可能になっている状態、状況だと思っていいいのでしょうか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

麻醉銃は、単純に動物に注射筒を当てればいいというものではなくて、その従事者またはその周辺に住んでいる方に危険が及ばないように麻醉銃が使える状況かどうかを判断する必要があって、これが一番難しい問題だと思っております。当初、地域振興局の職員にそういったことを覚えていただきながら体制を強化していこうと考えておりましたが、今回、専門的な知識を持つ職員を2名配置できることになりました。そういった方々にきちんと覚えていただいて、将来的に県北、県南の地域振興局に配置して、全県での体制を強化していきたいと考えております。

沼谷純委員（分科員）

次にもう一つ、その下にありますが、拡充ということで、市町村主体によりクマを寄せつけない取組を行うとあります。ぱっとイメージがつかないのですが、具体的に市町村はどういうことを行うと想定されていますか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

今年度から市町村向けの研修を始めているところでございます。先ほど申し上げたとおり、どうしてもクマとのすみ分け、人里にクマを寄せつけない対策を捕獲と併せて行っていないと、クマの対策はなかなか進んでいかないと考えております。

そういったところで、寄せつけない対策につきまして、地域の住民の方々が日常生活の中で取り組んでいく体制を構築していかなければいけないと考えております。では、自分たちはどういったことを行っているのかというのが分からない方も多いかと思っておりますので、そうしたときに、最も地元に近い職員である市町村の方々が非常に頼りになると考えております。

今年度から基礎研修と応用研修を受講していただきました。来年度も引き続き基礎研修、応用研修を開催しますし、最終的な目的としている、地域の方々が主役になって自ら活動するという部分について、市町村の方にサポートしていただきたいと思っております。具体的には、誘引物の管理であったり、例えば柿の木とか栗の木だけではなくて、廃野菜やコンポストであったり、犬の餌の出しっ放しなど、意図しないで誘引していることが間々あると思っておりますので、そういった辺りを地元の方々と一緒に市町村

の職員にサポートしていただきながら進めていきたいと考えています。

沼谷純委員（分科員）

地域の住民の感覚とすれば、誘引しないということで、庭の木であれ、何かの餌であれ、人間が食べるものであれ、そういうものを気を付けて管理することぐらいはできると思うのですが、それ以上はなかなか……。地域が主体になって、クマと戦えといっても無理ですし、主体になるには限界があるのかなと。市町村主体あるいは地域住民主体でクマを寄せつけないと、言葉としては美しいのですが、地域住民ができることはかなり限られてくると思いますから、限られてくることをしっかりやるのだということを含めて、もう少し具体の分かりやすいもので、こういう取組を普及啓発といいますか、住民の皆さんに啓発していくような形をとっていかないと、ちょっとぼんやりしているなと思ったものですから伺いました。ですので、そういう具体の取組に是非、つなげていただきたいとお願いだけしておきます。

最後に、33ページの全体概要ですが、対策5のところで、捕獲上限等について検討するとありました。一般質問でも取り上げて、御答弁頂いたのですが、捕獲上限を設定するかどうかを含めて検討するという理解でよろしいのでしょうか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

委員の中にはそういった考えをお持ちの方もいらっしゃいます。ただ、全体的な考え方につきましては、個体群への影響を何らかの形でモニタリングする必要があると思っております。それが一般的には個体群から、捕殺されたり何らかの形で死んだりといった、抜かれる個体を数えて、個体群として管理していくというものになります。ですので、何らかのモニタリングをする必要はあると考えております。

あわせて、今回クマ類が、本県の場合はツキノワグマですが、指定管理鳥獣に指定される方向で行政手続が進められております。ただ、検討委員会で、クマ類による被害防止に向けた対策方針がまとめられましたが、その中でも今まで指定されていた鹿、イノシシとは繁殖力や個体数の水準であったり、被害の対応が異なるので、クマに合った支援制度を作ってほしいと提案されております。そういった中で、モニタリングをしっかりと実施し、モニタリングを前提としながら、捕獲の目的を明確に定めて、そういった目的に合致するように、捕獲数であったり時期や場所であったり、そういったものを決めて、確実に進めてほしいと提案されておりますので、そういった検討委員会で示された対策方針を踏まえて、環境省で、クマ類の管理計画のガイドラインが策定されるまたは見直しされると考えております。そうしたことを参考にしながら、今回のクマの管理計画

の改定、それから議論を進めていきたいと思っております。

沼谷純委員（分科員）

十分に理解できていなかった部分もあるかもしれませんが、いずれ先ほど来からモニタリングですとか、この後、調査を令和6年度、令和7年度と行っていくということですが、仮に来年度なり再来年度なり調査をして、横ばいで四千数百頭、5,000頭ぐらいではないかという推計が立ったとしても、それは今年度2,000頭以上捕獲した上での横ばいということは、加藤委員がおっしゃったように、実質、このブランクの3年間で、実は6,000頭、7,000頭になっていて、今年度2,000頭以上捕獲したので、結果4,000頭、5,000頭のところに来ているという足し算、引き算になりますから、そういう意味では、結果横ばいの数字であっても、増加しているということになるだろうと思います。本当に課長がおっしゃる横ばいであれば、来年度、再来年度に調査をしてみて、2,000頭とか3,000頭という数字にならなければ、本来横ばいではないと思いますので、それを踏まえた捕獲上限の検討を是非していただきたいと思ひますし、今年度も捕獲頭数の上限を引き上げるとか上限いっぱいまでとか、いろんなタイミングでありましたが、一般の県民の皆さんからすると、この捕獲上限が意味するものが非常に分かりづらかったと思います。上限があることで、これ以上捕獲できないのかなと思われた県民もいらっしゃいますし、そうではなくて、いわゆる害獣というか、害をなすものに関しては、上限なく捕獲するというのをきちんと県民の皆さんに理解していただくことのほうが大事だと思いますので、その理解を妨げてしまう、あるいは誤解を招くような捕獲上限という設定は、私はあまり好ましくありません。それとモニタリングの話は別の話ではないかなと思ひますので、この辺、捕獲上限を設定しないことも含めて、検討していただきたいということを、私からも最後をお願いして終わります。

鈴木真実委員（分科員）

33ページにありますように、概要としてツキノワグマの被害防止対策の全体像が示されたので、前よりも何をするのか、令和6年度にツキノワグマの被害防止対策として、来年度はきちっと取り組んでいくということが見えたので、私は非常にいい取り組みに進んでいくのではないかなと期待しております。

1つ、細かいことになりますが、30ページのところで、猟友会の高齢化とか、ハンターが不足していると盛んに言われて、駆除する人たちがいないということが去年、非常に問題になっておりましたが、

その解決に向けての（３）の担い手確保・育成事業だと思っております。６５０万円余り計上されておりますが、インセンティブとして、この事業等が挙げられていると思います。具体的に、免許取得のためにはどのくらいの助成があるのか、それから散弾とかライフル銃等の銃器の購入に対しても、どのくらいの助成があるのかというのは、もう決まっているものではないでしょうか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

狩猟免許の取得……。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後３時２１分 休憩

午後３時２２分 再開

委員長（会長）

再開します。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

狩猟免許の取得支援につきましては、上限が５万円でございます。散弾銃の購入支援につきましても、上限が５万円、ライフル銃の購入の支援につきましては、上限が７万円としております。

鈴木真実委員（分科員）

このように予算化しているということは、各市町村においての猟友会の拡充とか、クマ対策に関わる人を増やすというのもあると思うのですが、そういう事前の調査とかはしているものではないでしょうか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

市町村においても、このような狩猟免許の取得や、銃の取得支援をしている市町村が最近増えてきております。今年度につきましては、２つの市と村を除きまして、２３の市町村でこういった支援制度を構築しております。

鈴木真実委員（分科員）

では、県の補助に対しての上乗せと考えてよろしいのでしょうか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

申し訳ございません。市町村が補助したものの差分に対して県の補助をするという形で、それが上限に達する場合は、そこで打ち止めという形になります。

鈴木真実委員（分科員）

債務負担で示された額がたしかあの当時、１，３４２万円という例のマップシステムで、今回また８００万円ぐらい上乗せになっておりますが、これについてはどういう数字になっているのでしょうか。

生活環境部参事（兼）自然保護課長

八十数万円だと思います。この差額につきましては、現行のマップシステムを運用するためのライセンスの使用料になります。

鈴木真実委員（分科員）

分かりました。６月に開発、それから７月に運用と定めておりますが、またいつ起こるか分からない災害ですので、それに向かって県を挙げて頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（会長）

いいですね。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で生活環境部の当初予算関係の議案の質疑を終了します。

ここで暫時休憩します。

再開は、午後３時３５分とします。

午後３時２５分 休憩

午後３時３３分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

次に、生活環境部関係の請願の審査を行います。しおりの１９番、請願一覧表の７ページをお開きください。

請願第８号「カドミウム汚染地域関係者の健康影響調査を求める請願について」を議題とします。

執行部の現況説明を求めます。

生活衛生課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

請願第８号について、御質問等ございませんか。

加藤麻里委員（分科員）

現況で、「イタイイタイ病と判定された方はおらず」とありますが、例えばその手前、カドミ腎症といえますか、そういった兆候が見られた方はいたのではないのでしょうか。どうでしょうか。

生活衛生課長

当時の昭和４５年から昭和５１年にかけての手前の状況だとか、その病気に対してどうしたかというデータは残っておりません。カドミウムは体内蓄積が高いので、当時摂取した影響がいまだに残っているとされるような化学物質ですが、その残っている方、血中のカドミウム濃度が高い方に一番起きや

すいのは、近位尿細管腎症と言われる腎臓の病気と
言われています。実際に高齢者で現在もカドミウムの
濃度が高い方——75歳の女性で、それを発症し
ている方が見つかってはいますが、今回の文献の研
究者が入っている研究チームにおいて、厚生労働省
の健康影響調査では、最終的に年齢が上がったこと
による発症と区別がつかないので、年齢の補正を行
えば、実際はカドミウム血中濃度はこの程度、いわ
ゆる基準を超えるか超えないかぐらいのことを、ず
っと何十年も摂取してきた方と疫学的な差はないと
評価しておりますので、昭和の時代の対応について
は詳細は分かりませんが、現時点では、秋田県でも
比較的高い濃度をとっている方を含めて、問題がな
いと考えています。

委員長（会長）

ほかに。

【「なし」と呼ぶ者あり】

以上で、生活環境部関係の請願に関する審査を終
了します。

次に、生活環境部関係の所管事項に関する審査を
行います。生活環境部関係の所管事項についての御
質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、生活環境部関係の所管事項に関する質疑
を終了します。

本日はこれをもって散会し、3月7日木曜日、予
算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、同
日に追加提案される議案に関する審査を行います。

午後3時38分 散会

令和6年3月7日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第118号
秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 2 議案第119号
秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 3 議案第120号
秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 4 議案第121号
秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 5 議案第122号
秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 6 議案第123号
秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 7 議案第124号
秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 8 議案第125号
秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 9 議案第126号
秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 10 議案第127号
秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 11 議案第128号
秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 12 議案第129号
秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案

（趣旨説明・質疑）

- 13 議案第130号
秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 14 議案第131号
秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 15 議案第132号
秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 16 議案第133号
秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案（趣旨説明・質疑）
- 17 健康福祉部関係の付託案件以外の所管事項（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐藤 正一郎
副委員長	鈴木 真実
委員	加藤 鉦一
委員	北林 丈正
委員	今川 雄策
委員	加藤 麻里
委員	沼谷 純

書記

議会事務局議事課	加藤 祐也
議会事務局政務調査課	村上 忍
健康福祉部福祉政策課	小玉 遼平
生活環境部県民生活課	平柳 悠

会議の概要

午後1時7分 開議

出席委員

委員長	佐藤 正一郎
副委員長	鈴木 真実
委員	加藤 鉦一
委員	北林 丈正
委員	今川 雄策
委員	加藤 麻里
委員	沼谷 純

説明者

健康福祉部長	高橋 一也
健康福祉部次長	片村 有希
健康福祉部次長	石井 正人

福祉政策課長	元 野 隆 史
感染症特別対策室長	野 村 桃 子
地域・家庭福祉課長	内 田 鉄 嗣
長寿社会課長	伊 藤 幸 喜
障害福祉課長	樋 口 和 彦
健康づくり推進課長	辻 田 博 史
国保医療室長	加賀谷 修
保健・疾病対策課長	渋 谷 清 美
医務薬事課長	石 川 亨
医療人材対策室長	柳 谷 由 己

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、本日追加提案された健康福祉部の議案に関する審査を行います。

議案第118号から議案第133号まで、以上16件を一括議題とします。

健康福祉部長の説明を求めます。

健康福祉部長

【部局関係説明書により説明】

委員長

以上で健康福祉部長の説明は終了しました。

次に、関係課長の説明を求めます。

地域・家庭福祉課長

【議案〔10〕及び提出資料により説明】

長寿社会課長

【議案〔10〕及び提出資料により説明】

障害福祉課長

【議案〔10〕及び提出資料により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

佐藤正一郎委員（分科員）

今回、非常に多くの条例が改正されます。対象となる施設はいっぱいありますが、こういった改正した中身をどのようにして周知して、この後どのようにに手続されますか。

長寿社会課長

長寿社会課が一番多いので、私が答えさせていただきます。

こちらの改正内容につきましては、官報に全て掲載され、国で定めた内容が周知されております。あわせて、改正した後の内容につきましては、条例としてウェブサイトに掲載いたしますので、そちらで確認できるようにしております。

佐藤正一郎委員（分科員）

例えば、努力義務を課すものとか、様々な施設に対して改正されること、ありますよね。そういう官報やホームページといったものに掲載されるだけで、

直接そういう施設の関係者を集めてしっかり周知するような会議などは、こういう場合は持たれるものですか。

長寿社会課長

特別に集めて会議はしませんが、改正内容の概要については、各介護サービス事業所に周知はしております。

委員長（会長）

ほかにないですね。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で本日追加提案された健康福祉部の議案の質疑を終了します。

次に、健康福祉部関係の所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

長寿社会課長

【提出資料により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

北林文正委員（分科員）

これは、出来て何年になりますか。

長寿社会課長

完成は平成9年ですので、27年ほどになります。

北林文正委員（分科員）

27年ということですが、恐らく設計の段階で腐朽菌に冒されることは予想していなかったと思うのです。その辺について、設計者の見解も分かりますか。

長寿社会課長

設計というのは、今回の設計でしょうか。

北林文正委員（分科員）

いや、当初の。

長寿社会課長

造った当時の設計ということでしょうか。

北林文正委員（分科員）

ええ。

長寿社会課長

腐朽菌の関係については考慮されていないものと思います。要は腐るという前提はなかったものと思います。

北林文正委員（分科員）

こういうふうには、プールとか腐朽菌に冒されている例は、ほかに県の建物ではないものですか。

長寿社会課長

木造の構築物は、例えば中央公園のスカイドームがありますが、そちらは水分を使っているところはありませんので、腐朽菌に冒されていることはない

と思います。

また、中央エリアのプールのように、プール自体に木材を使っているというケースは、県の建物としてはほかにありません。

北林文正委員（分科員）

温泉だとほとんど木造ですが、あまりこういう腐朽菌にやられているというのは聞いたことがないのですけれども。ミスと言えばミスですよね。材料の選定ミスというか。そうすると、改修工事はまた木造でやるということですか。

長寿社会課長

今回の改修に当たって、構造は検討いたしました。例えば、鉄骨に替えられないかとかも検討したわけですが、そもそもが大断面集成材を使うという前提で構造計算がされており、鉄骨あるいは鉄筋になりますと、重量が非常に重くなりまして、基礎あるいはそういったところもたないということがございますので、木造でかけ替えるということになりました。

北林文正委員（分科員）

いずれ腐朽菌に冒されないような木材の防腐処理はあるのですか。そういうものがあればいいけれども、なくてやれば、また同じことの繰り返しだと思うので、その辺は専門的なことを相当よく考えてやらなければいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

長寿社会課長

今、まさに委員がおっしゃられたとおりでございます。今回、木造による改修に当たっては、当初から防腐処理をした上で、換気を適切に行って、湿気を取り除くというところで、また今回のようなことが起こらないような対策をした上で、工事を行うことで考えております。

加藤鉦一委員（分科員）

このことについて、前にもこの予算が出たとき話ししていましたが、まず3年間も投げて、投げてと言うと失礼けれども、何にも措置もしないで、そのまま置いて、どんどんカビを繁殖させておいた自体が私からすればちょっと……。予算の関係もあつたでしょうけれども。

それで、これは木造を使って、アール型になっているでしょう。造りがすごく高いのだよね。県立プールとかアスレのプールとか、どこを見たって、あんなに金掛けた無駄な——プールの健康づくりで泳ぐとか歩くとか、そういう目的からしたら、ああいふドームの上に必要のないものを造って、当時は必要だということで造ったのでしょうし、それはそれでいいけれども、構造計算上できないといっても、また同じことになるのではないかと思うのです。今、北林委員から、また腐食するのではない

か、大丈夫かという話が出ましたが、どうしようもないのだったら、木造だとしてもきちんと湿気を防ぐような手だてをしないと、また同じようなことが起きるのではないかと思って、私はちょっと心配するのだけれども。3年休んだほかに、さらに4年も掛けて、本当に必要なかと私は逆にそう思うけれども、ここまで来てしまったとすれば、直す予算を考えているのだろう。大体、予算も全部持ち出しでしょう。

長寿社会課長

予算のことだけお答えすればよろしいでしょうか。予算につきましては、長寿命債というものを使いまして、充当率は90%となります。

加藤鉦一委員（分科員）

90%の充当率。

長寿社会課長

はい。

加藤鉦一委員（分科員）

起債で。

長寿社会課長

はい。

加藤鉦一委員（分科員）

そんないいのがあるの。

長寿社会課長

今現在、それを使って実施しております。

今おっしゃられた換気等の腐食防止については、平成9年当時は、あまりそこまで考えてはいなかったのだらうと思います。今回につきましては、例えば北海道で木造のプールが結構ありまして、技術資料とかもあります。換気であるとか、あるいは木材に対する防腐処理、木材の上に水がたまらない処理が絶対に必要だというような技術資料が出ております。そういったものも参考にしながら、今後、同じように腐ることがないように設計しておりますので、そこは心配なくやられると思っております。

加藤鉦一委員（分科員）

今、9割充当する長寿命債を使うと言いましたが、これは上限があるでしょう。このまま起債を8億くらいに全部充当するわけではないでしょう。このうちの何%を充当できるの。

長寿社会課長

地方自治体の財政規模にもよりますが、40%から50%ということになっているようです。

加藤鉦一委員（分科員）

そうすれば、40%、50%を総額で充当した場合、半分以上は一般財源から持ち出すということになるね。

長寿社会課長

そういうことになります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、健康福祉部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、3月18日月曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、当初予算関係及び追加提案分の付託議案についての討論・採決を行います。

散会します。

午後1時36分 散会

令和6年3月18日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第75号
秋田県子ども・女性・障害者相談センター条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 2 議案第76号
秋田県社会福祉施設職員福利基金条例を廃止する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 3 議案第77号
秋田県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 4 議案第78号
秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 5 議案第79号
職員の特殊勤務手当に関する条例及び秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 6 議案第80号
秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 7 議案第81号
秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条例案 (討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 8 議案第82号
医療法施行条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 9 議案第83号
秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 10 議案第84号
秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例案 (討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 11 議案第96号
地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期計画に関する認可について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 12 議案第97号
令和6年度自然公園事業に要する経費の一部負担について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 13 議案第118号
秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 14 議案第119号
秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 15 議案第120号
秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 16 議案第121号
秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 17 議案第122号
秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 18 議案第123号
秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 19 議案第124号
秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 20 議案第125号
秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 21 議案第126号
秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 22 議案第127号
秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 23 議案第128号
秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 24 議案第129号
秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び

運営に関する基準を定める条例案

(討論・採決) (原案を可とすべきもの)

25 議案第130号

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案

(討論・採決) (原案を可とすべきもの)

26 議案第131号

秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案

(討論・採決) (原案を可とすべきもの)

27 議案第132号

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

(討論・採決) (原案を可とすべきもの)

28 議案第133号

秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案

(討論・採決) (原案を可とすべきもの)

29 請願第7号

国立病院の機能強化を求める意見書採択にかかわる請願について

(討論・採決) (採択すべきもの)

30 請願第8号

カドミウム汚染地域関係者の健康影響調査を求める請願について

(討論・採決) (不採択とすべきもの)

31 意見書案(請願第7号の採択に伴うもの)

国立病院の機能強化を求める意見書(検討)

(意見一致) (提出決定)

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐藤 正一郎
副委員長	鈴木 真実
委員	加藤 鉦一
委員	北林 丈正
委員	今川 雄策
委員	加藤 麻里
委員	沼谷 純

書記

議会事務局議事課	加藤 祐也
議会事務局政務調査課	村上 忍
健康福祉部福祉政策課	小玉 遼平
生活環境部県民生活課	平柳 悠

出席委員

委員長	佐藤 正一郎
副委員長	鈴木 真実
委員	加藤 鉦一
委員	北林 丈正
委員	今川 雄策
委員	加藤 麻里
委員	沼谷 純

説明者

健康福祉部長	高橋 一也
健康福祉部次長	片村 有希
健康福祉部次長	石井 正人
福祉政策課長	元野 隆史
生活環境部長	川村 之聡
生活環境部次長	古井 正隆
生活環境部次長	信田 真弓
生活環境部参事	渡部 仁
生活環境部参事(兼)自然保護課課長	齋藤 寿幸
県民生活課長	石川 由美子

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、当初予算関係及び追加提案分の付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

それでは、付託議案について討論・採決を行います。議案第75号から議案第84号まで、議案第96号、議案第97号、議案第118号から議案第133号まで、以上28件を一括議題とします。

討論を行います。

【「討論」と呼ぶ者あり】

鈴木真実委員

議案第96号、地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期計画に関する認可について、賛成の立場から討論します。

令和6年度から令和10年度までの5か年にわたる第4期中期計画(案)が当福祉環境委員会及び予算特別委員会の総括審査で審議されました。

予算については賛成するものでありますが、次の点から議案第96号に意見を付すものであります。

総括審査において、知事から説明のあったとおり、独立法人として健全な経営改善の下、目標を達成するには、医師の確保がなければ到底困難であることは明白であり、中期計画の目標達成は医師の確保に尽きます。医師の確保があって初めて入院患者を増やし、病床の稼働率の向上につながるようになります。しかし、この医師の確保は、県内全域でも最重要課題となっている現状では、不安が払拭されているとは言い難い状況にあります。

会議の概要

午後1時35分 開議

知事答弁では、知事自ら医師確保に努めると答弁していただきましたが、それで課題が払拭されるとは思われません。どうか健康福祉部を挙げ、県を挙げて、病院機構と早急に詰めて、手を打っていただくことを希望します。

医師確保は、手術の回数を増やし、病床稼働率を上げることに直結しますが、県が設備導入した高額な医療機器が現状では十分に活用されていないことも極めて遺憾であります。

とにかく早急に改善すべきところは早急に着手していただき、今後その状況や経緯につきましては当委員会に対して、閉会中であっても適宜報告することをお願いします。

まずは、第4期計画の最初の1年、令和6年度の取組と成果が極めて重要でありますので、早急に課題解決に向けた取組を進め、目標が達成されることを強く強く要望します。

以上、意見を付して賛成討論といたします。

以上です。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は終局したものと認めます。

採決します。議案第75号ほか27件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。議案第75号ほか27件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、請願の取扱いについて決定します。

請願第7号「国立病院の機能強化を求める意見書採択にかかわる請願について」を議題とします。

本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

請願第7号は、採択すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

請願第7号は、採択すべきものと決定されました。

次に、採択すべきものと決定した請願第7号に伴う意見書案についてお諮りします。

【書記、意見書案を配付】

委員長

「国立病院の機能強化を求める意見書」案について、御意見等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

お諮りします。

本意見書案を原案のとおり福祉環境委員会提出の意見書案とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、本意見書案は、原案のとおり福祉環境委員会提出の意見書案とすることに決定されました。

なお、本意見書案の提出手続等については、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、本意見書案の提出手続等については、委員長に一任いただくことに決定されました。

次に、請願第8号「カドミウム汚染地域関係者の健康影響調査を求める請願について」を議題とします。

本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

【「不採択」と呼ぶ者あり】

委員長

継続審査とする意見と採決すべきとの意見がありますので、まず継続審査とすることについて、討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

挙手により採決します。

請願第8号は、継続審査とすることに賛成の方は、挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成少数であります。

よって、請願第8号は、採決することに決定されました。

それでは、討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

挙手により採決します。

請願第8号は、採択すべきものと決定することに賛成の方は、挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成少数であります。

よって、請願第8号は不採択とすべきものと決定

されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

散会します。

午後 1 時 4 2 分 散会